

## 【表紙】

|               |                                                                                                        |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【提出書類】        | 有価証券報告書                                                                                                |
| 【提出先】         | 関東財務局長                                                                                                 |
| 【提出日】         | 平成21年12月25日                                                                                            |
| 【計算期間】        | 自 平成20年10月 1 日 至 平成21年 9 月30日                                                                          |
| 【ファンド名】       | SPDR <sup>®</sup> ゴールド・トラスト<br>(SPDR <sup>®</sup> Gold Trust)                                          |
| 【発行者名】        | ワールド・ゴールド・トラスト・サービス・エルエルシー<br>(World Gold Trust Services, LLC)                                         |
| 【代表者の役職氏名】    | マネージング・ディレクター ジェイソン・トゥーサン<br>(Managing Director, Jason Toussaint)                                      |
| 【本店の所在の場所】    | ニューヨーク州 10017 ニューヨーク郡 マディソン アヴェニュー 424 3 階<br>(424 Madison Avenue, 3rd Floor New York, New York 10017) |
| 【代理人の氏名又は名称】  | 弁護士 伊 東 啓                                                                                              |
| 【代理人の住所又は所在地】 | 〒107-6029東京都港区赤坂一丁目12番32号アーク森ビル<br>西村あさひ法律事務所                                                          |
| 【事務連絡者氏名】     | 弁護士 井 上 裕 子<br>弁護士 海 野 真 実 子<br>弁護士 小 山 晋 資                                                            |
| 【連絡場所】        | 〒107-6029東京都港区赤坂一丁目12番32号アーク森ビル<br>西村あさひ法律事務所                                                          |
| 【電話番号】        | 03-5562-8500                                                                                           |
| 【縦覧に供する場所】    | 株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)                                                                   |

注(1) 本書において、文脈により別異に解する必要がある場合を除き、下記の語は下記の意味を有するものとします。

- ・「本信託」  
SPDR<sup>®</sup> ゴールド・トラスト(SPDR<sup>®</sup> Gold Trust)を意味します。
- ・「本受益権」  
SPDR<sup>®</sup> ゴールド・シェア(SPDR<sup>®</sup> Gold Shares)を意味します。
- ・「スポンサー」  
ワールド・ゴールド・トラスト・サービス・エルエルシー(World Gold Trust Services, LLC)を指します。

- ・「受託者」  
ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンの一部門であるBNY・メロン・アセット・サービシング(BNY Mellon Asset Servicing, a division of The Bank of New York Mellon)を指します。
- ・「マーケティング・エージェント」  
ステート・ストリート・グローバル・マーケット・エルエルシー(State Street Global Markets, LLC)を指します。
- ・「本カストディアン」  
本信託のカストディアンであるHSBC銀行USA(HSBC Bank USA, N.A.)を指します。
- ・「預託機関」  
デポジトリ・トラスト・カンパニー(The Depository Trust Company)またはスポンサーおよび受託者が信託約款(以下に定義します。)の定めに従い選択するSPDR<sup>®</sup> ゴールド・シェアのその他の預託機関を指します。
- ・「DTC」  
デポジトリ・トラスト・カンパニー(The Depository Trust Company)を指します。
- ・「DTC参加者」  
DTCへの参加者を指します。
- ・「間接参加者」  
直接または間接的にDTC参加者とカストディ関係を維持する者を指します。
- ・「本受益的所有者」  
SPDR<sup>®</sup> ゴールド・シェアの受益権の保有者を指します。
- ・「バスケット」  
本受益権100,000口単位を意味します。
- ・「NAV」  
純資産価額を意味します。
- ・「ANAV」  
調整済純資産価額を意味します。
- ・「CFTC」  
商品先物取引委員会を意味します。
- ・「CEA」  
1936年米国商品取引法を意味します。
- ・「LBMA」  
ロンドン貴金属市場協会(London Bullion Market Association)を意味します。

(2) 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「ドル」は米国の法定通貨であるドルを指すものとします。本書において便宜上記載されている日本円への換算は、別段の記載がある場合を除き、1ドル=90.15円の換算率(2009年12月7日に株式会社三菱東京UFJ銀行が発表した対顧客電信売・買相場の仲値)により計算されています。

(3) 本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しません。

## 第一部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ファンドの目的及び基本的性格

SPDR<sup>®</sup> ゴールド・トラスト(SPDR<sup>®</sup> Gold Trust)(以下「本信託」といいます。)は、2004年11月12日に、ニューヨーク不動産、権限および信託法を含む信託規制に関するニューヨークのコモンローおよび制定法のもと、スポンサーであるワールド・ゴールド・トラスト・サービスズ・エルエルシー(World Gold Trust Services, LLC)(以下「スポンサー」といいます。)と受託者であるザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンの一部門であるBNY・メロン・アセット・サービシング(BNY Mellon Asset Servicing, a division of The Bank of New York Mellon)(以下「受託者」といいます。)との間の信託約款(以下「信託約款」または「本約款」といいます。)により創設された信託です。

本信託の投資目的は、本受益権(以下に定義します。)に関して、金地金の価格(本信託の費用控除後)の動向を反映させることです。

###### 信託金の限度額

本信託の割合的な未分割の受益権の数に上限はありません。

###### ファンドの性格

本信託は、金の預託と引き換えに、本信託資産の割合的な未分割の受益権を表章するSPDR<sup>®</sup> ゴールド・シェア(SPDR<sup>®</sup> Gold Shares)(以下「本受益権」といいます。)を発行し、本受益権の解約に関して金を分配するものです。本受益権の発行と解約は、受託者およびスポンサーとの間で参加者契約(以下「参加者契約」といいます。)を締結した一定の機関(以下「認定参加者」といいます。)が本受益権100,000口単位(以下「バスケット」といいます。)で行います。認定参加者は、本受益権を一般投資家に売却することができます。本受益権の各受益的所有者は、信託約款の条件に従い、所有する本受益権の範囲内で本信託の受益者とみなされます。本受益権は発行される際、全額払い込まれ、非課税扱いとなります。

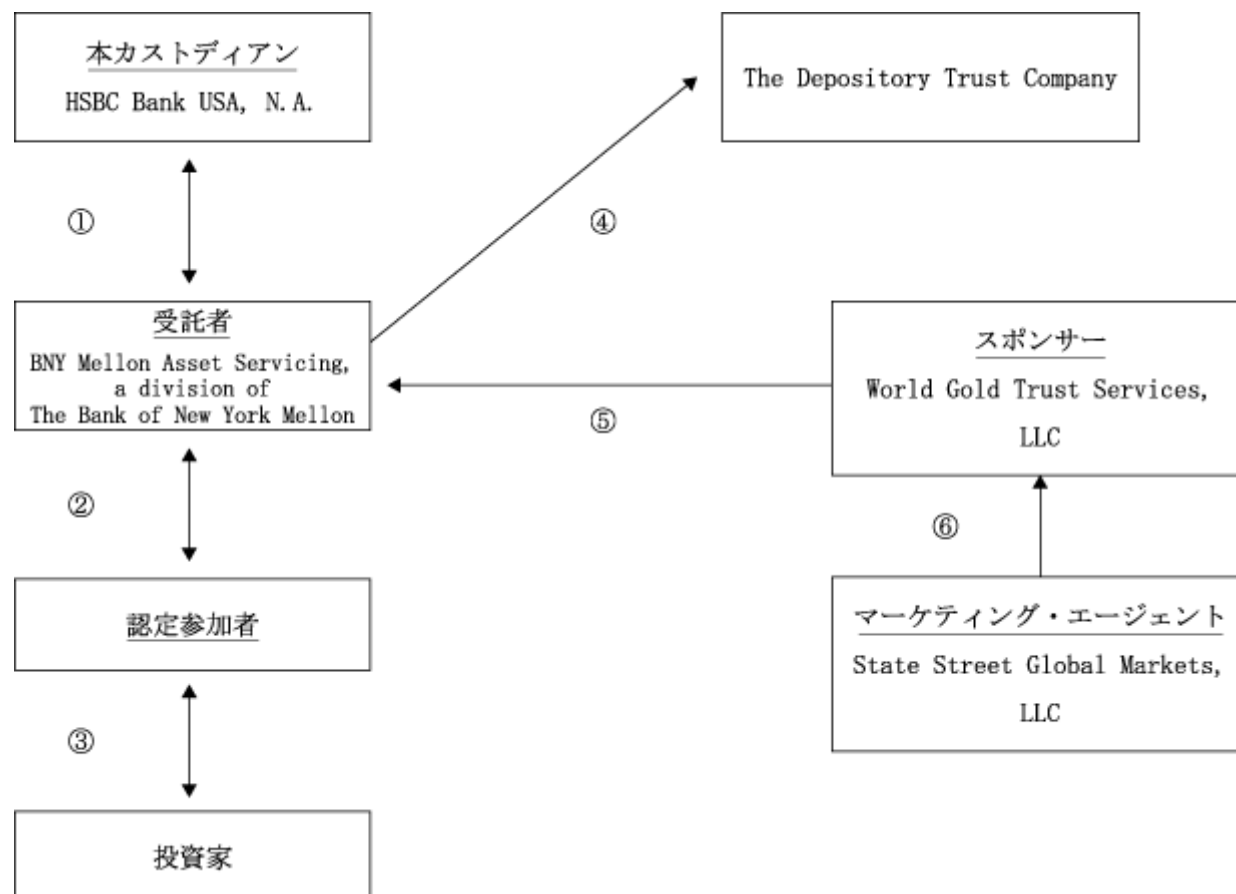
本信託の投資目的は、本受益権に関して、金地金価格(本信託の費用控除後)の動向を反映させることです。本受益権は、費用効率よく、簡便な方法で金に投資したいという投資家向けに設計されたものです。本受益権への投資の長所としては、次のような点が挙げられます。

- **投資の容易性および柔軟性** 本受益権は、NYSEアーカ取引所で取引され、機関投資家および個人投資家に金地金市場への間接的なアクセスを提供します。本受益権は、他の上場証券と同様に、NYSEアーカ取引所で売買することができ、本受益権の取引は、午後4時(ニューヨーク時間)まで行うことが出来、延長取引は、午後4時に始まり、午後8時まで行うことが出来ます。
- **費用** スポンサーは、多くの投資家にとっては、流通市場における本受益権の売買および本信託の継続的な費用の支払に関連する費用の方が、金地金そのものの売買および伝統的な特定金口座における金地金の保管および付保に関連する費用よりも少なくて済むものと考えています。

本信託の受益権保有者(以下「本受益権保有者」といいます。)への分配は、信託約款上2つの場合のみに限定されています。スポンサーは本信託の通常の運営過程の中では分配がなされることはないと考えています。

## (2)【ファンドの仕組み】

## ファンドの仕組み



|  |                                                                                                                                                                |
|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | HSBC Bank USA, N.A.(以下「本カストディアン」といいます。)は、預託された本信託の金の保護預かりを行います。金は認定参加者から直接預託されます。受託者は本カストディアンを監視します。                                                           |
|  | 認定参加者は、受託者に対してバスケットの設定・解約を行い、受託者は、これの受付および処理を行います。                                                                                                             |
|  | 認定参加者は、設定したバスケットに含まれる本受益権を他の投資家に販売します。                                                                                                                         |
|  | 本信託の受益証券(大券)はデポジトリ・トラスト・カンパニー(the Depository Trust Company, 以下「DTC」といいます。)に預託され、DTCのノミニーであるシード・アンド・コー(Cede & Co.)の名義で登録されます。本受益権は、DTCの振替決済制度によってのみ譲渡することができます。 |
|  | スポンサーと受託者との間で信託約款が締結されています。受託者は、本信託の日常的な管理責任を負います。一定の場合、スポンサーは、受託者を解任し、後任の者を任命することができます。                                                                       |
|  | マーケティング・エージェントは、本信託のマーケティングおよびSPDR <sup>®</sup> の商標のサブライセンス付与につきスポンサーを支援しています。                                                                                 |

## 資産運用会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

| 名 称                                                                                                      | ファンドの運営上の<br>役割 | 契約等の概要                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ワールド・ゴールド・トラスト・サービスズ・エルエルシー<br>(World Gold Trust Services, LLC)                                          | スポンサー           | スポンサーおよび受託者は、2004年11月12日に信託契約を締結しました。本信託のスポンサーとして、スポンサーは原則として、受託者および本信託の主な業務受託者の業務を監督しますが、受託者およびかかる業務受託者について日常的な監督は行いません。一定の場合、スポンサーは、受託者を解任し、後任の者を任命することができます。                                                                                                            |
| ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンアセットサービシング<br>(BNY Mellon Asset Servicing, a division of The Bank of New York Mellon) | 受 託 者           | 受託者およびスポンサーは、2004年11月12日に信託契約を締結しました。本信託の受託者として、受託者は原則として、本信託の日常的な管理責任を負います。これには、(1)本信託の費用支払の必要に応じた、本信託が有する金の売却(金の売却は通常ほぼ毎月1度行われる予定です。)、(2)本信託のNAVおよび本受益権1口当たりNAVの計算、(3)認定参加者からのバスケットの設定・解約請求の受付および処理ならびに本カストディアンおよびDTCとの間でのかかる請求の処理の調整、ならびに(4)本カストディアンの監視が含まれます。          |
| ステート・ストリート・グローバル・マーケット・エルエルシー<br>(State Street Global Markets, LLC)                                      | マーケティング・エージェント  | マーケティング・エージェントおよび受託者は、2004年11月16日にマーケティング・エージェント契約を締結しました。本信託のマーケティング・エージェントとして、マーケティング・エージェントは、スポンサーのために、(1)本信託に関するマーケティング計画の継続的作成、(2)本受益権に関するマーケティング資料の作成(本信託のウェブサイト上のコンテンツを含みます。)、(3)本信託のマーケティング計画の実行、(4)ETF調査への金の組み込み、および(5)SPDR <sup>®</sup> の商標のサブライセンス付与の業務を行っています。 |
| HSBC銀行USA(HSBC Bank USA, N.A.)                                                                           | 本カストディアン        | 本カストディアンおよび受託者は、2004年11月12日に特定金口座契約および非特定金口座契約(これらの契約を「カストディ契約」と総称します。)を締結しました。本信託のカストディアンとして、本カストディアンは、認定参加者によるバスケットの設定に関して本カストディアンに譲渡された本信託の金の延べ棒の保護預かりを行います。また、本カストディアンは、認定参加者および本信託のために維持する金口座を通じて、本信託への、および本信託からの金の振替えを行います。                                          |

| 名 称                                                                            | ファンドの運営上の役割 | 契約等の概要                                                                                                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| UBSセキュリティーズ・エルエルシー(UBS Securities LLC)                                         | 認定参加者       | 認定参加者契約は、2004年11月16日に受託者との間で締結されました。<br>認定参加者は、バスケットの設定または解約を行います。バスケットの設定または解約の請求毎に受託者に取り手数料を支払い、設定したバスケットに含まれる本受益権を他の投資家に販売します。 |
| ベア・スターンズ・アンド・カンパニーズ・インク(Bear, Stearns & Co. Inc.)                              |             | 認定参加者契約は、2005年12月20日に受託者との間で締結されました。<br>契約等の概要は上記と同様です。                                                                           |
| BMOキャピタル・マーケット・コーポレーション(BMO Capital Markets Corp.)                             |             | 認定参加者契約は、2006年8月3日に受託者との間で締結されました。<br>契約等の概要は上記と同様です。                                                                             |
| CIBCワールド・マーケット・コーポレーション(CIBC World Markets Corp.)                              |             | 認定参加者契約は、2006年7月27日に受託者との間で締結されました。<br>契約等の概要は上記と同様です。                                                                            |
| シティグループ・グローバル・マーケット・インク(Citigroup Global Markets Inc.)                         |             | 認定参加者契約は、2004年12月8日に受託者との間で締結されました。<br>契約等の概要は上記と同様です。                                                                            |
| クレディ・スイス・セキュリティーズ(USA)・エルエルシー(Credit Suisse Securities (USA) LLC)              |             | 認定参加者契約は、2006年4月27日に受託者との間で締結されました。<br>契約等の概要は上記と同様です。                                                                            |
| ドイチェ・バンク・セキュリティーズ・インク(Deutsche Bank Securities Inc.)                           |             | 認定参加者契約は、2005年1月11日に受託者との間で締結されました。<br>契約等の概要は上記と同様です。                                                                            |
| EWTエルエルシー(EWT, LLC)                                                            |             | 認定参加者契約は、2006年6月27日に受託者との間で締結されました。<br>契約等の概要は上記と同様です。                                                                            |
| ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー(Goldman, Sachs & Co.)                                    |             | 認定参加者契約は、2004年11月15日に受託者との間で締結されました。<br>契約等の概要は上記と同様です。                                                                           |
| ゴールドマン・サックス・エグゼキューション・アンド・クリアリング・エルピー(Goldman Sachs Execution & Clearing L.P.) |             | 認定参加者契約は、2004年11月12日に受託者との間で締結されました。<br>契約等の概要は上記と同様です。                                                                           |
| HSBCセキュリティーズ(USA)・インク(HSBC Securities (USA) Inc.)                              |             | 認定参加者契約は、2004年11月16日に受託者との間で締結されました。<br>契約等の概要は上記と同様です。                                                                           |
| J.P.モルガン・セキュリティーズ・インク(J.P. Morgan Securities Inc.)                             |             | 認定参加者契約は、2004年11月16日に受託者との間で締結されました。<br>契約等の概要は上記と同様です。                                                                           |
| メリルリンチ・プロフェッショナル・クリアリング・コーポレーション(Merrill Lynch Professional Clearing Corp.)    |             | 認定参加者契約は、2004年11月16日に受託者との間で締結されました。<br>契約等の概要は上記と同様です。                                                                           |
| モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インコーポレーテッド(Morgan Stanley & Co. Incorporated)             |             | 認定参加者契約は、2008年8月14日に受託者との間で締結されました。<br>契約等の概要は上記と同様です。                                                                            |
| ニューエッジ・USA・エルエルシー(Newedge USA LLC)                                             |             | 認定参加者契約は、2008年8月21日に受託者との間で締結されました。<br>契約等の概要は上記と同様です。                                                                            |
| RBCキャピタル・マーケット・コーポレーション(RBC Capital Markets Corporation)                       |             | 認定参加者契約は、2004年11月16日に受託者との間で締結されました。<br>契約等の概要は上記と同様です。                                                                           |
| スコシア・キャピタル(USA)・インク(Scotia Capital (USA) Inc.)                                 |             | 認定参加者契約は、2008年8月5日に受託者との間で締結されました。<br>契約等の概要は上記と同様です。                                                                             |
| ウェドブッシュ・モルガン・セキュリティーズ・インク(Wedbush Morgan Securities Inc.)                      |             | 認定参加者契約は、2008年8月21日に受託者との間で締結されました。<br>契約等の概要は上記と同様です。                                                                            |

## 資産運用会社の概況

## (イ) 設立準拠法

デラウェア州会社法

## (ロ) 会社の目的

スポンサーは、完全親法人であるワールド・ゴールド・カウンシルの、(a)宝飾品、投資および工業的応用ならびに価値保存の手段としての金の利用の促進、(b)金および金製品の新たな使用方法へとつながる研究開発、(c)金に関する情報の収集および普及事業の遂行を目的として組織されました。

## (ハ) 資本の額

2009年9月30日現在のスポンサーの発行済み資本額は、16,000,000米ドル(1,442,400,000円)です。

## (ニ) 会社の沿革

スポンサーは、2002年7月17日、デラウェア州のリミテッド・ライアビリティ・カンパニーとして設立されました。

## (ホ) 大株主の状況

(2009年9月30日現在)

| 名 称             | 住 所                                                         | 所有株式数 | 比 率(%) |
|-----------------|-------------------------------------------------------------|-------|--------|
| ワールド・ゴールド・カウンシル | 55 Old Broad Street<br>London EC 2 M 1 RX<br>United Kingdom | 該当なし  | 該当なし   |

## 2 【投資方針】

## (1) 【投資方針】

本受益権は、投資家に対し、有価証券への投資を通じて金市場に参加する機会を提供することを意図しています。歴史的に、金の購入、保管および付保の手配は、機関投資家および個人投資家が参入する障壁となってきました。本受益権の保有は、市場に参入するためこれらの障壁を打ち破ることを意図しています。金の保管および付保の手配は、本信託のカストディアンとしてHSBC銀行USAまたはHSBCによって取り扱われ、関連費用は本受益権の価格に組み込まれています。したがって、投資家は、その他の上場有価証券の投資に関連して生じるような追加的な義務または費用を負担しません。

本信託の資産は、特定の金地金、非特定金口座に貸記された金、計上された金の未収入金(本信託の口座に未だ金が預託されていない場合において、受益権の設定に関する契約上拘束力を有する注文によって対象とされる金を表徴します。)および適宜費用の支払いに充当する現金によってのみ構成されています。バスケットの設定または解約に関する、あるいは本信託の費用を支払うための金の売却による、信託非特定金口座(「信託非特定口座」とは、当初カストディアンが本信託のために非特定金口座契約(以下に定義します。)に従って維持する口座、または該当する場合には、別のカストディアンが維持する別の口座で、本信託のために保持されている金地金の量を非特定ベースで(場合による。)記録しているものを意味します。)への金の預託または引出しを除き、信託非特定口座で保有される非特定金の数量はわずかであると予測されます。本信託が保有する現金は利益を生じません。本信託はいかなるデリバティブ商品も保有しません。各本受益権は、本信託の債務(発生済として見積もられているが、未払の手数料および費用を含みます。)を控除した後の本信託が保有する金および現金に対して、発行済み本受益権の総数を基として、これに比例する受益権を表章します。本受益権の流通市場取引価格は、金の価格に応じて変動し、スポンサーは、本受益権の取引価格は発生済として見積もられているが未払の本信託の手数料および費用を控除したものを反映したものであると考えています。

本受益権は、機関投資家および個人投資家に対し、簡便で費用効率のよい方法で、特定金地金の保有によるものと同様の投資利益を得る機会を提供することを意図しています。本受益権への投資の長所としては、次のような点が挙げられます。

**投資の容易性** 投資家は、従来の証券取引口座を通じて金市場にアクセスすることができます。スポンサーは、投資家にとって、金の購入、取引および保有の伝統的な方法を使用する代わりに、本受益権を使用して金を取引する方が、戦略的かつ周到的な資産分配戦略をより効果的に実行できると考えています。

**効果的な関連費用** スポンサーは、多くの投資家にとっては、本受益権に関連する取引費用の方が、特定金の購入、保管および付保に関連する費用よりも少なく済むものと考えています。

**取引所での取引** 本受益権はNYSEアーカ取引所で取引されることにより、投資家に対し、様々な投資戦略を実行するための、購入、売却または短期売却に対する効果的な手段を提供しています。本受益権は信用取引口座に適しています。本受益権はまた、シンガポール証券取引所、メキシコ証券取引所(Bolsa Mexicana de Valores)、東京証券取引所および香港証券取引所に上場しています。

**透明性** 本受益権は本信託財産によって金銭的な裏付けがなされており、本信託はデリバティブ商品を保有、使用していません。さらに、本信託の持分および現行市場価格に基づくそれらの価格は、各営業日ごとに本信託のウェブサイト上で報告されます。

本受益権は、本信託の未分割の受益権の割合的な口数および持分を表章します。本信託は、株式会社または活動的な投資主体のような運営管理はなされません。本信託が保有する金は(1)信託費用を支払うために必要な場合に応じて、(2)本信託が終了し、その資産を精算する場合において、あるいは(3)その他法令によって要請される場合においてのみ売却されます。本信託による金の売却は、本信託の受益権の保有者、すなわち受益権保有者に対する課税事由となります。「第一部 ファンド情報 - 第1 ファンドの状況 - 4 手数料等及び税金 - (5)課税上の取扱い - 米国」をご参照ください。

## (2)【投資対象】

## 金

| 資産の種類 | 金                                                      |
|-------|--------------------------------------------------------|
| 品 質   | 信託約款に定める所定の要件(注1)を満たすもの                                |
| 重 量   | 35,215,868金オンス(2009年9月30日現在)(注2)                       |
| 価 格   | 35,066,200,848ドル(3,161,218,006,447円)(2009年9月30日現在)(注3) |
| 保管場所  | 英国ロンドンに所在するカストディアン <sup>①</sup> の金庫                    |

(注1) (a)ロンドン・グッド・デリバリーの要件を満たす金地金、(b)非特定ベースで維持された口座の貸記で、ロンドン・グッド・デリバリーで指定された要件を満たす金地金を受け取る権利に相当するもの、および(c)スポンサーおよび受託者により今後随時指定され、証券取引委員会(以下「SEC」といいます。)に提出された本信託に関する目論見書において開示されるその他の金地金(ただし、このように指定された金は、金のロンドン・グッド・デリバリーで要求される最低限の純度を有することを前提とします。)。さらにすべての金地金は、(i)COMEX規則(「COMEX」とは、ニューヨーク・マーカンタイル取引所(以下「NYMEX」といいます。)のCOMEX部門を指します。)に基づいて金に要求される最低限の純度を有し、(ii)本質的な鉱物としての価値以外には、貨幣価値またはその他の価値を持たないものとします。

**グッド・デリバリーの金の延べ棒の指定**

重量：金の最低含有量350ファイン・トロイ・オンス(約10.9キログラム)

金の最高含有量430ファイン・トロイ・オンス(約13.4キログラム)

延べ棒の総重量は、0.025の倍数のトロイ・オンスで表示され、0.025トロイ・オンス未満の端数は切り捨てとします。

寸法：グッド・デリバリーの金の延べ棒の推奨される寸法はおおよそ以下のとおりです。

長さ(上部)：250mm +/-40mmアンダーカット\*：7 %から15 %

幅(上部)：70mm +/-15mmアンダーカット\*：15%から30 %

高さ：35mm +/- 10mm

\*アンダーカットとは、延べ棒の側面および上下底面の傾斜度を指し、上底面の面積から下底面の面積を差し引いた値を、上底面の面積で除し、アンダーカット率を得るために100を乗じて計算します。

純度：条件を満たす最低純度は、金純度1000分の995とします。

刻印：シリアル番号(最多で11桁の数字または11文字から構成されます。)

精錬業者の分析結果印

純度(有効数字4桁)

製造年度(延べ棒番号に最初の4桁数字として刻印されていなければ、4桁の数字番号)

(\*出典：ロンドン貴金属市場協会(以下「LBMA」といいます。))「金・銀の延べ棒に関するグッド・デリバリーのルール グッド・デリバリー・ゴールド・バーの仕様と上場申請手続(The Good Delivery Rules for Gold and Silver Bars, Specifications for Good Delivery Bars and Application Procedures for Listing)2007年6月」)

(注2) 重量は、39,235オンスの金の未収入金に相当する量を含みます。

(注3) 価格は金投資の時価であり、2009年9月30日現在39,068,311ドル(3,522,008,237円)の金の未収入金を含みます。原価は、2009年9月30日現在28,502,737,382ドル(2,569,521,774,987円)です。

## 現 金

| 資産の種類 | 現 金                                           |
|-------|-----------------------------------------------|
| 価 格   | 0ドル(0円)(2009年9月30日現在)                         |
| 銀行口座  | バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コンビニエンス<br>口座番号 2 6 2 6 7 1 |

## (3)【運用体制】

スポンサーは、1933年証券法に基づき(以下「証券法」といいます。)本信託の設定および本受益権の登録に対して責任があります。スポンサーは通常、受託者および本信託の主な業務受託者の業務を監督しますが、受託者またはかかる業務受託者について日常的な監督は行いません。スポンサーは、本信託の全般的な業務を監視するため、受託者と定期的に連絡を取ります。スポンサーは、受託者から支援・支持を受け、本信託のために定期報告書を作成し、SECに提出する責任があり、かかる報告書に対して必要とされる証明書を交付します。スポンサーは、本信託の独立の登録公認会計士事務所を指名する予定であり、その時々において本信託の法律顧問を雇用する場合があります。信託約款に従い、スポンサーによる本受益権の販売を支援するために、スポンサーは、マーケティング・エージェントと本信託との間でマーケティング・エージェント契約を締結しています。スポンサーは、その時々において、マーケティング・エージェント契約が効力を失った場合には、他の追加または後任のマーケティング・エージェントを雇用することもできます。マーケティング・エージェントおよび追加または後任のマーケティング・エージェントの手数料および費用は、本信託の資産から受託者が支払うものとしします。

スポンサーは、信託約款に規定されている事項に限り、受託者に指示することができます。例えば、スポンサーは、費用の支払い、解約請求の停止もしくは解約決済日の延期、または一定の基準が満たされた場合の本信託の終了のため、本信託の金を売却するよう受託者に指示することができます。スポンサーは、本信託のNAVが350百万ドル(インフレ調整されます。)を下回る場合にはいつでも、信託約款に従い、本信託を終了し清算するよう受託者に指示することを想定しています。(1)受託者がその任務遂行に際し故意に一定の不正行為を行うかまたは故意に任務を懈怠した場合、(2)受託者がその任務遂行に際し不誠実な行為を行った場合、(3)受託者の信用力が著しく悪化した場合、または(4)受託者の懈怠または不作為が本信託または本受益権保有者の利益に重大な悪影響を及ぼしており、受託者が一定期間内にかかる重大な悪影響を是正せず、重大な悪影響が今後発生しないようにしていない場合、スポンサーは、受託者を解任し、後任の者を任命することができます。受託者が信託約款に基づく信託受託者の資格要件を満たしていない場合、スポンサーは受託者を解任します。

スポンサーは、本カストディアンに追加してまたはその代わりとして、その他に1ないし複数のカストディアンを雇用するよう、受託者に指示することができます。ただし、スポンサーは、雇用により受託者の任務遂行能力に重大な悪影響が生じる場合、受託者の承諾を得ずに、追加または後任のカストディアンの雇用を指示することはできません。金の保管ならびに金の預託および引渡しに関連した業務のために受託者が選んだ1ないし複数のその他のカストディアンを受託者が雇用するには、スポンサーの承認が必要となります。スポンサーは、受託者に許可を与え、信託約款で規定される当該カストディ契約の要件を満たすことなく、追加または後任のカストディアンに適用されるカストディ契約を締結させることができます。

#### (4) 【分配方針】

信託約款は、本受益権保有者に対する分配について、2つの場合のみを規定しています。第1に、受託者およびスポンサーは、本信託の現金勘定残高が本信託の今後12か月間の費用の見積額を上回り、その超過額が残存する本受益権1口当たり0.01ドルを上回ると判断する場合、超過額を本受益権保有者に分配するよう指図します。第2に、本信託が終了および清算される場合、受託者は、本信託の残存債務全てを弁済し、適用ある租税その他の政府賦課金および偶発債務または将来債務のための受託者が決定する引当金を設定した後、残存する額があればこれを本受益権保有者に分配します。分配のために受託者が定めた基準日に登録されている本受益権保有者は、分配につき比例按分部分を受領することができます。スポンサーは本信託の通常の運営過程の中では分配がなされることはないと考えています。

#### (5) 【投資制限】

本信託の資産は、特定の金地金、非特定金口座に貸記された金、計上された金の未収入金（本信託の口座に未だ金が預託されていない場合において、受益権の設定に関する契約上拘束力を有する注文によって対象とされる金を表象します。）および適宜費用の支払いに充当する現金によってのみ構成されています。バスケットの設定または解約に関する、あるいは本信託の費用を支払うための金の売却による、信託非特定金口座への金の預託または引出しを除き、信託非特定金口座で保有される非特定の金の数量はわずかであると予測されます。本信託が保有する現金は利益を生じません、本信託はいかなるデリバティブ商品も保有しません。

### 3 【投資リスク】

#### (1) 投資リスク

投資判断を行う前に、以下のリスクを慎重に検討しなければなりません。

本受益権の価値は、本信託が保有する金の価値に直接連動し、金の価格変動は本受益権への投資に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

本受益権は、金価格の変動を可能な限りそのまま反映するよう設計されており、本受益権の価値は、本信託が保有する金の価値から債務（発生済として見積もられているが、未払の手数料および費用を含みます。）を控除した後の額に直接連動します。

以下のような様々な要件が金価格に影響を及ぼす可能性があります。

- 世界規模での金の需給。これは、金生産者による先物売り、金のヘッジポジションを解消するための金生産者による購入、中央銀行による売買、南アフリカ、アメリカ合衆国およびオーストラリアといった主要金産出国の産出水準および費用水準といった要素による影響を受けます。
- 国際的または地域的な政治、経済または金融に関わる事象および状況
- 投資家の有するインフレ率の見通し
- 為替相場
- 金利

## ― ヘッジ・ファンドや商品コモディティ・ファンドによる投資や取引活動

金価格は、過去数年間にわたり変動しており、本受益権は重大な価格変動に直面しています。仮に金市場が激しい価格変動を受け続けるとすれば、金投資時よりも金価格が低いときに本受益権を売却する必要がある場合、損失が発生する可能性があります。たとえ長期間本受益権を保有し続けることができたとしても、金市場は、激しい価格変動に加え、歴史的に長期間、価格の停滞または低下が続いているため、利益を享受できるとは限りません。

さらに、投資家は、将来において購入力からみて金が長期的な価値を維持するという保証がないことに留意すべきです。金価格が下がる場合、スポンサーは、本受益権への投資価値もこれに比例して下がるものと考えています。

本受益権は、本受益権 1 口当たりNAVと同額で取引されることもあれば、これよりも高い価格で、あるいは低い価格で取引されることもあり、本受益権 1 口当たりのNAVに対する取引価格のディスカウントまたはプレミアムの幅は、COMEXとNYSEアーカ取引所との間で取引時間が同じでないことにより広がる可能性があります。

本受益権は、本受益権 1 口当たりNAVと同額で取引されることもあれば、これよりも高い価格で、あるいは低い価格で取引されることもあります。本受益権 1 口当たりNAVは、本信託の資産の市場価値の変化に伴い変動します。本受益権の取引価格は、本受益権 1 口当たりNAVの変動や市場の需給に伴い変動します。本受益権 1 口当たりのNAVに対する取引価格のディスカウント額またはプレミアム額は、COMEXとNYSEアーカ取引所との間で取引時間が同じではないことにより影響を受ける可能性があります。本受益権はニューヨーク時間の午後 8 時までNYSEアーカ取引所で取引されるものの、国際金市場における流動性は、ニューヨーク時間の午後 1 時30分にCOMEXが終了した後は低下する可能性があります。その結果、この時間中は、本受益権についての取引スプレッドおよびプレミアムまたはディスカウントの幅が広がる可能性があります。

本信託は費用の支払のために金を売却するため、金価格の変動に対応して本受益権の取引価格が上昇するか下落するかとは無関係に、継続して各本受益権により表章される金の数量が減少します。

各発行済本受益権は、本信託が保有する金に対する割合的な未分割の持分を表章します。本信託は、利益を生じず、本信託は継続的な費用の支払のために定期的に金を売却するため、各本受益権により表章される金の数量は、時間とともに漸次減少します。追加の金の本信託への預託と引き換えに発行される本受益権に関しても、本受益権を設定するのに必要な金の数量は、設定時における発行済みの本受益権により表章される金の数量に比例するため、漸次減少することとなります。金価格が一定だと仮定した場合、本受益権の取引価格は、本受益権により表章される金の数量が漸次減少するのに伴い、金価格に比例して次第に低下していくものと見込まれます。

投資家は、本受益権の取引価格が金価格の変動に対応して上下するのとは無関係に、本受益権により表章される金の数量が徐々に減少していくことに留意すべきです。

金価格が下がっている時に費用支払のために本信託が金を売却する場合、本受益権の価値に悪影響を及ぼす可能性があります。

受託者は、本信託の費用を支払う必要に応じて、その時点の金価格に拘らず、本信託が保有する金を売却します。本信託はアクティブ運用されていないため、金の価格変動の影響を避ける目的で、または金の価格変動を利用する目的で金の売買は行われません。したがって、本信託の金は、金価格が下がっている時に売却される可能性があり、結果として本受益権の価値が悪影響を受ける可能性があります。

金融危機により金の大量売却の動機が働く可能性があり、これにより金価格が下がり、本受益権への投資に悪影響が生じる可能性があります。

金融危機の際に金の大量の投げ売りが行われる可能性により、金価格が悪影響を受け、本受益権への投資に悪影響が生じる可能性があります。例えば、1998年のアジア金融危機により、個人による金の大量売却が行われ、金価格が下落しました。将来における金融危機は、金の価格推移に悪影響を与える可能性があり、ひいては本受益権への投資に悪影響が生じます。

バスケットと引き換えになされる本信託への金の延べ棒の引渡しに関連した金市場での購入活動により、一時的な金価格の上昇を招く可能性があります。この上昇により本受益権への投資が悪影響を受ける可能性があります。

バスケット設定に関連して、本信託へ譲渡される金の延べ棒を取得することに伴う購入活動により、一時的に金価格が上昇する可能性があり、その結果として本受益権の価格が上昇します。金相場の一時的な上昇はまた、その他の市場参加者の購入活動によっても生じます。その他の市場参加者は、バスケットの発行に関連する金の買いが増したことによる金相場の上昇を利用しようとする可能性があります。従って、金相場はバスケットの設定直後は下がる可能性があります。金価格が下がる場合、本受益権の取引価格もまた下がります。

本受益権保有者は、1940年投資会社法の下で登録されている投資会社の持分に関連する保護または1936年商品取引所法(以下「CEA」といいます。)により認められた保護を与えられていません。

本信託は、1940年投資会社法に基づき投資会社として登録されておらず、同法に基づく登録を義務づけられていません。したがって、本受益権保有者は投資会社への投資家に与えられている規制上の保護を受けていません。本信託は、商品先物取引委員会(以下「CFTC」といいます。)により管理される1936年米国商品取引所法(以下「CEA」といいます。)の規制を受ける商品先物契約を保有せず、またその取引を行いません。さらに、本信託は、CEAの目的上コモディティ・プールではなく、スポンサー、受託者またはマーケティング・エージェントのいずれも、本受益権に関連してコモディティ・プール・オペレーターまたは商品投資顧問業者としてCFTCによる規制に服しません。したがって、本受益権保有者は、CEAの規制を受ける商品またはコモディティ・プールへの投資家に与えられる規制上の保護を受けていません。

本信託は、本受益権保有者にとって不利な時に終了および清算を必要とする可能性があります。

本信託が終了および清算を必要とする場合、かかる終了および清算は、本受益権保有者にとって不利な時期、例えば金価格が本受益権保有者が本受益権を購入した時よりも下がっている時期に行われる可能性があります。かかる状況で、本信託の金が本信託の清算の一環として売却される場合、それにより本受益権保有者に分配される手取金は、金価格が売却時に上がっていた場合と比べて低くなります。本信託の終了(本信託の終了がスポンサー、受託者または本受益権保有者が直接支配できない事由を契機とする場合を含みます。)に関する情報については、「第二部 ファンドの詳細情報 - 第3 管理及び運営 - 1 資産管理等の概要 - (3)信託期間 - 終了事由」をご参照ください。

一定の場合に、解約請求が受託者により延期、停止または拒絶される可能性があります。

(1)週末または休日以外にNYSEアーカ取引所が閉鎖されているか、NYSEアーカ取引所における取引が停止または制限されている場合に、その期間、(2)緊急事態が存在している結果として金の引渡し、処分または評価が合理的に行えない期間、または(3)スポンサーが本受益権保有者の保護に必要であると決定するその他の期間、受託者は、その単独の裁量により解約権を停止するかまたは解約決済日を延期することができ、スポンサーにより指示された場合には停止または延期を行います。さらに、受託者は、解約請求が参加者契約に定める適切な様式によらない場合または請求の実施が弁護士の意見において違法である場合、かかる請求を拒絶します。かかる延期、停止または拒絶により、解約を行おうとする本受益権保有者が悪影響を受ける可能性があります。例えば、結果として解約が遅れたことにより、遅延していた期間に本受益権の価格が下がった場合には、本受益権保有者の解約分配の価値が悪影響を受ける可能性があります。信託約款に基づき、スポンサーおよび受託者は、かかる停止または延期により生じ得る損失または損害に対する責任を免除されます。

本受益権保有者はその他一定のピークルの投資家が享受する権利を有していません。

本受益権は、インベストメント・トラストに対する持分として、会社の株式所有に通常関連する法令上の権利(例えば、「少数株主抑圧」を理由とする訴訟または「株主代表」訴訟を提起する権利を含みます。)を有していません。さらに、本受益権は、限定的な議決権および分配権しか有していません(例えば、本受益権保有者は取締役の選任権を有しておらず、配当を受領しません。)。 「第二部 ファンドの詳細情報 - 第3 管理及び運営 - 3 受益者の権利等 - (1)受益者の権利等 - 受益権に係る受益債権の内容」をご参照ください。

本受益権への投資はその他の金への投資方法と競合することで悪影響を受ける可能性があります。

本信託は、その他の金融ピークル(金業界の会社により発行された従来型の社債および株式や金担保または金とリンクしたその他の証券を含みます。)、金への直接投資および本信託と同様の投資ピークルと競合します。市況、財務状況およびスポンサーの支配の及ばないその他の状況により、その他の金融ピークルへの投資や、または金への直接投資がより魅力的なものとなる可能性があり、これにより本受益権の市場が制限され、本受益権の流動性が縮小する可能性があります。

公的部門による金の大量売却により本受益権への投資に悪影響を及ぼす可能性があります。

中央銀行、その他の政府当局、多国籍機関から構成される公的部門は、準備資産の一部として金を売買し、保有します。公的部門は大量の金を保有し、その大部分は動きがありません。すなわちこれらの金は、金庫で保管され、公開市場において売買、賃貸、スワップその他の形で動くことはありません。多くの中央銀行は、過去10年にわたり保有する金の一部を売却しており、その結果、公的部門は、全体としてみれば、公開市場に対するネットでの供給者となっています。1999年以降、ほとんどの売却は、中央銀行金契約の条件に基づき協調して行われています。同契約に基づき、欧州中央銀行を含む世界の主要中央銀行18行は、保有する金の売却と市場への貸付水準を制限することに合意しています。将来における経済、政治または社会の情勢または圧力により公的部門が一斉にまたは協調せずに保有する金資産を清算する必要が生じる場合、市場への金供給の突然の増加に対応するのに金の需要が不足する可能性があります。その結果、金価格は大幅に下落する可能性があり、それにより本受益権への投資に悪影響が生じることとなります。

7年間の報酬減額期間が終了または満了した場合、本信託が支払う通常の運営費用の見積額は増加する可能性があります、これにより本信託のNAVはより急速に低下し、本受益権の投資に悪影響が生じる可能性があります。

2011年11月11日またはマーケティング・エージェント契約の終了のいずれか早くが到来する時点まで、この期間中のある月の末日の時点で本信託の通常の費用の見積額が、当該月の本信託の日々のANAVについて年率0.40%に相当する額を上回る場合、当該月について本信託の資産からスポンサーおよびマーケティング・エージェントに支払われる報酬は、報酬額に達するまで均等に超過額分が減額されます。投資家は、現在の費用水準を基準とすれば、本信託の資産評価額が約600百万ドルを下回る場合、スポンサーおよびマーケティング・エージェントの報酬(本信託の日々のANAVについて年率0.30%)全額が減額されたとしても、本信託の経常費用は、本信託の日々のANAVについて年率0.40%を上回る率で発生することに留意すべきです。この額は、本信託の経常費用の見積額に基づいており、本信託の実際の経常費用がかかる見積額を超える場合には、さらに多額となり得ます。さらに、本信託は、本信託の経常費用総額が本信託の日々のANAVに対して年率0.70%を超えることとなるような予期しない費用を負担する場合には、経常費用は、スポンサーおよびマーケティング・エージェントの報酬(本信託の日々のANAVについて年率0.30%)全額が減額された後においても、本信託の日々のANAVについて年率0.40%を上回る率で発生します。

2011年11月11日またはマーケティング・エージェント契約の終了のいずれか早い方の時点で、報酬の減額期間は満了し、毎月本信託の資産から支払われる本信託の経常費用の見積額は、報酬減額が有効な期間であれば支払われていたであろう額を上回ることがあるため、本信託のNAVは、報酬減額が有効であった場合よりも急速に減少し、本受益権の価値に悪影響を及ぼす可能性があります。

本信託の金が紛失、損傷、盗難に遭うかまたは接近が制限される可能性があります。

本信託のために、本カストディアンまたはサブカストディアンによって保有されている本信託の金の延べ棒の一部または全部が紛失、損傷または盗難に遭うリスクが存在します。本信託の保有する金の延べ棒への接近もまた、自然事象(地震等)または人間による行為(テロ攻撃等)により制限される可能性もあります。こうした事由のいずれも、本信託の運営に、ひいては本受益権への投資に、悪影響を及ぼす可能性があります。

金が紛失、盗難または破損した場合に、本信託が十分な回復財源を有していない可能性があり、詐欺の場合であっても、回復額が詐欺が発覚した時点の金相場に制限される可能性があります。

本信託、受託者およびスポンサーに対するニューヨーク州法上の、本カストディアンに対する英国法上の、ならびにサブカストディアンに対するカストディ業務に適用される法律上の、本受益権保有者の求償権は制限されます。本信託は保有する金について付保しません。本カストディアンは、適切と考える条件によりその業務に関する保険を維持します。本信託は、かかる保険の受益者ではなく、付保範囲の存在、性質または金額を決定することはできません。したがって、本カストディアンは、十分な額の保険または本カストディアンが本信託のために保有する金に関する保険を維持しない可能性があります。さらに、本カストディアンおよび受託者は、直接または間接的なサブカストディアンに対して、カストディ業務または本信託に代わり保有する金に関して、付保または保証金の設定を要求しません。したがって、保険により補償されておらず、誰も損害について責任を負わない損失が本信託の保有する金に関して生じる可能性があります。

本カストディアン（本カストディアン）の責任は、カストディ契約に基づき制限されます。カストディ契約に基づき、本カストディアンは、その職務遂行に関する自身の懈怠、詐欺または故意の不履行を直接の原因とする損失についてのみ責任を負います。かかる責任は、特定金口座契約（「特定金口座契約」とは、当初2004年11月12日に締結された所定の特定金口座契約を意味します。）の場合には、かかる懈怠、詐欺または故意が本カストディアンにより発見された時点で信託特定口座（「信託特定口座」とは、当初カストディアン（「当初カストディアン」とは、HSBC銀行USAロンドン支店を指します。）が本信託のために特定金口座契約に従って維持するカストディ口座、または該当する場合には、別のカストディアンが維持する別の口座で、本信託のために保持されている金地金の量を特定ベースで（場合による。）記録しているものを意味します。）に保有する金の延べ棒の相場に、非特定金口座契約（「非特定金口座契約」とは、当初2004年11月12日に締結された所定の非特定金口座契約を意味します。）の場合には、かかる懈怠、詐欺または故意が本カストディアンにより発見された時点で信託非特定金口座に保有する金の相場に制限されます。各参加者非特定金口座契約（「参加者非特定金口座契約」とは、本カストディアンと各認定参加者の間の契約を意味します。）に基づき、本カストディアンは、かかる契約に基づくその職務遂行に関する自身の懈怠、詐欺または故意の不履行を直接の原因としない、認定参加者または本受益権保有者に生じた損失について、契約上その他の形で責任を負わず、いかなる場合においても、その責任は、当該懈怠、詐欺または故意の不履行が本カストディアンに発覚した時点の認定参加者非特定金口座中の残高の相場を超えないものとします。

さらに、本カストディアンは、特定金口座契約、非特定金口座契約または参加者非特定金口座契約に基づく履行遅滞または不履行につき、その合理的支配を超える原因（天災、戦争またはテロ行為を含みます。）を理由とするものについて責任を負いません。その結果、受託者または投資家による英国法上の求償権は制限されます。さらに、英国コモン・ロー上、本カストディアンまたはサブカストディアンは、その合理的支配を超える原因を理由とするカストディ義務の履行遅滞または不履行について責任を負いません。

金の延べ棒は、本カストディアンにより指名される1ないし複数のサブカストディアンか、または本カストディアンにより指名されたサブカストディアンが委託する1ないし複数のサブカストディアンによって、本カストディアンのロンドンの金庫所在地に輸送されるまで保有される可能性があります。特定金口座契約の下では、本信託の金の延べ棒を本カストディアンにより指名されたサブカストディアンから引渡しを受けるために商業的に合理的な努力を払う本カストディアンの義務を除き、本カストディアンは、サブカストディアンの選任が過失または悪意で行われていない限り、かかるサブカストディアンの作為または不作為について責任を負いません。本信託の金の延べ棒を保有するサブカストディアンと受託者または本カストディアンとの間には書面によるいかなる契約取決めも予定されていません。これは、伝統的に、かかる取決めは、LBMAの規則およびロンドン地金市場の慣例および慣行に基づいているためです。かかる取決めに関してまたはこれに起因して法的紛争が生じた場合、かかる慣例および慣行を明確にすることが難しい可能性があります。LBMAの規則は、本信託の支配の及ばないところで変更される可能性があります。英国法上、受託者または本カストディアンのいずれも、金の保管に関連する損失につき、サブカストディアンに対して権利行使に耐えられるだけの契約違反に基づく請求権を有することにはなりません。本信託の金の延べ棒がサブカストディアンによる保管中に紛失または損傷した場合、本信託は、本カストディアンまたはサブカストディアンから損害を回復することができない可能性があります。

特定金口座契約、非特定金口座契約および参加者非特定金口座契約に基づく本カストディアン（本信託）の義務は、英国法に準拠します。本カストディアンはサブカストディアンと取決めを締結することができ、かかる取決めもまた英国法に準拠する可能性があります。本信託は、ニューヨークのインベストメント・トラストです。連邦裁判所、ニューヨーク州裁判所またはその他のアメリカ合衆国所在の裁判所は、英国法（カストディの手配に関連する限り、大部分が制定法ではなく判例に由来します。）、LBMA規則またはロンドンのカストディ市場における慣例および慣行の解釈に問題のある可能性があります。アメリカ合衆国のニューヨーク州またはアメリカ合衆国所在のその他の裁判所において、受託者がサブカストディアンを訴えることは困難または不可能な場合があります。さらに、連邦裁判所、ニューヨーク州裁判所またはその他のアメリカ合衆国所在の裁判所による判決を外国の裁判所で執行することは、本信託にとって、困難で、時間がかかり、また費用がかかる可能性があります。

本信託の金の延べ棒が紛失、損傷、盗難または毀損し、ある当事者が本信託に対する責任を負う場合、当該責任を負う当事者は、本信託の請求に応じるに足る財源を有していない可能性があります。例えば、具体的な紛失事件があった場合、本信託にとっての唯一の回復先は、本カストディアンもしくは1ないし複数のサブカストディアンまたは（特定可能な範囲で）その他の責任を負う第三者（例えば、窃盗犯またはテロリスト）に限定され、これらのいずれもが本信託の有効な請求に応じるだけの財源（賠償責任保険による付保を含みます。）を有していないという可能性があります。

本受益権保有者または認定参加者のいずれも、カストディ契約上、本カストディアンまたはサブカストディアンに対する受託者の請求権を主張する権利を有しておらず、カストディ契約上の請求権は、本信託に代わり受託者によってのみ主張することができます。

バスケットの設定に関して本信託に配分された金の延べ棒は、ロンドン・グッド・デリバリー基準を満たさない可能性があり、バスケットがかかる金を裏付けに発行される場合、本信託は損失を被る可能性があります。

受託者または本カストディアン of のいずれも、バスケットの設定に関して本信託に配分された金の延べ棒の純度について独自に確認を行いません。本カストディアンにより本信託に配分された金の延べ棒は、金取引の決済において交付される金地金に関するLBMAの基準(すなわち本信託が要求する基準です。以下「ロンドン・グッド・デリバリー基準」といいます。)により求められる報告された純度や重量と異なる可能性があります。これに拘らず受託者がかかる金を裏付けにバスケットを発行する場合および本カストディアンが本信託に対して不足量を計上する義務を履行しない場合、本信託は損失を受ける可能性があります。

受託者または本カストディアン of のいずれも、本信託の金の延べ棒を本カストディアン of のロンドンの金庫に輸送するまで一時保有することのあるサブカストディアン of の活動を監督または監視しないため、サブカストディアンが本信託の金の延べ棒の保管に当たり適切な注意義務を行使しない場合には、本信託に損失が生じる可能性もあります。

特定金口座契約に基づき、本カストディアンは、本信託の全ての金の延べ棒を本カストディアン自身のロンドンの金庫で保有することに同意しています。ただし、金の延べ棒が本カストディアン of のロンドンの金庫以外の金庫に割り当てられている場合を除きます。この場合には、本カストディアンは、その費用と危険負担により、当該金の延べ棒を本カストディアン of のロンドンの金庫まで速やかに輸送するべく商業的に合理的な努力を払うことに同意しています。上記に拘らず、本信託の金の延べ棒の一部が、本カストディアンにより指名された1ないし複数のサブカストディアンにより、またかかるサブカストディアン of のサブカストディアンにより保有される期間が存在します。

本カストディアンが現在利用するサブカストディアンは、イングランド銀行(the Bank of England)、ブリックス・リミテッド(Brinks Ltd.)、バイア・マット・インターナショナル(Via Mat International)および金地金の保管と決済サービスを第三者に提供するLBMAのマーケット・メイクを行う会員です。本カストディアンは、特定金口座契約に基づき、サブカストディアン of の指名にあたり合理的注意を払うことを求められますが、それ以外には自身が指名したサブカストディアンに関していかなる責任も負いません。かかるサブカストディアンは、さらに追加のサブカストディアンを指名することができますが、かかるサブカストディアン of の指名について責任を負いません。本カストディアンは、サブカストディアンによるカストディ業務の遂行または追加のサブカストディアン of の選任を監視する責任を負いません。受託者は、サブカストディアン of の業務執行を監視する責任を負いません。さらに、受託者は、本信託の金の延べ棒またはサブカストディアンが管理する記録を検査する目的で、サブカストディアン of の構内を訪問する権利を有していない可能性があり、いかなるサブカストディアン of も、受託者がかかるサブカストディアン of の施設、手順、記録または信用力について実施したいと考える精査に協力する義務を負いません。

さらに、受託者による本カストディ안의業務遂行の監視は、カストディ契約上、受託者が本信託の金の延べ棒または本カストディアンが管理する記録を検査する目的で本カストディ안의構内を訪問する権利が限られているために、制限される可能性があります。

受託者および本カストディアンによるサブカストディ안의提訴は制限される可能性があり、これによりサブカストディアンが本信託の金の延べ棒を保管する際に注意義務を果たさなかった場合に本信託が損失を被る可能性が高まります。

サブカストディアンが本信託の金の延べ棒を保管する際に注意義務を果たさなかった場合、受託者または本カストディアンによるかかるサブカストディアンからの損害回復は、適用ある英国法上認められることのある求償権、またはサブカストディアンが英国に所在しない場合、その他の適用法上認められることのある求償権のみに制限される可能性があります。これは、本信託の金の延べ棒を保有するサブカストディアンと受託者または本カストディানেরそれぞれとの間に書面による契約の取決めがなされることが想定されていないためです。受託者または本カストディানেরサブカストディアンに対する求償権が前記のように制限される場合、本信託は損失について十分に補償されない可能性があります。

本信託の非特定金口座および認定参加者の非特定金口座で保有される金は、本カストディানের資産から分離されません。本カストディアンが倒産する場合、その資産は、本信託または認定参加者による請求に応じるのに不足する可能性があります。さらに、本カストディアンが倒産する場合、本信託の特定金口座で保有される金地金を特定する際に遅延および費用が発生する可能性があります。

購入請求のための預託の一部または解約分配の一部である金は、一時的に信託非特定口座で保有され、その前またはその後は、購入または解約を行う認定参加者の認定参加者非特定金口座で保有されます。この間、本信託および認定参加者(場合によります。 )は、本カストディアンが保有する特定の金地金に対する所有権を有さず、それぞれがかかる非特定金口座で保有する金の数量に関して本カストディアンに対する無担保債権者となります。さらに、本カストディアンが本信託の金の分配を、適時に、適切な数量をもって、もしくはその他の点につき非特定金口座契約の条件に従って、行わなかった場合、またはサブカストディアンが本信託のために保有する金を区分しなかった場合、特定されなかった金は本カストディানের資産から分離されず、本信託は、本カストディアンが倒産した際に保有する数量に関して本カストディアンに対する無担保債権者となります。本カストディアンが倒産した場合、本カストディানের資産は、本信託または認定参加者による各自の非特定金口座で保有される金の数量についての請求を満たすのに不足する可能性があります。

本カストディানের倒産の場合、清算人は、本カストディアンが保有する全ての勘定(信託特定口座を含みます。 )で保有される金へのアクセスの凍結を求める可能性があります。本信託は適切に特定された金の所有権を主張できるでありましょうが、本信託は、かかる請求権の主張に関係して費用を負担する可能性があり、清算による当該請求権の主張は、バスケットの設定および解約を遅らせる可能性があります。

バスケットの発行に際し、受託者は、本カストディアンから受領した一定の未確認の情報に依拠します。かかる情報に誤りがあることが判明した場合、バスケットは、本信託への預託を必要とする金の数量に過不足のある数量の金と引き換えに発行される可能性があります。

本カストディアンの確定的な記録は、営業日の終了後に作成されます。ただし、バスケットを発行する際には、受託者は、本信託の勘定に計上された金の数量を報告する情報であって、かかる営業日中に本カストディアンから受領し、営業終了後に本カストディアンの確定的な記録を作成する間に訂正されることのあるものに依拠します。受託者が依拠した情報に誤りがある場合、本信託が実際に受領した金の数量は、バスケットの発行のために預託を要する数量を上回るかまたは下回る可能性があります。

マーケティング・エージェント、認定参加者および本受益権2,300,000口の当初公募に関係した一定の当事者を一定の債務についてスポンサーが補償できなかった場合に補償する本信託の義務は、本受益権の投資に悪影響を及ぼす可能性があります。

スポンサーは、マーケティング・エージェントおよびユービーエス・セキュリティーズ・エルエルシー(UBS Securities LLC)(2004年11月の本信託による本受益権2,300,000口の当初公募の際の買主)(以下「本買主」といいます。)、そのパートナー、取締役および役員ならびに本買主またはマーケティング・エージェントを支配する者ならびに各自の承継人および譲受人を、以下の各号に関係して本買主およびマーケティング・エージェントが負担する損失、損害、費用、債務または請求権について補償すること、ならびに本買主またはマーケティング・エージェントがこれらについての支払義務を負担する場合にこれを分担することに同意しています。

- (1) 目論見書(目論見書、目論見書の補足書類および目論見書の添付資料を含みます。)がその一部を構成する登録届出書に含まれた重要な事実に関する不実記載もしくは不実であると主張される記載、または当該書類に記載を要する事実もしくは当該書類中の記述に誤解を生じさせないために必要な重要な事実の遺漏、または遺漏があったと主張されるところの遺漏
- (2) (A)スポンサーおよび本買主との間の2004年11月16日付販売契約(以下「販売契約」といいます。)または(B)マーケティング・エージェント契約に基づく表明保証または誓約に関してスポンサーが行った重要事実に関する不実記載もしくは不実であると主張される記載、またはスポンサーによる前記契約中の同意または約束の不履行
- (3) 本受益権の販売に関して用いた資料に含まれる重要事実に関する不実記載または不実であると主張される記載
- (4) 特許および契約の紛争に関連する第三者の請求を取り巻く状況(下記「3 投資リスク - 本信託に関連する知的財産権の所有権に関して競合する請求権が、本信託および本受益権への投資に悪影響を及ぼし得ます。」に記載されています。)

(5) マーケティング・エージェントによるマーケティング・エージェント契約に基づく職務遂行受託者は、マーケティング・エージェントに対し、前記に基づきスポンサーから支払われる補償および分担額について、本信託の資産のみからおよび本信託の資産の範囲で、また本買主に対し、前記(1)、(2)、(3)および(4)に定める項目についてスポンサーから支払われる補償および分担額について、スポンサーが期限到来時に直接支払っていない限度で、補償することに同意しています。参加者契約に基づき、スポンサーはまた、一定の債務(証券法に基づく債務を含みます。)について認定参加者を補償し、認定参加者がかかる債務に関して支払義務を負担する場合にこれを分担することに同意しています。受託者は、認定参加者に対し、本信託の資産のみからおよび本信託の資産の範囲で、スポンサーが支払期限にかかる金額を支払っていない限度で、当該債務に関してスポンサーが支払う補償および分担額について、償還することに同意しています。本信託がかかる額の支払を求められる場合、受託者は、かかる額を支払うために本信託の資産の売却を要し、これに応じて本信託のNAVは減少し、それにより本受益権への投資に悪影響が生じます。

信託約款に基づき、スポンサーは、信託約款に基づくスポンサーの活動に関係して行った支払につき、自己の行為が信託約款の条項上、補償を受ける資格を喪失しない限度で、本信託に補償を求めることができます。スポンサーはまた、販売契約、マーケティング・エージェント契約または参加者契約に基づき発生した損失、債務または費用について、かかる損失、債務または費用が受託者によりスポンサーに提供された書面に含まれる重要な事実に関する不実記載または不実であると主張される記載を原因とする限度で、本信託から補償を受け、不利益を蒙らない措置を本信託から受けるものとします。

本信託に関連する知的財産権の所有権に関して競合する請求権が、本信託および本受益権への投資に悪影響を及ぼし得ます。

スポンサーは、本信託の運営に必要な全ての知的財産権がスポンサーまたはワールド・ゴールド・カウンシル(World Gold Council)により所有またはライセンス供与されているかまたは取得されていると考えているものの、第三者が、本信託の設計、仕組みおよび運営に関連する知的財産権の所有について主張または請求する可能性があります。かかる所有権に関する請求が提起されるかまたはかかる請求を主張する手続が開始される限度で、当該請求の交渉、訴訟もしくは和解または裁判所における終局的解決(提訴された場合)は、本信託および本受益権への投資に悪影響を及ぼす可能性があり、例えば、本信託の費用または損害を生じ、あるいは本信託の終了に至る可能性があります。

## (2) 投資リスクに対する管理体制

本信託は金の預託と引き換えに、本信託の財産に対する非分割の部分的持分を表彰する本受益権を発行し、本受益権の償還に関連して金を交付するのみであるため、上記記載の投資リスクに対する特定の管理体制を有していません。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

バスケットの設定および解約の処理に伴うサービスに対する受託者の報酬として、認定参加者は、バスケットの設定または解約の請求1件につき2,000ドルの取引手数料を受託者に支払うことを要します。1件の請求には複数のバスケットを含めることができます。取引手数料は、受託者により、スポンサーの承諾を得て、減額、増額その他の変更を行うことができます。受託者は、取引手数料の変更合意についてDTCに通知するものとし、通知日から30日が経過するまではバスケットの解約手数料の引き上げを実施しません。取引手数料は、設定または解約の請求受領時のバスケットの評価額の0.10%を超えてはなりません。

### (2)【買戻し手数料】

上記「第一部 ファンド情報 - 第1 ファンドの状況 - 4 手数料等及び税金 - (1)申込手数料」をご参照ください。

### (3)【管理報酬等】

信託約款に基づいて行うサービスならびに本信託のウェブサイト管理および本受益権のマーケティングに関して行われるサービスの対価として、スポンサーに報酬が支払われます。スポンサーの報酬は毎月後払いされ、調整済純資産価額、すなわち本信託のANAVの0.15%に相当する年率で日々発生しますが、以下に記述される減額に従います。スポンサーは、本信託に関連して発生したスポンサーの支出および費用の全てについて本信託から償還を受けます。2009年9月30日終了年度中、かかるサービスに対して41,946,627ドルがスポンサーに支払われました。

信託約款に基づいて行うサービスの対価として、受託者に報酬が支払われます。受託者の報酬は毎月後払いされ、本信託のANAVの0.02%に相当する年率で日々発生しますが、1年の最低報酬は500,000ドルおよび最高報酬は2百万ドルとします。本信託の管理および受託者の任務に重大な変更があった場合、受託者の報酬は、受託者およびスポンサーが誠実に行う決定に従って変更されます。受託者は、受託者によって行われるサービスに関するエージェント費用を除いて、本信託に関連して発生した受託者の費用および支出(受託者から支払われる本カストディアン費用を含みます。)について、ならびに本信託のために受託者によって行われるすべての特別のサービスについて、本信託に請求します。2009年9月30日終了年度中、かかるサービスに対して2,000,000ドルが受託者に支払われました。

信託特定口座および信託非特定口座に関連したカストディ業務の対価として、本カストディアンに報酬が支払われます。特定金口座契約に基づき、本カストディアンの報酬は、信託特定口座および信託非特定口座にて保有される金の最初の4.5百万オンスについては日間平均総価額の0.10%、4.5百万オンスを超える分については信託特定口座および信託非特定口座にて保有される全ての金の日間平均総価額の0.06%に相当する年率で算出されます。本カストディアンは、非特定金口座契約においては報酬を受領しません。2009年9月30日終了年度中、かかるサービスに対して18,862,928ドルが本カストディアンに支払われました。

マーケティング・エージェント契約に従って行われるサービスの対価として、受託者によって本信託の資産からマーケティング・エージェントに報酬が支払われます。マーケティング・エージェントの報酬は毎月後払いされ、本信託のANAVの0.15%に相当する年率で日々発生しますが、「(4)その他の手数料等」に記述されるように減額に従います。2009年9月30日終了年度中、かかるサービスに対して41,946,627ドルがマーケティング・エージェントに支払われました。2009年9月30日終了年度において、その他のマーケティング費用は6,125,560ドルでした。

#### (4)【その他の手数料等】

##### 信託費用

本信託の通常運営費用には以下のものが含まれます。すなわち、(1)スポンサーに支払われる報酬、(2)受託者に支払われる報酬、(3)本カストディアンに支払われる報酬、(4)マーケティング・エージェントに支払われる報酬およびその他のマーケティング費用、ならびに(5)印刷および郵送費用、弁護士および監査人報酬、登録手数料および上場費用を含む多種の信託運営費用です。スポンサーは、適用あるSEC登録手数料を含む、本信託の設定費用および本受益権の最初の売却費用を負担しました。受託者は報酬を請求しないものの、本信託の運営費用(特別費用以外)は本信託の設定から本受益権の取引が開始される日までの期間発生すると見なされます。

2009年9月30日終了年度において、本信託の管理費用は2,728,503ドルでした。当該費用の内訳は以下のとおりです。すなわち、(1)SEC登録手数料およびその他の規制当局費用：851,167ドル、(2)弁護士費用：421,832ドル、(3)監査および四半期レビュー費用：362,059ドル、(4)サーベンス・オクスリー統制に関する内部および外部監査費用：225,413ドル、(5)印刷費用：707,951ドル、ならびに(6)その他の費用：160,081ドルとなりました。投資家は、本信託のサービス提供者の報酬増加によって管理費用がいずれ増加する可能性があることを認識しなくてはなりません。

受託者は、信託費用の支払いに必要な程度で本信託が保有する金を売却します。その結果、売却される金の量は、信託費用の程度と金の市場価格に応じて適宜異なります。受託者が保有する現金には利息は付きません。

本信託による各金の売却は本受益権保有者の課税事由となります。下記「第一部 ファンド情報 - 第1 ファンドの状況 - 4 手数料等及び税金 - (5)課税上の取扱い」をご参照ください。

##### 報酬減額

2011年11月11日またはマーケティング・エージェント契約の終了のいずれか早くが到来する時点まで、当該期間中のある月末において、本信託の通常見積費用がかかる月における本信託の毎日のANAVの年率0.40%に相当する額を超える場合、かかる月に本信託資産からスポンサーおよびマーケティング・エージェントに支払われる報酬は、それぞれの報酬額を上限として両者均等に超過額が減額されます。投資家は、現行の費用に基づくと、本信託資産の総価額が約500百万ドルに満たない場合、スポンサーおよびマーケティング・エージェントが各自の報酬を合わせた本信託の毎日のANAVの年率0.30%を完全に減少したとしても、本信託の通常費用は本信託の毎日のANAVの年率0.40%を超える比率で発生することを認識しなくてはなりません。かかる額は、本信託の通常見積費用に基づいていますが、本信託の実際の通常費用が当該見積もりを超過する場合には増加する可能性があります。2011年11月11日またはマーケティング・エージェント契約の終了のいずれか早い方の時点で、かかる報酬減額は失効します。

## (5)【課税上の取扱い】

## 日 本

本ファンドの日本の受益者に対する日本の税法上の課税については、以下のような取扱いとなります。

- ( ) 個人に支払われるファンドの分配金は、20%(所得税15%、地方税5%)の税率による源泉徴収が行われます。受益者の選択により、分配金額にかかわらず申告不要とすることも、確定申告により配当所得として申告分離課税とすることも総合課税とすることもできます。申告不要とした場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。但し、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの3年間は特例措置として、10%(所得税7%、地方税3%)の軽減税率による源泉徴収が行われます。
- ( ) 法人(公共法人等を除きます。)が分配金を受け取る場合は、7%(所得税のみ)の税率による源泉徴収が行われます。法人の益金不算入の適用は認められません。
- ( ) 個人が受益証券を譲渡した場合、その課税方法は以下のとおりとなります。
  - a. 受益証券の譲渡価額(邦貨換算額)から当該受益者の取得価額(邦貨換算額)を控除した金額が株式等の譲渡所得の金額となり、20%(所得税15%、地方税5%)の税率による申告分離課税となります。また、損失が生じた場合には、当該損失は、他の株式等の譲渡損益との損益通算が可能となります。但し、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの3年間は特例措置として、10%(所得税7%、地方税3%)の軽減税率が適用され、源泉徴収選択口座においては申告不要の特例があります。
  - b. 受益証券は、その譲渡損益について税法上上場株式等として取扱われ特定口座での取扱いや損失の翌年以降3年間の繰越しも可能です。
- ( ) 分配金および譲渡の対価につき、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

## 米 国

## 米国所得税

本信託は、金売却時の利益(もしあれば)を除いて、課税対象所得を生み出すものではありません。日本の会社もしくは個人、または日本の居住者で、本受益権を保有している者、つまり、米国連邦所得税の目的上、1986年米国内国歳入法(その後の改正を含みます。)第7701条でそれぞれ定義される(一定の海外居住米国人で以前に米国に長期間居住していた者以外の)(i)外国会社、または、(ii)非居住外国人には、一般的に、(A)本信託が金を売却した際の利益、または、(B)本受益権によって表章される本受益権の売却で得た利益に関して、米国連邦所得税や源泉徴収税が課されることはありません。ただし、(x)そのような利益が、米国における取引や事業の保有者による行為と事実上関連がある場合、または、(y)個人保有者が利益を得た場合には、当該保有者が売却に対する課税年度に183日以上米国におり、その他の一定条件を満たす場合には、その限りではありません。

## 米国遺産税および贈与税

米国連邦税法では、米国の市民または(遺産税および贈与税目的で決定される)居住者のいずれにも該当しない者に関して、米国が「帰属地」となる財産全てに遺産税が課せられます。そのような課税目的上、本受益権の帰属地が米国であるとみなされる可能性があります。そうなった場合、本受益権は日本の個人所有者の米国総財産に含まれることになります。2008年度に関しては、課税対象財産の適正市場価額の上限45%の税率で米国遺産税が課せられます。米国遺産税の税率は、将来的に変更されることがあります。それに加えて、一定の状況では、米国連邦「世代間移転税」が課せられる可能性もあります。

米国の非市民および非居住者については、一般的に、有形の個人財産または米国を帰属地とする不動産のみに米国連邦贈与税が適用されます。有形の個人財産(金を含みます。)は、それが実際に米国にある場合には、米国が帰属地となります。本件は未決着ですが、本受益権の所有は、課税上本受益権の裏付けとなる金の所有とはみなされず、金を米国のカストディに預託している場合も同様です。その代わり、本受益権は無形財産とみなされ、保有者の生存期間中に譲渡された場合には、米国贈与税の対象にならないものとします。

日本人の本受益権の個人保有者には、日本と米国間の遺産および贈与税条約に関する潜在的な適用を含めて、それぞれの特定状況における米国遺産税、贈与税、および世代間移転税の適用について、自身の税務アドバイザーに相談されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

(2009年9月30日現在)

| 資産の種類         | 国名(注1) | 時価合計(注2)                                 | 運用比率(%) |
|---------------|--------|------------------------------------------|---------|
| 金             | 英国     | 35,066,200,848ドル<br>(3,161,218,006,447円) | 100%    |
| 現金            | 該当なし   | 0ドル<br>(0円)                              | 0%      |
| その他の資産(負債控除後) |        | 0ドル<br>(0円)                              | 0%      |
| 合計(純資産総額)     |        | 35,066,200,848ドル<br>(3,161,218,006,447円) | 100%    |

(注1) 物理的な所在地を記載しています。

(注2) 時価合計には、金の未収入金を含みます。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

上記「(1)投資状況」をご参照下さい。

## (3)【運用実績】

## 【純資産の推移】

|                      | 本受益権1口当たり純資産価額(ドル/円) | 本信託の純資産価額総額(千ドル/千円)             | 換算率         |
|----------------------|----------------------|---------------------------------|-------------|
| 第2期末<br>(2006年9月30日) | 59.48<br>(7,012.7円)  | 7,441,489<br>(877,351,553千円)    | 1ドル=117.90円 |
| 第3期末<br>(2007年9月30日) | 73.46<br>(8,479.5円)  | 13,803,588<br>(1,593,348,163千円) | 1ドル=115.43円 |
| 第4期末<br>(2008年9月30日) | 87.10<br>(9,020.9円)  | 21,471,084<br>(2,223,760,170千円) | 1ドル=103.57円 |
| 第5期末<br>(2009年9月30日) | 97.67<br>(8,810.8円)  | 35,054,043<br>(3,162,225,219千円) | 1ドル=90.21円  |
| 2008年10月31日          | 71.94<br>(7,078.9円)  | 17,595,465<br>(1,731,393,756千円) | 1ドル=98.40円  |
| 2008年11月30日          | 80.16<br>(7,658.5円)  | 19,846,476<br>(1,896,132,317千円) | 1ドル=95.54円  |
| 2008年12月31日          | 85.10<br>(7,788.5円)  | 21,691,122<br>(1,974,542,836千円) | 1ドル=91.03円  |
| 2009年1月31日           | 90.43<br>(8,098.0円)  | 24,931,272<br>(2,232,595,408千円) | 1ドル=89.55円  |
| 2009年2月28日           | 93.60<br>(9,155.0円)  | 31,495,309<br>(3,080,556,173千円) | 1ドル=97.81円  |
| 2009年3月31日           | 90.08<br>(8,848.6円)  | 33,210,701<br>(3,262,287,159千円) | 1ドル=98.23円  |
| 2009年4月30日           | 86.78<br>(8,485.3円)  | 31,352,950<br>(3,065,691,451千円) | 1ドル=97.78円  |
| 2009年5月31日           | 95.81<br>(9,243.7円)  | 35,076,605<br>(3,384,190,850千円) | 1ドル=96.48円  |
| 2009年6月30日           | 91.75<br>(8,808.9円)  | 33,655,237<br>(3,231,239,304千円) | 1ドル=96.01円  |
| 2009年7月31日           | 92.16<br>(8,798.5円)  | 32,377,313<br>(3,091,062,072千円) | 1ドル=95.47円  |
| 2009年8月31日           | 93.75<br>(8,694.4円)  | 32,607,079<br>(3,023,980,506千円) | 1ドル=92.74円  |
| 2009年9月30日           | 97.67<br>(8,810.8円)  | 35,054,043<br>(3,162,225,219千円) | 1ドル=90.21円  |

(注1) 上記表において、日本円への換算は、当該時点の換算率(株式会社三菱東京UFJ銀行が発表した対顧客電信  
売・買相場の仲値)により計算されています。

## 東京証券取引所の受益権 1 口当たり時価

|              | 東京証券取引所の受益権 1 口当たり<br>時価 | 換算率         |
|--------------|--------------------------|-------------|
| 2009年 6 月30日 | 92.49ドル<br>(8,880円)      | 1 ドル=96.01円 |
| 2009年 7 月31日 | 91.86ドル<br>(8,770円)      | 1 ドル=95.47円 |
| 2009年 8 月31日 | 94.03ドル<br>(8,720円)      | 1 ドル=92.74円 |
| 2009年 9 月30日 | 97.22ドル<br>(8,770円)      | 1 ドル=90.21円 |
| 2009年10月31日  | 102.25ドル<br>(9,350円)     | 1 ドル=91.44円 |
| 2009年11月30日  | 114.04ドル<br>(9,900円)     | 1 ドル=86.81円 |

(注 1) 上記表において、ドルへの換算は、当該時点の換算率(株式会社三菱東京UFJ銀行が発表した対顧客電信売・買相場の仲値)により計算されています。

## 【分配の推移】

該当事項はありません。

## 【収益率の推移】

| 期別                               | 収益率(%) |
|----------------------------------|--------|
| 第 3 期(2006年10月 1 日～2007年 9 月30日) | 23.5%  |
| 第 4 期(2007年10月 1 日～2008年 9 月30日) | 18.6%  |
| 第 5 期(2008年10月 1 日～2009年 9 月30日) | 12.1%  |

## 第2【外国投資信託受益証券事務の概要】

### 本受益権の名義書替え

本受益権の名義書替えはDTCの振替決済システムを通じて行われます。取扱場所はニューヨークのDTCとなります。

日本においては、株式会社証券保管振替機構(以下「振替機関」といいます。)またはそのノミニー名義となっている本受益権保有者に対する外国信託受益証券事務は、振替機関の規則に基づき受益証券事務取扱機関および分配金支払取扱銀行として任命された中央三井信託銀行株式会社がこれを取扱います。

取引所に上場される本受益権は、同一の証券会社の顧客間の決済については、各外国証券取引口座間の振替が行われ、異なる証券会社の顧客間の決済については、決済会社に開設した各証券会社の口座間で振替が行われるので、アメリカ合衆国国内の本カストディ안의保管にかかる本受益権の口数は変化しません。本受益権が海外の投資家から購入され、または海外の投資家へ売却される場合には、振替機関が本邦証券会社のために保管している当該証券会社名義の本受益権の口数は増減します。

### 本受益権保有者に対する特典

該当事項はありません。

### 本受益権保有者に対する譲渡制限

該当事項はありません。

### その他

該当事項はありません。

## 第二部【ファンドの詳細情報】

### 第 1 【ファンドの追加情報】

#### 1 【ファンドの沿革】

| 日 時          | 沿 革                                                 |
|--------------|-----------------------------------------------------|
| 2004年11月12日  | 当初設定                                                |
| 2004年11月12日  | 本信託の設定契約締結                                          |
| 2004年11月16日  | 募集開始                                                |
| 2004年11月18日  | ニューヨーク証券取引所(以下「NYSE」といいます。)上場                       |
| 2006年 8 月10日 | メキシコ証券取引所(Bolsa Mexicana de Valores)上場              |
| 2006年10月11日  | シンガポール証券取引所上場                                       |
| 2007年12月13日  | NYSEからNYSEアーカ取引所への上場移転                              |
| 2008年 5 月21日 | 本信託の名称変更(旧名称:StreetTRACKS®Gold Trust)               |
| 2008年 6 月30日 | 東京証券取引所上場                                           |
| 2008年 7 月31日 | 香港証券取引所(Hong Kong Exchanges and Clearing Limited)上場 |

#### 2 【ファンドに係る法制度の概要】

本信託の管理は信託に関するニューヨークのコモンローおよび制定法に準拠します。

本信託は、2004年11月12日に、ニューヨーク不動産、権限および信託法を含む信託規制に関するニューヨークのコモンローおよび制定法のもと、スポンサーと受託者との間の信託約款により創設された信託です。信託約款、および信託約款におけるスポンサー、受託者、(本信託の受益権を表象する大券の登録保有者としての)DTC、ならびに本受益権保有者の諸権利は、ニューヨーク州法に準拠します。

金の預託と引き換えに、本信託資産の割合的な未分割の受益権を表章する本受益権が発行されており、本受益権の解約に関して金を分配するものです。本受益権の発行と解約は、受託者およびスポンサーとの間で参加者契約を締結した認定参加者がバスケットで行います。認定参加者は、本受益権を一般投資家に売却することができます。本受益権の各受益的所有者は、信託約款の条件に従い、所有する本受益権の範囲内で本信託の受益者とみなされます。本受益権は発行される際、全額払い込まれ、非課税扱いとなります。

スポンサーは、信託約款およびカस्टディ契約の交渉ならびに当初の金の預託の手配を含めて、本信託の設立に責任を負う立場にありました。本信託は、受託者が信託約款を締結・交付し、当初の金の預託を受領したことをもって法的に実存することとなりました。

スポンサーは、受託者および本信託の主な業務受託者の業務を全般的に監督していますが、受託者またはかかる業務受託者について日常的な監督を行っているわけではありません。スポンサーは、受託者から支援・支持を受け、本信託のために定期報告書を作成しSECへ提出する責任を負っています。スポンサーは、本信託の独立公認会計士を指名します。スポンサーは、本受益権のマーケティングを促進することになりますが、信託約款に従い、マーケティング・エージェントと既に契約を締結しています。

スポンサーは、本信託の管理に関する一定の事項について受託者に指示を出すことができますが、それは信託約款で規定された事項に限られます。例えば、スポンサーは、受託者に指示を出して、費用支払いのために本信託の金を売却すること、解約請求の停止や解約決済日の延期を行うこと、または、一定の基準を満たした場合には、本信託を終了させることができます。スポンサーは、一定の状況において、受託者を解任し後任者を指名することができます。スポンサーは、現在雇っているカストディアンに加えて、またはその代わりとしてカストディアンを雇用するよう受託者に指示を出すことができ、受託者が自ら選定した1または複数のカストディアンを雇用するにはスポンサーの承認が必要となります。スポンサーは、受託者に許可を与え、信託約款で規定される当該カストディ契約の要件を満たすことなく、追加または後任のカストディアンに適用されるカストディ契約を締結させることができます。

受託者は、本信託の運営記録の維持も含めて、一般的に本信託に関する日常的な管理について責任を負っています。受託者の主な責任には、次の事項が含まれます。(1)本信託の費用支払いの必要に応じて本信託の金を売却すること、(2)本信託の純資産価額(NAV)および本受益権1口当たりNAVを算定すること、(3)認定参加者からバスケットを設定・解約する請求を受け付け、処理すること、また、かかる請求について本カストディアンおよびDTCと処理の調整を図ること、ならびに(4)本カストディアンを監視すること。受託者が、本カストディアンのもとで金を保管することが本信託のためにならないと判断した場合、受託者はスポンサーにその旨勧告しなければなりません。それを受けたスポンサーは、本カストディアンについて一定の対応措置をとるよう受託者に指示を出すことができます。そのような指示がない場合、受託者は、本カストディアンから金を引き上げるための措置を講ずることができます。受託者は、本信託のためにSECに提出する必要があるすべての定期報告書の作成について、スポンサーを支援・支持します。

本信託の保管口座の管理は英国法に準拠します。

本信託の資産は、特定金口座の金地金、非特定金口座に貸記された金および適宜費用の支払いに充当する現金により構成されています。本信託の特定金口座の金地金および非特定金口座の金のカストディ業務は、本カストディアンが、その英国・ロンドンの金庫室において、ならびに本カストディアンが選定するサブカストディアンおよびサブカストディアンを代理して活動する第三者が提供します。

本カストディアンの主な義務は、受託者から指示を受けて、次のとおり対応することです。( )本受益権の設定との関連で、非特定形式の金の預託を、本信託のために受け入れること、( )受託者から受けた標準指示に従い、信託特定口座に預託するため金地金の延べ棒を選定して、本信託に非特定形式で預託された金を割り当てること、および、かかる金を受託者と本受益権保有者のため安全に保管すること、ならびに( )本受益権の解約との関連で、受託者から指示を受けて、信託特定口座から金を引き出し、非特定形式で金を引き渡すこと。

受託者と本カストディアンは、カストディ契約を締結していますが、かかる契約により、信託非特定口座および信託特定口座が設定され、受託者と本受益権保有者に対する本カストディアンの責任事項が定義されています。カストディ契約は、寄託についての英国コモンローおよび英国契約法を含む英国法に準拠しています。

本信託に適用される英国法に基づくカストディアン受寄者の義務は、以下のとおりです。

- (a) カストディ契約に基づく契約上の義務を履行し、当該契約で許可された方法により、または本信託の承諾を得て、金／地金を取引すること。本信託が許可していない方法で金／地金を取引した場合には、そのような行為の結果について責任を負うこと。
- (b) 預託された金／地金の安全な保管について相応の注意を払うこと。カストディアンに要求される注意義務の基準は、事案の状況次第となります。本件の場合、本カストディアンには、報酬を受けるカストディアンとして高度な注意基準が期待されることになります。
- (c) 金を保管している金庫室、ならびに金庫室を取り巻く保管およびセキュリティ体制が目的にかなった適切なものとなることを確実にするために、相応の注意を払うこと。
- (d) 金／地金を予期せぬ危険から保護するため相応の注意を払うこと。窃盗に遭遇した場合は取り戻し、悪意の求償に対して本信託の権利を擁護すること。
- (e) 要求に応じて本信託に金／地金を返却すること。また、返却する際には、カストディ契約に規定された指示に従うこと。

本カストディアンは、自らの契約上の責務を制限することができますが、いかなる制限事項であっても厳格に解釈されることになり、また、どのような場合でも過失の責任を免れることにはなりません。

カストディ契約の免責条項の規定によると、本カストディアンは、カストディ契約に基づく義務の履行にあたり相応の注意を払うことになっていますが、損失や損害の責任が問われるのは、義務を履行する際の過失、不正行為、または故意の債務不履行がその直接的原因になった場合のみとなっています。そのような場合、本カストディアンの責任は、かかる過失、不正行為、または故意の債務不履行が生じた時点における金／地金の市場価額に限定されることとなります。さらに、本カストディアンは、London Bullion Market Association(以下「LBMA」といいます。)規則で必要とされること、またはカストディ契約で規定されていること以上の特別な事前対応策を講じるようサブカストディアンに要求する責任も免除されています。

#### 米国連邦法

本信託は、1940年米国投資会社法に基づく投資会社としての登録は行っておらず、同法に基づくSECへの登録は要求されていません。本信託では、商品先物取引委員会が管理している1936年米国商品取引法(以下「CEA」といいます。)の規制を受ける商品先物契約を保有または取引することはありません。本信託は、CEAにおけるコモディティ・プールではなく、スポンサー、受託者、本信託のマーケティング・エージェントのいずれも、本受益権との関係で、コモディティ・プール・オペレーターまたは商品投資顧問業者として規制を受けることはありません。

本受益権は、NYSEアーカ取引所で取引されます。本信託は、SECが管理している1934年米国証券取引法(以下「1934年法」といいます。)における報告会社となっています。本信託は、1986年米国内国歳入法(その後の改正を含みます。)における譲与者信託(grantor trust)です。「第一部 ファンド情報 - 第1 ファンドの状況 - 4 手数料等及び税金 - (5)課税上の取扱い」をご参照ください。

### 3【監督官庁の概要】

本信託は、ニューヨーク不動産、権限および信託法を含む信託規制に関するニューヨークのコモンローおよび制定法のもと、スポンサーと受託者との間の信託約款により創設された信託です。信託約款、および信託約款におけるスポンサー、受託者、(本信託の本受益権を表象する大券の登録保有者としての)DTC、ならびに本受益権保有者の諸権利は、ニューヨーク州法に準拠します。本信託は、1986年米国内国歳入法(その後の改正を含みます。)における譲与者信託(grantor trust)です。

本信託は、SECが管理している1934年法における報告会社となっています。本信託は、米国1940年投資会社法に基づき投資会社として登録されておらず、同法に基づくSECへの登録を義務づけられていません。本信託は、CFTCにより管理されるCEAの規制を受ける商品先物契約を保有せず、またその取引を行いません。本信託は、CEAの目的上コモディティ・プールではなく、スポンサー、受託者または本信託のマーケティング・エージェントのいずれも、本受益権に関連してコモディティ・プール・オペレーターまたは商品投資顧問業者として規制に服しません。

デラウェア州のリミテッド・ライアビリティ・カンパニーであるスポンサーは原則として、受託者および本信託の主な業務受託者の業務を監督しますが、受託者またはかかる業務受託者について日常的な監督は行いません。

受託者は原則として、本信託の日常的な管理責任を負います。受託者は、連邦準備制度理事会の監督に服する加盟州法銀行(state-chartered bank)であり、またニューヨーク州銀行局の監督を受けています。

本カストディアンは、バスケットの設定に関して認定参加者により本カストディアンに預託された本信託の金の保護預かりを行います。本カストディアンは、ニューヨーク連邦準備銀行および連邦預金保険公社の監督を受けています。米国の連邦銀行当局による監督および検査に加え、HSBCのロンドンにおけるカストディ業務は、金融サービス庁(FSA)の監督下に置かれています。

各認定参加者は、(1)SECに登録されたブローカー・ディーラーまたは証券取引を行うためにブローカー・ディーラーとしての登録を必要としないその他の証券市場参加者(銀行その他の金融機関等)で、(2)DTCへの参加者です。

ステート・ストリート・コーポレーションの100%子会社であるマーケティング・エージェントは、SECに登録済みのブローカーディーラーであり、金融取引業規制機構(Financial Industry Regulatory Authority)(以下「FINRA」といいます。)、地方債規則制定委員会(Municipal Securities Rulemaking Board)、全米先物協会(National Futures Association)およびボストン証券取引所のメンバーです。

## 第2【手続等】

### 1【申込(販売)手続等】

#### 日本における本信託設定の申込み

日本国内において、本信託の設定の募集および解約の取扱いは一切行っておりません。下記は米国における設定および解約について参考までに記載するものです。

#### 米国における設定および解約

認定参加者のみが、バスケットの設定を請求することができます。認定参加者は、(1)登録されたブローカー・ディーラーまたは証券取引を行うためにブローカー・ディーラーとしての登録を必要としないその他の証券市場参加者(銀行その他の金融機関等)でなければならず、(2)DTCへの参加者(以下「DTC参加者」といいます。)でなければなりません。認定参加者となるためには、本信託を代表する受託者およびスポンサーとの間で参加者契約を締結しなければなりません。

#### 設定手続

営業日に、認定参加者は、1または複数のバスケットの設定請求を受託者に行うことができます。購入請求および解約請求を処理する目的上、「営業日」とは、以下のいずれかに該当する日以外の日を意味します。

(1) NYSEアーカ取引所が通常取引を行っていない日

(2) 命令により特定の日に英国またはその他の国・地域における金の受領もしくは引渡しまたはその確認を求められる場合、(A)銀行が英国またはその他の国・地域で休業を認められているかまたはロンドン金市場が終了している日、あるいは(B)英国もしくはその他の国・地域の銀行またはロンドン金市場が1営業日完全には開業しておらず、執行または手続の完了を必要とする取引にかかる営業日が終了するまでに執行または完了できない場合のその日

購入請求は、午後4時またはNYSEアーカ取引所の通常取引終了時のいずれか早いときまでに行わなければなりません。受託者が有効な購入請求を受領した日を購入請求日とします。

購入請求により、認定参加者は、以下に従い、金または金および現金を本信託に預託することに同意します。購入請求に関するバスケットの引渡しに先立ち、認定参加者は、かかる購入請求について支払うべき返金不能な取引手数料を受託者に電信送金しなければなりません。

#### 必要とされる預託数量の決定

各バスケットの設定に必要な預託数量(以下「バスケット設定預託数量」といいます。)は、金の量および現金(もしあれば)の額であって、購入請求が適切に受領された日における本信託の資産総額(発生済として見積もられているが未払の手数料、費用およびその他の債務を控除した額。)に対する比率が、購入請求により設定される本受益権数の、かかる請求の受領日における発行済み本受益権の総数に対する比率と同じになる数量とします。スポンサーは、本信託の通常の運営過程において、バスケットの設定のために現金の預託は必要ではないものと予想しています。

必要とされる金の預託数量は、本信託が保有するオンス数を発行済みバスケット数で除して決定され、次段落に記載するとおり、発生済として見積もられているが未払の手数料および費用について調整されます。

必要とされる現金の預託額は以下に従って決定されます。すなわち、購入請求日までに発生した、本信託の見積もられているが未払の手数料、費用および債務は、購入請求日の時点で本信託が保有するかまたは受け取ることできる現金から控除されます。残額は、購入請求日の直前の発行済み本受益権数で除し、購入請求により設定される本受益権数を乗じます。計算値がプラスの場合、この額は、必要とされる現金預託額となります。計算値がマイナスの場合、当該計算値に相当する価値の金のオンス数(購入請求日の本信託のNAVの計算に用いた金価格により決定されます。)を、必要とされる金の預託数量から減じます。金の預託数量に含まれているオンス数のうち0.001未満の端数は考慮されません。バスケット設定預託数量の構成に関する一切の疑義は最終的に受託者により判断されます。バスケット設定預託数量に関する受託者の判断は、最終的なものとして、本信託に関係する全ての人を拘束します。

#### 必要とされる預託数量の引渡し

購入請求を行う認定参加者は、購入請求日からロンドンの2営業日中に、必要とされる金の預託数量を認定参加者非特定金口座に計上する責任を負います。金の預託数量の受領をもって、本カストディアンは、認定参加者および受託者の適切な指図を受けた後、購入請求日から3営業日後に、認定参加者非特定金口座から信託非特定口座に金の預託数量を振り替え、受託者は、DTCに対し、請求されたバスケット数を認定参加者のDTC勘定に計上するよう指図します。かかる金が本信託により受領されるまでの金の受け渡し、所有および保管の費用およびリスクは、認定参加者が単独で負担します。受託者は、スポンサーが随時本信託について受け入れ可能と判断するその他の方法により、金の受け渡しを受諾するものとします。ただし、かかる方法が証券法ルール424によりSECに提出された本信託に関連する目論見書で開示されていることを前提とします。金が前記以外の方法により引き渡される場合、スポンサーは、かかる方法を定め、スポンサーが望ましいと判断するカストディアンを指名し、本書に記載されているものに加え、スポンサーが望ましいと判断するカストディ勘定を設定する権限を付与されます。

本カストディアンは、受託者による指図に基づき、自らが保有する未特定の金地金の中から特定の金地金を信託特定口座に対して配分するか、またはサブカストディアンに対しかかるサブカストディアンによりまたはこれに代って保有されている未特定の金地金の中から特定の金地金を信託特定口座に対して配分するよう指図することにより、信託非特定口座からの信託特定口座への振り替えを行います。本カストディアンは、受託者がバスケットを認定参加者のDTC勘定に計上する時までに信託特定口座への金の振り替えを完了するべく、商業的に合理的な努力を払います。ただし、かかる振り替えがかかる時までに完了しなかった場合、請求されたバスケット数は、信託非特定口座中の金の預託数量の受領と引き替えに交付され、すべての本受益権保有者は、本カストディアンが配分処理を完了するまで、かかる金が預託数量の限度まで特定のなされていないリスクを負います。「第一部 ファンド情報 - 第1 ファンドの状況 - 3 投資リスク」をご参照ください。

金は整数倍の本数の金地金を単位としてのみ配分されるため、信託非特定口座から信託特定口座に配分された金の数量は、信託非特定口座に計上された金のオンス総量を下回ることがあります。残額は信託非特定口座で保有されます。本カストディアンは、信託非特定口座の金の数量を最小限に抑えるべく商業的に合理的な努力を払います。各営業日の終了時点で、430オンスを上回る金が信託非特定口座で保有されることは予定されていません。

## 購入請求の拒絶

受託者は、次に該当する場合に購入請求またはバスケット設定預託数量を拒絶することができます。

- 購入請求またはバスケット設定預託数量が適切な様式によらないと判断する場合
- スポンサーが、購入請求またはバスケット設定預託数量が本信託またはその本受益権保有者にとって不利な課税結果となると考える場合
- バスケット設定預託数量の受諾または受領が、スポンサーの弁護士の意見において、違法となる場合
- 受託者、スポンサーまたは本カストディアン of の支配を超えた事由により、あらゆる実際上の目的上、バスケットの設定を処理できなくなる場合

受託者、スポンサーまたは本カストディアンのいずれも、購入請求またはバスケット設定預託数量の拒絶について責任を負いません。

## 設定にかかる手数料

上記「第一部 ファンド情報 - 第1 ファンドの状況 - 4 手数料等及び税金 - (1) 申込手数料」をご参照ください。

## 2【買戻し手続等】

### 日本における買戻し手続等

日本国内において、本信託の設定の募集および解約の取扱いは一切行っておりません。下記は米国における設定および解約について参考までに記載するものです。

### 米国における買戻し手続等

認定参加者のみが、バスケットの解約を請求することができます。認定参加者は、(1)登録されたブローカー・ディーラーまたは証券取引を行うためにブローカー・ディーラーとしての登録を必要としないその他の証券市場参加者(銀行その他の金融機関等)でなければならず、(2)DTC参加者でなければなりません。認定参加者となるためには、本信託を代表する受託者およびスポンサーとの間で参加者契約を締結しなければなりません。

### 解約手続

認定参加者が1または複数のバスケットの解約を行う手続は、バスケットの設定手続と同様です。営業日に、認定参加者は、受託者に1ないし複数のバスケットの解約請求を行うことができます。解約請求は、午後4時またはNYSEアーカ取引所の通常取引終了時のいずれか早いときまでに受領されなければなりません。受領された解約請求は、受託者が満足する様式で受領された日に効力を生じます。解約手続により、認定参加者は、バスケットの解約を行うことができますが、個々の本受益権保有者は、バスケットを下回る額の本受益権を解約することも、認定参加者を通じてバスケットを解約することもできません。

認定参加者は、解約請求を行うことにより、解約するバスケットを、DTCの振替決済システムを通じ、解約請求の効力発生日から3営業日以内に本信託に交付することに同意しています。解約請求に関する解約分配の引渡しに先立ち、認定参加者はまた、解約請求について支払うべき返金不可能な取引手数料を受託者に電信送金していなければならない。

## 解約分配の決定

本信託による解約分配は、解約を行う認定参加者の認定参加者非特定金口座に対する、解約しようとする本受益権により証される本信託が保有する金の数量の計上額に、現金解約額を加減した額から構成されます。現金解約額は、本信託の金以外の全資産(発生済として見積もられているが未払の手数料および費用を除きます。)を発行済みのバスケット数で除し、認定参加者の解約請求に含まれるバスケット数を乗じた額に等しくなります。受託者は、プラスの現金解約額を、DTCを通じ、DTCの振替決済システムに記録されている認定参加者の勘定に交付します。現金解約額がマイナスの場合、マイナスの現金解約額に価値が等しい金のオンス数量分(解約請求日の本信託のNAVの計算の際に用いた金価格で決定されます。)が、認定参加者非特定金口座に対する計上額から減額されます。スポンサーは、本信託の通常の業務過程において、解約時に認定参加者に現金交付が行われることは想定していません。解約分配の金のオンス数のうち0.001オンス未満の端数は切り捨てられます。解約分配は、適用される租税またはその他の政府課徴金の対象となる可能性があります。

## 解約分配の交付

本信託から支払われる解約分配は、解約請求日から3営業日後のニューヨーク時間午前9時までに受託者のDTC口座に解約されるバスケットが計上されている場合、かかる営業日に認定参加者に交付されます。かかる時までに受託者のDTC口座に解約されるバスケットのすべてが計上されていない場合、解約分配は、受領されたバスケットの整数単位の範囲で交付されます。残りの解約分配は、受託者が解約分配日の延期に対する手数料(受託者によって随時決定されます。)を受領し、解約される残りのバスケットが翌営業日のニューヨーク時間午前9時までに受託者のDTC口座に計上される場合、受領された残りのバスケットの整数単位の範囲で翌営業日に交付されます。それ以上の、発注済の解約請求は撤回されたものとみなされます。受託者はまた、解約されるバスケットが解約請求日から3営業日後のニューヨーク時間午前9時までに受託者のDTC口座に計上されない場合であっても、スポンサーおよび受託者が随時合意する条件によりDTCの振替システムを通じてバスケットを交付する義務を認定参加者が担保している場合に、解約分配を行う権限を与えられています。

本カストディアンは、解約する金の数量を、信託特定口座から信託非特定口座へ、次いで解約を行う認定参加者の認定参加者非特定金口座へ振り替えます。認定参加者および本信託はそれぞれ、本カストディアンが倒産した場合には、それぞれの非特定金口座に計上された金についてリスクを負います。「第一部 ファンド情報 - 第1 ファンドの状況 - 3 投資リスク」をご参照ください。

購入請求に基づいて行われる信託特定口座への金の配分と同様に、解約請求に関連して信託特定口座から信託非特定口座に金を振り替えるに当たり信託特定口座に振り替えられた金の数量が超過している場合、解約する金の数量を上回る超過分は、信託非特定口座で保有されます。本カストディアンは、信託非特定口座で保有される金の数量を最小限に抑えるべく商業的に合理的な努力を払います。各営業日の終了時点で、430オンスを上回る金が信託非特定口座で保有されることは予定されていません。

### 解約請求の停止または拒絶

受託者は、(1)週末または休日以外にNYSEアーカ取引所が閉鎖されているか、NYSEアーカ取引所における取引が停止または制限されている場合に、その期間、(2)緊急事態が存在している結果として金の引渡し、処分または評価が合理的に行えない期間、または(3)スポンサーが本受益権保有者の保護に必要と決定するその他の期間、その単独の裁量により解約権を停止しまたは解約決済日を延期することができ、スポンサーにより指示された場合には停止または延期を行います。スポンサー、受託者または本カストディアンは、かかる停止または延期に起因する損失または損害に対して、何人に対してもまたいかなる態様によっても、責任を負いません。

受託者は、解約請求が参加者契約に定める適切な様式によらない場合または請求の実施が弁護士の意見において違法である場合、かかる請求を拒絶します。

### 解約にかかる手数料

上記「第一部 ファンド情報 - 第 1 ファンドの状況 - 4 手数料等及び税金 - (1)申込手数料」をご参照ください。

## 第3【管理及び運営】

### 1【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

##### 金の評価

各営業日の評価時刻において、受託者は、本信託が保有するかまたは受け取るべき金の価値を、評価が行われる日のロンドン午後金値決めを基準にして、またはかかる日においてロンドン午後金値決めが行われないかまたは評価時刻まで発表されなかった場合には評価時刻より前の最新のロンドン「金値決め」(fix)(午前または午後)を基準にして決定するものとします。ただし、受託者が、スポンサーとの協議の上、当該価格が評価の基準として適当ではないと判断する場合にはこの限りではありません。受託者およびスポンサーがロンドン午後金値決めまたは直近のロンドン金値決めが評価の適切な基準ではないと判断した場合、受託者が採用すべき代替となる評価基準を指定するものとします。受託者およびスポンサーのいずれも、ロンドン午後金値決めまたは直近のロンドン金値決めが本信託が保有するかまたは受け取るべき金の評価の基準として適当ではないと決定したこと、またはかかる決定が誠実になされるという前提で代替となる評価基準の決定について、いかなる人に対しても責任を負わないものとします。

本受益権の保有者は、[www.sec.gov](http://www.sec.gov)または[www.spdrgoldshares.com](http://www.spdrgoldshares.com)においてオンラインで上記の情報を取得することができます。

##### 信託の評価

各営業日の評価時刻において、受託者は、本信託の発生済みとして見積もられているが未払いの手数料(以下で定義する本信託の調整済純資産価額を基準として計算された手数料、または本信託が保有する金の価値を基準として計算されたカストディ手数料を除きます。)、費用およびその他の債務のすべてを、受託者が信託約款に従って決定した金の価値および本信託の他のすべての資産(準備口座に貸記されている金額を除きます。)の合計から差し引くものとします。この結果として得られる値が、本信託の「調整済純資産価額」です。受託者は、調整済純資産価額から、本信託の調整済純資産価額を基準として計算した発生済みの手数料および本信託が保有する金の価値を基準として計算したカストディ手数料を差し引くものとし、この結果として得られる値が本信託の「純資産価額」となります。受託者はまた、本信託の純資産価額を、評価が行われる日の評価時刻において発行済みの本受益権の数(かかる日に発生する設定バスケットおよび解約バスケットの清算を考慮に入れるものとします。)で除すものとし、この結果として得られる値が「本受益権1口当たり純資産価額」となります。

調整済純資産価額、純資産価額および本受益権1口当たり純資産価額は、米国で一般に認められた会計原則に従って計算するものとします。発生済みであるが未払いの手数料、費用および債務についての受託者の見積もりは、本信託に関係するすべての人にとって最終的なものであり、実際に支払われた額と見積額との相違を理由として、本約款に従って行われる計算におけるいかなる訂正または修正も不要であるものとします。

本受益権の保有者は、[www.sec.gov](http://www.sec.gov)または[www.spdrgoldshares.com](http://www.spdrgoldshares.com)においてオンラインで上記の情報を取得することができます。

## (2) 【保管】

スポンサーおよび受託者は、預託機関(以下に定義します。)契約(「預託機関契約」とは、スポンサーおよび受託者による預託機関宛の2004年11月11日付の陳述書を意味します。)を締結し、同契約に基づき、預託機関(「預託機関」とは、DTCまたはスポンサーおよび受託者が信託約款の定めに従い選択する本受益権のその他の預託機関を意味します。)は本受益権の証券預託機関を務めます。本受益権は、(預託機関の要求により1もしくは複数の証書で構成される)大券により表章され、預託機関の指示に従って、預託機関のノミニーであるシード・アンド・コー(Cede & Co.)の名義で登録され、預託機関にまたはその代理人に預託されます。本受益権を証する証書はこの他には発行されません。大券は、本約款別紙Dの様式によるものとし、大券に明記された本受益権を表章するものとし、その時々において裏書きされた発行済みの本受益権の合計額を表章する旨、および大券により表章される発行済みの本受益権の合計額がその時々においてバスケットの預託または解約を反映して増減することがあるものとする旨が記載されます。大券により表章される発行済みの本受益権の金額、または金額の増減を反映する大券の裏書きは、預託契約に定める方法により、預託契約の定めに従い受託者によりなされた指図に基づいて行われるものとします。

## (3) 【信託期間】

### 終了事由

スポンサーは、本信託の設定から1年が経過した後は何時にても、本信託のNAVが350百万ドル(インフレ調整後)を下回った場合には、受託者に対して本信託の終了および清算を指示することができ、その場合スポンサーはこれを行うことが予定されています。スポンサーはまた、CFTCによって本信託がCEAにおけるコモディティ・プールに該当すると判断される場合にも、受託者に対して本信託の終了を指示することができます。受託者はまた、発行済み本受益権の2/3以上を有する本受益権保有者の同意により本信託を終了することができます。

受託者は、以下のいずれかの事由が生じた場合、本信託を終了し、清算します。

- DTC(本受益権の証券預託機関)に信託約款に基づく職務を遂行する意思または能力がなく、適切な後任者がいない場合
- 本受益権が、NYSEアーカ取引所から上場廃止され、本受益権の上場廃止の日から5営業日以内に、米国の別の証券取引所またはNASDAQ株式市場を通じた取引のために上場されない場合
- 本信託のNAVが、50営業日連続して5,000万ドルを下回っている場合
- スポンサーが辞任するか、職務を遂行できないか、破産または支払不能となり、受託者が後任者を任命しておらず、自らがスポンサーを務めることに同意していない場合
- 受託者が辞任しまたは解任され、60日以内に後任の受託者が任命されていない場合
- 本カストディアンが辞任し、60日以内に後任のカストディアンが任命されていない場合
- 本信託の全ての資産が売却された場合
- 本信託が、米国連邦所得税法上、譲与者信託として扱われる資格要件を満たしていないか、またそのように扱われなくなる場合
- 本信託がニューヨーク州法上存在を認められる最長期間が終了する場合

本信託の終了をもって、受託者は、本信託の終了後合理的期間内に、本信託の金の延べ棒を売却し、本信託の債務の弁済または引当金の設定後、本受益権保有者に手取金を分配します。

#### (4)【計算期間】

本信託の事業年度は、毎年9月30日に終了します。

#### (5)【その他】

信託の終了

上記「(3)信託期間」をご参照ください。

#### 信託約款の変更

(イ) 信託約款は、受託者およびスポンサーによって、本受益的所有者の同意なく、(1)瑕疵または矛盾がある可能性のある信託約款の規定についてあいまいさの解消または修正もしくは補足を行うため、また信託約款によって発生した問題または疑義に関連して、スポンサーが誠実に判断するところにより本受益的所有者の利益に対して重大な悪影響を与えないような規定を定めるため、かつ(2)信託約款の規定をSECによる要求に従って変更するために、随時修正することができます。信託約款は、スポンサーおよび受託者によって、発行済みの本受益権の51%以上を有する本受益的所有者の指示に従って行動するDTC参加者の同意により、信託約款の規定の追加、規定の変更もしくは削除、または本受益的所有者の権利の変更を行うために、随時修正することもできます。ただし、(x)信託約款の条項および条件に従う場合を除いて、信託約款の条項および条件に従って取得される金および現金以外の資産の取得を許可する場合、(y)本信託における本受益的所有者の権利を縮小する場合、または(z)当該修正に同意する必要がある発行済みの本受益権の比率を削減する場合には、全発行済み本受益権の本受益的所有者の指示に基づいて行動するDTC参加者の同意なしに、信託約款の修正を行うことはできません。受託者およびスポンサーは、参加者契約の管理規定をその条項に従って随時変更することができ、当該変更は信託約款の修正を構成しないものとします。

(ロ) 当該修正が実行された後速やかに、受託者は、預託機関から本受益権を保有するすべてのDTC参加者のリストを受領するものとします。受託者は、当該各DTC参加者に対して、そのDTC参加者が何名の本受益的所有者のために本受益権を保有しているかを問い合わせ、そのDTC参加者に対し、当該本受益的所有者に各DTC参加者から送付するために、当該修正の内容に関する書面通知を十分な部数提供するものとします。

(ハ) 特定の形式による任意の修正の提案または終了手続きの提案を承認するにあたって、信託約款第10.01条または第9.01条に基づく本受益的所有者の同意は必要ないものとします。ただし、かかる同意によって当該提案に定められた内容を承認する場合には、十分であるものとします。本受益的所有者から当該同意を取り付ける方法および実施の認可を証する方法は、受託者が指示する合理的な規制に従うものとします。

## 関係法人との契約の更改

### （イ）マーケティング契約

マーケティング・エージェント契約は、スポンサーおよびマーケティング・エージェントの双方によって締結された証書によってのみ、随時変更、修正、補足することができます。マーケティング・エージェント契約の重要な変更は、スポンサーの年次、四半期または臨時の報告書の一つに対する添付書類として、EDGARシステムを通じてSECに提出されなければなりません。

### （ロ）カストディ契約

カストディ契約は、受託者および本カストディアンの方によって署名された書面による合意によって、随時変更することができます。カストディ契約の重要な変更は、スポンサーの年次、四半期または臨時の報告書の一つに対する添付書類として、EDGARシステムを通じてSECに提出されなければなりません。

### （ハ）認定参加者契約

認定参加者契約は、予定されている変更後の契約の写しが各認定参加者へ郵送されている場合はいずれの認定参加者の同意も得ることなく、受託者およびスポンサー間の契約によって、随時変更、修正、補足することができます。予定されている変更が受領されたとみなされた日後10暦日以内に（変更は米国郵便システムへの投函の3日後に受領されたとみなされます。）、予定されている変更は契約の一部となります。

認定参加者契約の様式の重要な変更は、スポンサーの年次、四半期または臨時の報告書の一つに対する添付書類として、EDGARシステムを通じてSECに提出されなければなりません。

## 2【開示制度の概要】

### （1）SECへの情報公開

1934年法の第12条(b)に基づいて本受益権を登録しているため、本信託は、臨時、四半期、および年次の報告書（以下「本信託の報告書」といいます。）をSECに提出することが求められています。

- ・ フォーム10-Kによる年次報告書。本信託は、SECに対して、会計年度末後60日以内に、監査済財務書類を含む年次報告書をフォーム10-Kを使用して提出することが求められています。
- ・ フォーム10-Qによる四半期報告書。本信託は、SECに対して、会計四半期の最初の三期間について各期間終了後40日以内に、四半期報告書をフォーム10-Qを使用して提出することが求められています。本報告書は、米国一般会計原則に従って作成され、本信託の監査人によって監査された中間財務書類を含むものとします。
- ・ フォーム8-Kによる臨時報告書。フォーム8-Kを使用した臨時報告書は、フォーム上に規定されている事態が1つでも発生した際に提出することが求められています。一般的に、提出期限は事態発生日から4営業日となっています。当該事態には次の事項が含まれます。

- ・ 本受益権の保有者の権利に対する重大な変更、
- ・ 主要役員の離脱、
- ・ 信託約款に対する修正、
- ・ 上場廃止通知の受領、継続上場規則もしくは基準の不履行、または国内証券取引所もしくはディーラー間相場システムからの上場移転、

本信託は、本信託の報告書をEDGARシステムを通じて提出します。

## (2) 本受益権保有者への情報公開

本受益権保有者は、本信託の報告書をwww.sec.govまたはwww.spdrgoldshares.comからオンライン経由で適時に入手することができます。本受益権保有者はまた、NAV、本受益権1口当たりNAVおよび本受益権の価格等に関する情報もwww.sec.govまたはwww.spdrgoldshares.comからオンライン経由で適時に入手することができます。

## 3【受益者の権利等】

### (1)【受益者の権利等】

受益者集会に関する権利

該当事項はありません。

受益権に係る受益債権の内容

#### 一 般

本受益権は、本信託の割合的な未分割の受益権のユニットおよび本信託の所有権を表章し、無額面です。

限定的権利に関する記述

本受益権は、従来型の投資に相当しないため、経営陣および取締役会により事業を行う会社の「株式」と同様のものと考えられるべきではありません。本受益権保有者として、会社の株式所有に通常関連する法令上の権利(例えば、少数株主抑圧を理由とする訴訟または株主代表訴訟を提起する権利を含みます。)を有していません。本受益権は全て、同じ権利を有する同じ種類のものです。各本受益権は、譲渡可能であり、全額払込み済みで、追加払い込み義務を伴わず、その所持人に対して、本受益権保有者が信託約款により議決権を行使することのできる限定的な事項に限り、議決権を行使することができます。本受益権により、その所持人は、転換権、先買権を有さず、また以下に定める場合を除き償還権または配当を受ける権利を有しません。

#### 分 配

信託約款は、本受益権保有者に対する分配について、2つの場合のみを規定しています。第1に、受託者およびスポンサーは、本信託の現金勘定残高が本信託の今後12か月間の費用の見積額を上回り、その超過額が残存する本受益権1口当たり0.01ドルを上回ると判断する場合、超過額を本受益権保有者に分配するよう指図します。第2に、本信託が終了および清算される場合、受託者は、本信託の残存債務全てを弁済し、適用ある租税その他の政府賦課金および偶発債務もしくは将来債務のための受託者が決定する引当金を設定した後、残存する額があればこれを本受益権保有者に分配します。分配のために受託者が定めた基準日に登録されている本受益権保有者は、分配につき比例按分部分を受領することができます。

本受益権の解約

本受益権は、認定参加者によりまたはこれを通じて、バスケット単位に限り、解約することができます。

## その他の受益権の内容

### 振替決済様式

本受益権について個別の証書は発行されません。その代わりに、大券が、受託者によりDTCに預託され、DTCのノミニーであるシード・アンド・コー(Cede & Co.)の名義で登録されます。大券は、任意の時点に残存する全ての本受益権を証します。信託約款により、本受益権保有者は、(1)銀行、ブローカー、ディーラーおよび信託銀行といったDTC参加者、(2)直接または間接的にDTC参加者とカストディ関係を維持する者(以下「間接参加者」といいます。)、(3)DTC参加者または間接参加者を通じて本受益権に対する持分を有する銀行、ブローカー、ディーラー、信託会社等に限定されます。本受益権は、DTCの振替決済制度によってのみ譲渡することができます。DTC参加者ではない本受益権保有者は、本受益権を保有するDTC参加者(または間接参加者もしくはこれを通じて本受益権を保有するその他の主体)に本受益権の譲渡を指図することにより、DTCを通じて本受益権を譲渡することができます。譲渡は、証券業界の標準的慣行に従って行われます。

### 権利行使の手続

#### 議決権行使および承認

信託約款に基づき、本受益権保有者は、限られた場合を除き、議決権を有しません。発行済本受益権の2/3以上を保有する本受益権保有者は、受託者の解任につき議決権を行使することができます。受託者は、発行済本受益権の2/3以上を有する本受益権保有者の同意を得て、本信託を終了することができます。さらに、信託約款の一定の変更には、本受益権保有者の51%または全員一致の同意を要します。

#### (2)【為替管理上の取扱い】

本信託は、現在に至るまで本信託の受益権に関する支払いは行っておらず、実施する意図也没有。何らかの支払いを行う際には、米ドルで支払うこととなりますが、米国としては、本信託がそのような支払いを日本に対して行うことを制限するものではありません。

#### (3)【本邦における代理人】

継続開示に関する代理人は、以下の者です。

弁護士 伊東 啓

東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル

西村あさひ法律事務所

#### (4)【裁判管轄等】

ニューヨーク州の裁判所およびニューヨーク州のマンハッタン行政区にある連邦裁判所が本信託に関して裁判管轄権を有します。ニューヨーク州の全ての解釈法または解釈規則に従って判決が執行されます。

## 第４【ファンドの経理状況】

ファンド(以下「本信託」といいます。)に係る2009年９月30日に終了した事業年度の日本文の財務書類は、米国で一般に認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。本信託の財務書類の日本における開示については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」といいます。)第127条第５項ただし書の規定が適用されています。

本信託の原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法第１条の３第７項に規定する外国監査法人等をいう。)の Deloitte & Touche LLP(米国の監査法人)による米国で一般に認められる監査基準に準拠した監査を受けており、添付のとおり監査報告書を受領しています。

本信託の原文の財務書類は、米ドルで表示されていますが、日本文の財務書類には、財務諸表等規則第130条の規定に基づき、主要な金額について円換算額を併記しています。日本円への換算は2009年12月7日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行が公表した対顧客電信売・買相場の仲値である１ドル＝90.15円を用いて行われ、千円未満の端数は四捨五入して表示している場合があります。

### １【財務諸表】

#### (1)【貸借対照表】

#### SPDR<sup>®</sup> ゴールド・トラスト

2009年および2008年９月30日現在

| (受益権のデータ以外、千ドル(千円))          | 2009年９月30日  |               | 2008年９月30日  |               |
|------------------------------|-------------|---------------|-------------|---------------|
|                              | 千ドル         | 千円            | 千ドル         | 千円            |
| 資 産                          |             |               |             |               |
| 金投資、原価 <sup>(1)</sup>        | 28,463,669  | 2,565,999,760 | 16,878,554  | 1,521,601,643 |
| 金の未収入金                       | 39,068      | 3,521,980     | 897,184     | 80,881,138    |
| 資産合計                         | 28,502,737  | 2,569,521,741 | 17,775,738  | 1,602,482,781 |
| 負 債                          |             |               |             |               |
| 関連当事者に対する未払金                 | 10,672      | 962,081       | 4,179       | 376,737       |
| 未 払 金                        | 1,085       | 97,813        | 2,256       | 203,378       |
| 未払費用                         | 400         | 36,060        | 347         | 31,282        |
| 負債合計                         | 12,157      | 1,095,954     | 6,782       | 611,397       |
| コミットメントおよび偶発債務               | -           | -             | -           | -             |
| 償還可能受益権                      |             |               |             |               |
| 受益権、投資家への償還価値 <sup>(2)</sup> | 35,054,043  | 3,160,121,976 | 21,471,084  | 1,935,618,223 |
| 受益権保有者欠損金                    | (6,563,463) | (591,696,189) | (3,702,128) | (333,746,839) |
| 負債、償還可能受益権および受益権保有者欠損金合計     | 28,502,737  | 2,569,521,741 | 17,775,738  | 1,602,482,781 |

- (1) 金投資の市場価格は2009年9月30日現在35,027,132千ドル、2008年9月30日現在20,580,682千ドル。
- (2) 授權受益権資本は無制限で、受益権1口当たり額面価値は0.00ドル。発行済および流通受益権数は2009年9月30日現在358,900,000口、2008年9月30日現在246,500,000口。

財務書類の注記を参照。

## (2)【損益計算書】

SPDR<sup>®</sup> ゴールド・トラスト

2009年、2008年および2007年9月30日に終了した年度

| (受益権1口当たりの数字以外、すべて千ドル(千円)) | 2009年9月30日に終了した年度 |             | 2008年9月30日に終了した年度 |             | 2007年9月30日に終了した年度 |             |
|----------------------------|-------------------|-------------|-------------------|-------------|-------------------|-------------|
|                            | 千ドル               | 千円          | 千ドル               | 千円          | 千ドル               | 千円          |
| 収 益                        |                   |             |                   |             |                   |             |
| 金売却収入                      | 108,235           | 9,757,385   | 68,188            | 6,147,148   | 37,965            | 3,422,545   |
| 費用支払のため売却した金の原価            | (93,494)          | (8,428,484) | (50,202)          | (4,525,710) | (31,057)          | (2,799,789) |
| 費用支払のため売却した金の利益            | 14,741            | 1,328,901   | 17,986            | 1,621,438   | 6,908             | 622,756     |
| 受益権償還のため分配した金の利益           | 493,732           | 44,509,940  | 2,018,149         | 181,936,132 | 346,202           | 31,210,110  |
| 金に関する総利益                   | 508,473           | 45,838,841  | 2,036,135         | 183,557,570 | 353,110           | 31,832,867  |
| 費 用                        |                   |             |                   |             |                   |             |
| カストディ報酬                    | 18,863            | 1,700,499   | 12,307            | 1,109,476   | 7,202             | 649,260     |
| 受託者報酬                      | 2,000             | 180,300     | 2,000             | 180,300     | 1,891             | 170,474     |
| スポンサー報酬                    | 41,946            | 3,781,432   | 25,472            | 2,296,301   | 14,476            | 1,305,011   |
| マーケティング・エージェント報酬           | 41,946            | 3,781,432   | 25,472            | 2,296,301   | 14,476            | 1,305,011   |
| その他費用                      | 8,855             | 798,278     | 5,322             | 479,778     | 1,623             | 146,313     |
| 費用合計                       | 113,610           | 10,241,942  | 70,573            | 6,362,156   | 39,668            | 3,576,070   |
| 純利益                        | 394,863           | 35,596,899  | 1,965,562         | 177,195,414 | 313,442           | 28,256,796  |
| 受益権1口当たり純利益(ドル(円))         | 1.24              | 112         | 9.60              | 865         | 2.05              | 185         |
| 加重平均受益権数(千口)               | 319,348           |             | 204,762           |             | 152,872           |             |

財務書類の注記を参照。

## キャッシュ・フロー計算書

SPDR<sup>®</sup> ゴールド・トラスト

2009年、2008年および2007年9月30日に終了した年度

| (千ドル(千円))                              | 2009年9月30日に終了した<br>年度 |                 | 2008年9月30日に終了した<br>年度 |               | 2007年9月30日に終了した<br>年度 |               |
|----------------------------------------|-----------------------|-----------------|-----------------------|---------------|-----------------------|---------------|
|                                        | 千ドル                   | 千円              | 千ドル                   | 千円            | 千ドル                   | 千円            |
| 営業キャッシュ・フロー<br>の増加/減少:                 |                       |                 |                       |               |                       |               |
| 金売却により受領した現<br>金収入                     | 108,235               | 9,757,385       | 68,188                | 6,147,148     | 37,965                | 3,422,545     |
| 現金費用支払額                                | (108,235)             | (9,757,385)     | (68,188)              | (6,147,148)   | (37,965)              | (3,422,545)   |
| 営業活動により生じた現<br>金の増加(減少)                | -                     | -               | -                     | -             | -                     | -             |
| 現金および現金同等物の<br>期首残高                    | -                     | -               | -                     | -             | -                     | -             |
| 現金および現金同等物の<br>期末残高                    | -                     | -               | -                     | -             | -                     | -             |
| 非現金財務活動の補足的<br>な開示:                    |                       |                 |                       |               |                       |               |
| 受益権の設定により受領<br>した金の価値                  | 14,369,479            | 1,295,408,532   | 12,903,805            | 1,163,278,021 | 6,034,380             | 543,999,357   |
| 受益権の償還により分配<br>した金の価値(平均原価)            | 3,588,054             | 323,463,068     | 5,722,355             | 515,870,303   | 1,559,060             | 140,549,259   |
| 純利益の営業活動により<br>生じた純キャッシュへの<br>調整:      |                       |                 |                       |               |                       |               |
| 純利益                                    | 394,863               | 35,596,899      | 1,965,562             | 177,195,414   | 313,442               | 28,256,796    |
| 純利益を営業活動により<br>生じた純キャッシュへ調<br>整するための修正 |                       |                 |                       |               |                       |               |
| 金資産の増加                                 | (11,585,115)          | (1,044,398,117) | (6,234,065)           | (562,000,960) | (4,444,263)           | (400,650,309) |
| 金の未収入金の減少(増<br>加)                      | 858,116               | 77,359,157      | (897,184)             | (80,881,138)  | -                     | -             |
| 未払金の増加                                 | 5,375                 | 484,556         | 2,386                 | 215,098       | 1,703                 | 153,525       |
| 償還可能受益権の増加<br>(減少)                     |                       |                 |                       |               |                       |               |
| 設 定                                    | 14,408,547            | 1,298,930,512   | 12,903,805            | 1,163,278,021 | 6,034,380             | 543,999,357   |
| 償 還                                    | (4,081,786)           | (367,973,008)   | (7,740,504)           | (697,806,436) | (1,905,262)           | (171,759,369) |
| 営業活動により生じた純<br>キャッシュ                   | -                     | -               | -                     | -             | -                     | -             |

財務書類の注記を参照。

## 受益権保有者欠損金変動計算書

SPDR<sup>®</sup> ゴールド・トラスト

2009年、2008年および2007年9月30日に終了した年度

| (千ドル(千円))        | 2009年9月30日  |               | 2008年9月30日  |               | 2007年9月30日  |               |
|------------------|-------------|---------------|-------------|---------------|-------------|---------------|
|                  | 千ドル         | 千円            | 千ドル         | 千円            | 千ドル         | 千円            |
| 受益権保有者欠損金 - 期首残高 | (3,702,128) | (333,746,839) | (3,163,495) | (285,189,074) | (1,243,956) | (112,142,633) |
| 当期純利益            | 394,863     | 35,596,899    | 1,965,562   | 177,195,414   | 313,442     | 28,256,796    |
| 償還可能受益権の償還価値への調整 | (3,256,198) | (293,546,250) | (2,504,195) | (225,753,179) | (2,232,981) | (201,303,237) |
| 受益権保有者欠損金 - 期末残高 | (6,563,463) | (591,696,189) | (3,702,128) | (333,746,839) | (3,163,495) | (285,189,074) |

財務書類の注記を参照。

SPDR<sup>®</sup> ゴールド・トラスト

## 財務書類の注記

## １．組織

SPDR<sup>®</sup> ゴールド・トラスト(以下「本信託」といいます。)は2004年11月12日(設定日)にニューヨーク州法の下で信託約款にしたがって創設された投資信託です。本信託の事業年度終了日は9月30日です。本信託は金を保有し、ならびに随時受益権(以下「本受益権」といいます。)(最低単位は100,000口、「バスケット」ともいいます。)を金預託と交換に発行することおよびバスケットの解約と関連して金を分配することが予想されています。本信託の投資目的は、本受益権が金地金の価格(本信託費用控除後)のパフォーマンスを反映することです。

## ２．重要な会計方針

米国で一般に認められる会計原則に準拠する財務書類の作成は、財務書類の作成責任者に対して、報告金額や情報開示に影響を及ぼす見積もりや仮定を行うことを要求します。実際の結果はこれらの見積もりと異なる可能性があります。以下は本信託が準拠する重要な会計方針の要約です。

## 2.1 金の評価

金はカストディアンが本信託のために保有しており、財務書類目的では低価法で評価されています。金の原価は平均原価法にしたがって決定され、市場価格は本信託の純資産価額を決定するため使用される、ロンドン金値決め(London Fix)に基づいています。金の売却による実現損益、または受益権償還のために分配される金は平均原価を使用して取引日ベースで計算されます。

以下の表は、2009年および2008年9月30日現在の本信託の保有する金の未実現損益の影響を要約しています。

| (千ドル)      | 2009年9月30日 | 2008年9月30日 |
|------------|------------|------------|
| 金投資 - 平均原価 | 28,463,669 | 16,878,554 |
| 金投資の未実現利益  | 6,563,463  | 3,702,128  |
| 金投資 - 市場価格 | 35,027,132 | 20,580,682 |

本信託は、中間期ベースで市場価格の下落から生じる金投資価値の減少を認識します。同じ事業年度の下半期における市場価格の回復による同じ金投資の価値の増加は、下半期に認識します。中間期ベースで認識する価値の増加は、以前に認識した価値の減少を超過しません。

## 2.2 金の未収入金

金の未収入金が計上された場合、受益権設定のため契約上拘束された注文によってカバーされる金の量を表し、金が本信託口座に移管される前のものです。一般的に、金の所有権は取引日から3日以内に移転します。2009年9月30日現在、金の未収入金は39,068,311ドルで、2008年9月30日現在、金の未収入金は897,184,358ドルでした。

### 2.3 本受益権の設定および償還

本信託は受益権を、随時、ただし1以上のバスケット(1バスケット=本受益権100,000口)単位でのみ設定、償還します。バスケットの設定および解約は、設定または解約されるバスケットによって表わされた金および現金(もしあれば)の額の本信託への引渡しまたは本信託による分配との交換でのみ行われます。その額は、バスケットの設定または解約の注文を適切に受けた日に決定された設定または解約されるバスケットに含まれる本受益権数の純資産価額の合計額に基づきます。

本信託の本受益権は認定参加者(Authorized Participants)の選択によりバスケット単位でのみ償還できるため、本信託は本受益権を貸借対照表では償還可能受益権に分類しました。本信託は、最大義務を表わす償還価値を償還可能受益権として計上し、原価との差額を受益権保有者持分への相殺金額として計上します。2009年、2008年および2007年9月30日に終了した年度の受益権の増減は以下のとおりです。

| (すべて千口)   | 2009年9月30日 | 2008年9月30日 | 2007年9月30日 |
|-----------|------------|------------|------------|
| 償還可能受益権数： |            |            |            |
| 期首残高      | 246,500    | 187,900    | 125,100    |
| 設 定       | 159,000    | 147,100    | 92,100     |
| 償 還       | (46,600)   | (88,500)   | (29,300)   |
| 期末残高      | 358,900    | 246,500    | 187,900    |

| (すべて千ドル)            | 2009年9月30日  | 2008年9月30日  | 2007年9月30日  |
|---------------------|-------------|-------------|-------------|
| 償還可能受益権：            |             |             |             |
| 期首残高                | 21,471,084  | 13,803,588  | 7,441,489   |
| 設 定                 | 14,408,547  | 12,903,805  | 6,034,380   |
| 償 還                 | (4,081,786) | (7,740,504) | (1,905,262) |
| 償還価値への調整            | 3,256,198   | 2,504,195   | 2,232,981   |
| 期末残高                | 35,054,043  | 21,471,084  | 13,803,588  |
| 期末の償還可能受益権1口当たり償還価値 | 97.67       | 87.10       | 73.46       |

授権済または発行済の希薄化受益権商品はないため、受益権1口当たり損益は基本的な受益権1口当たり損益を示します。

## 2.4 収益認識方針

受託者は、スポンサーの指示または自身の裁量によって、本信託の費用の支払いに必要な際には本信託の金を売却します。費用支払のために金を売却する場合、受託者は、金以外の本信託の保有資産を最小限にするため、費用支払に必要な金を最小量で売却するように努めます。スポンサーの別段の指示がない限り、金を売却する場合、受託者はロンドン午後金値決め(London PM Fix)によって設定された価格で売却するように努めます。受託者は最も有利な価格および注文の執行を期待できるディーラー(カストディアンを含みます。)に注文を行います。売却取引が売却注文後の次のロンドン金値決め(London Fix)金価格(午前または午後)で行われる場合のみ、カストディアンはかかる金の買い手となることができます。損益は売却価格と売却した金の平均原価の差額に基づき認識されます。

## 2.5 所得税

本信託は米国連邦所得税目的上「譲与者信託」に分類されています。そのため、本信託自身は米国連邦所得税が課されません。その代わりに、本信託の損益は受益権保有者に貫流し、受託者はそれに基づき本信託の収入、所得、控除、損益を内国歳入庁に報告します。

## 2.6 会計基準の公表

2006年6月、財務会計基準審議会(以下「FASB」といいます。)は会計基準編纂書(以下「ASC」といいます。)740-10「法人税」を公表しました。FASB ASC 740-10では所得税の申告において取った、または取ると予想される税務ポジションの財務書類における認識および測定のための認識の閾値と測定の属性を規定しています。FASB ASC 740-10はまた、関連した認識の中止、分類、利息と罰金、期中の会計処理、不確実な税務ポジションの開示と移行措置の指針も示しています。FASB ASC 740-10は2006年12月15日後に開始する事業年度から発効します。したがって、FASB ASC 740-10は本信託の2008年9月30日に終了する事業年度から発効し、2007年10月1日付で適用されました。スポンサーはFASB ASC 740-10による影響を見積もり、それが本信託の財政状態または経営成績に大きく影響しないと決定しました。

## 3. 金投資

以下で2009年、2008年および2007年9月30日現在の金の保有量とその関連する価値の変動を示しています。

| (金保有量：千オンス、<br>金の価値：千ドル)                                                                      | 2009年9月30日  | 2008年9月30日  | 2007年9月30日  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|-------------|-------------|
| 金保有量：                                                                                         |             |             |             |
| 期首残高                                                                                          | 23,268.2    | 18,584.1    | 12,422.5    |
| 設 定(2009年9月30日現在<br>39.2千オンス、2008年9月30<br>日現在1,014.3千オンスおよ<br>び2007年9月30日現在ゼロの<br>金の未収入金を除く。) | 16,607.2    | 13,491.8    | 9,121.7     |
| 償 還                                                                                           | (4,578.9)   | (8,728.6)   | (2,901.7)   |
| 金の売却                                                                                          | (119.9)     | (79.1)      | (58.4)      |
| 期末残高                                                                                          | 35,176.6    | 23,268.2    | 18,584.1    |
| 金投資(低価法)：                                                                                     |             |             |             |
| 期首残高                                                                                          | 16,878,554  | 10,644,489  | 6,200,226   |
| 設 定(2009年9月30日現在<br>39,068千ドル、2008年9月30日<br>現在897,184千ドルおよび<br>2007年9月30日現在ゼロの金<br>の未収入金を除く。) | 15,266,663  | 12,006,621  | 6,034,380   |
| 償 還                                                                                           | (3,588,054) | (5,722,355) | (1,559,060) |
| 金の売却                                                                                          | (93,494)    | (50,201)    | (31,057)    |
| 期末残高                                                                                          | 28,463,669  | 16,878,554  | 10,644,489  |

[次へ](#)

## ４．四半期損益計算書(無監査)

| (受<br>益<br>権<br>１口<br>当<br>た<br>り<br>の<br>数<br>字<br>以<br>外、<br>す<br>べ<br>て<br>千<br>ド<br>ル<br>(千<br>円))                                                  | 以下に終了した３ヶ月間 |             |              |             |              |             |              |             | 2009年 9 月30日<br>に終了した年度 |             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|-------------|--------------|-------------|--------------|-------------|--------------|-------------|-------------------------|-------------|
|                                                                                                                                                         | 2008年12月31日 |             | 2009年 3 月31日 |             | 2009年 6 月30日 |             | 2009年 9 月30日 |             |                         |             |
|                                                                                                                                                         | 千ドル         | 千円          | 千ドル          | 千円          | 千ドル          | 千円          | 千ドル          | 千円          | 千ドル                     | 千円          |
| 収<br>益<br>金<br>売<br>却<br>収<br>入<br>費<br>用<br>支<br>払<br>の<br>た<br>め<br>売<br>却<br>し<br>た<br>金<br>の<br>原<br>価                                              | 18,852      | 1,699,508   | 23,869       | 2,151,790   | 32,173       | 2,900,396   | 33,341       | 3,005,691   | 108,235                 | 9,757,385   |
|                                                                                                                                                         | (17,606)    | (1,587,181) | (20,102)     | (1,812,195) | (27,786)     | (2,504,908) | (28,000)     | (2,524,200) | (93,494)                | (8,428,484) |
| 費<br>用<br>支<br>払<br>の<br>た<br>め<br>売<br>却<br>し<br>た<br>金<br>の<br>利<br>益<br>受<br>益<br>権<br>償<br>還<br>の<br>た<br>め<br>分<br>配<br>し<br>た<br>金<br>の<br>利<br>益 | 1,246       | 112,327     | 3,767        | 339,595     | 4,387        | 395,488     | 5,341        | 481,491     | 14,741                  | 1,328,901   |
|                                                                                                                                                         | 75,113      | 6,771,437   | 1,508        | 135,946     | 116,608      | 10,512,211  | 300,503      | 27,090,345  | 493,732                 | 44,509,940  |
| 金に<br>関<br>す<br>る<br>総<br>利<br>益                                                                                                                        | 76,359      | 6,883,764   | 5,275        | 475,541     | 120,995      | 10,907,699  | 305,844      | 27,571,837  | 508,473                 | 45,838,841  |
| 費<br>用<br>カ<br>ス<br>ト<br>デ<br>ィ<br>報<br>酬<br>受<br>託<br>者<br>報<br>酬<br>ス<br>ポ<br>ン<br>サ<br>ー<br>報<br>酬                                                   | 3,344       | 301,462     | 4,494        | 405,134     | 5,448        | 491,137     | 5,577        | 502,767     | 18,863                  | 1,700,499   |
|                                                                                                                                                         | 504         | 45,436      | 493          | 44,444      | 499          | 44,985      | 504          | 45,436      | 2,000                   | 180,300     |
|                                                                                                                                                         | 6,933       | 625,010     | 10,112       | 911,597     | 12,278       | 1,106,862   | 12,623       | 1,137,963   | 41,946                  | 3,781,432   |

|                        |         |           |          |             |         |           |         |            |         |            |
|------------------------|---------|-----------|----------|-------------|---------|-----------|---------|------------|---------|------------|
| マーケティング・エージェント報酬その他費用  | 6,933   | 625,010   | 10,112   | 911,597     | 12,278  | 1,106,862 | 12,623  | 1,137,963  | 41,946  | 3,781,432  |
|                        | 1,841   | 165,966   | 2,071    | 186,701     | 2,551   | 229,973   | 2,392   | 215,639    | 8,855   | 798,278    |
| 費用合計                   | 19,555  | 1,762,883 | 27,282   | 2,459,472   | 33,054  | 2,979,818 | 33,719  | 3,039,768  | 113,610 | 10,241,942 |
| 純利益(損失)                | 56,804  | 5,120,881 | (22,007) | (1,983,931) | 87,941  | 7,927,881 | 272,125 | 24,532,069 | 394,863 | 35,596,899 |
| 受益権1口当たり純利益(損失)(ドル(円)) | 0.23    | 21        | (0.07)   | (6)         | 0.24    | 22        | 0.77    | 69         | 1.24    | 112        |
| 加重平均受益権数(千口)           | 247,616 |           | 309,078  |             | 366,115 |           | 354,866 |            | 319,348 |            |

| (受益権1口当たりの数字以外、すべて千ドル(千円)) | 以下に終了した3ヶ月間 |            |            |             |            |             |            |             | 2008年9月30日に終了した年度 |             |
|----------------------------|-------------|------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|-------------------|-------------|
|                            | 2007年12月31日 |            | 2008年3月31日 |             | 2008年6月30日 |             | 2008年9月30日 |             |                   |             |
|                            | 千ドル         | 千円         | 千ドル        | 千円          | 千ドル        | 千円          | 千ドル        | 千円          | 千ドル               | 千円          |
| 収益金売却収入費用支払のため売却した金の原価     | 13,945      | 1,257,142  | 16,919     | 1,525,248   | 17,506     | 1,578,166   | 19,818     | 1,786,593   | 68,188            | 6,147,148   |
|                            | (10,314)    | (929,807)  | (11,389)   | (1,026,718) | (12,512)   | (1,127,957) | (15,987)   | (1,441,228) | (50,202)          | (4,525,710) |
| 費用支払のため売却した金の利益            | 3,631       | 327,335    | 5,530      | 498,530     | 4,994      | 450,209     | 3,831      | 345,365     | 17,986            | 1,621,438   |
| 受益権償還のため分配した金の利益           | 126,202     | 11,377,110 | 602,018    | 54,271,923  | 616,014    | 55,533,662  | 673,915    | 60,753,437  | 2,018,149         | 181,936,132 |
| 金に関する総利益                   | 129,833     | 11,704,445 | 607,548    | 54,770,452  | 621,008    | 55,983,871  | 677,746    | 61,098,802  | 2,036,135         | 183,557,570 |
| 費用                         | 2,694       | 242,864    | 3,297      | 297,225     | 3,070      | 276,761     | 3,246      | 292,627     | 12,307            | 1,109,476   |
| カスタディ報酬                    | 504         | 45,436     | 499        | 44,985      | 499        | 44,985      | 498        | 44,895      | 2,000             | 180,300     |
| 受託者報酬                      | 5,908       | 532,606    | 6,920      | 623,838     | 6,347      | 572,182     | 6,297      | 567,675     | 25,472            | 2,296,301   |
| スポンサー報酬                    |             |            |            |             |            |             |            |             |                   |             |

|                       |         |            |         |            |         |            |         |            |           |             |
|-----------------------|---------|------------|---------|------------|---------|------------|---------|------------|-----------|-------------|
| マーケティング・エージェント報酬その他費用 | 5,908   | 532,606    | 6,920   | 623,838    | 6,347   | 572,182    | 6,297   | 567,675    | 25,472    | 2,296,301   |
|                       | 315     | 28,397     | 1,246   | 112,327    | 1,247   | 112,417    | 2,514   | 226,637    | 5,322     | 479,778     |
| 費用合計                  | 15,329  | 1,381,909  | 18,882  | 1,702,212  | 17,510  | 1,578,527  | 18,852  | 1,699,508  | 70,573    | 6,362,156   |
| 純利益                   | 114,504 | 10,322,536 | 588,666 | 53,068,240 | 603,498 | 54,405,345 | 658,894 | 59,399,294 | 1,965,562 | 177,195,414 |
| 受益権1口当たり純利益(ドル(円))    | 0.59    | 53         | 2.84    | 256        | 3.04    | 274        | 3.02    | 272        | 9.60      | 865         |
| 加重平均受益権数(千口)          | 195,146 |            | 207,448 |            | 198,523 |            | 217,893 |            | 204,762   |             |

[次へ](#)

## ５．関連当事者 - スポンサー、受託者、カストディアンおよびマーケティング・エージェントの報酬

スポンサーに対して、信託約款の下で行われたサービス、ならびに本信託のウェブサイトの維持および本受益権のマーケティングに関連して行われたサービスの対価として報酬を支払います。スポンサー報酬は月次ベースで後払いされ、本信託の調整済純資産価額(以下「ANAV」といいます。)の0.15%に相当する年率で日々発生し、以下の場合には減額されます。スポンサーは本信託関連で発生したすべての支出と費用について本信託から払い戻しを受けます。

受託者に対して、信託約款の下で行われたサービスの対価として報酬を支払います。受託者報酬は月次ベースで後払いされ、本信託のANAVの0.02%に相当する年率で日々発生し、年間最低報酬額は50万ドル、最高報酬額は200万ドルです。本信託の管理または受託者の義務に重要な変更があった場合、受託者とスポンサーが誠意を持って行う決定に従って受託者報酬を修正することがあります。受託者は、受託者によって行われるサービスに関するエージェントの報酬を除き、本信託に関連して発生した費用と支出(受託者が支払ったカストディアンの費用を含みます。)および本信託のために受託者によって行われるすべての特別サービスについて、本信託に請求します。

受託者の関係会社は、随時、認定参加者として行動したり、その顧客および投資決定権を持つ口座の代理人として、金や本受益権を自己勘定で売買することができます。

特定金口座契約(Allocated Bullion Account Agreement)の下でカストディ業務の対価として、カストディアンに報酬が支払われます。特定金口座契約の下では、カストディアンは、本信託の特定金口座(信託特定口座、Trust Allocated Account)および本信託の非特定金口座(信託非特定口座、Trust Unallocated Account)に保有する金の日間平均総価額の0.10%に相当する年率で日々発生する報酬について権利があり、月次ベースで後払いされます。カストディアンは非特定金口座契約の下では報酬を受領しません。

カストディアンとその関係会社は、随時、認定参加者として行動したり、その顧客および投資決定権を持つ口座の代理人として、金や本受益権を自己勘定で売買することができます。

本信託のマーケティング・エージェント、ステート・ストリート・グローバル・マーケット・エルエルシー(以下「マーケティング・エージェント」といいます。)には、スポンサーとマーケティング・エージェント間の契約(マーケティング・エージェント契約、Marketing Agent Agreement)に従って行われるサービスの対価として、本信託資産から受託者が報酬を支払います。マーケティング・エージェント報酬は月次ベースで後払いされ、本信託のANAVの0.15%に相当する年率で日々発生し、以下の場合には減額されます。

マーケティング・エージェントとその関係会社は、随時、認定参加者として行動したり、その顧客および投資決定権を持つ口座の代理人として、金や本受益権を自己勘定で売買することができます。

2011年11月11日まで、またはマーケティング・エージェント契約がそれより早く終了する場合はその時まで、当該期間中のある月末において、本信託の見積経常費用が当該月における本信託の毎日のANAVの年率0.40%に相当する額を超える場合、当該月に本信託資産からスポンサーおよびマーケティング・エージェントに支払われる報酬は、それぞれの報酬額を上限として両者均等に超過額が減額されます。投資家は、本信託資産の総価額が約3億8,800万ドルを下回った場合、スポンサーおよびマーケティング・エージェントが各自の報酬を合わせた本信託の毎日のANAVの年率0.30%をすべて減額したとしても、本信託の経常費用は本信託の毎日のANAVの年率0.40%を超える率で発生することを認識しなくてはなりません。かかる額は、本信託の見積経常費用に基づいていますが、本信託の実際の経常費用が当該見積額を超える場合には増加する可能性があります。これに加えて、本信託に予想外の費用が生じ、本信託の経常費用合計が本信託の毎日のANAVの年率0.70%を超える場合、スポンサーおよびマーケティング・エージェントが各自の報酬を合わせた本信託の毎日のANAVの年率0.30%をすべて減額したとしても、経常費用は本信託の毎日のANAVの年率0.40%を超える率で発生します。

2011年11月11日またはマーケティング・エージェント契約の終了のいずれか早い方の時点で、報酬の減額は失効し、本信託資産から毎月支払われる本信託の見積経常費用は、報酬の減額が有効であれば見込まれた金額を上回ることがあるため、本信託のNAVは、報酬の減額が有効であった場合よりも急速に減少し、本受益権の価値に悪影響を及ぼす可能性があります。

2009年および2008年9月30日に終了した年度の、本信託資産からスポンサーおよびマーケティング・エージェントに支払われた報酬は、それぞれ657,248ドルおよび992,705ドル減額されました。

#### 関連当事者に対する未払金

| (千ドル)                 | 2009年9月30日 | 2008年9月30日 |
|-----------------------|------------|------------|
| カストディアンに対する未払金        | (1,882)    | (1,002)    |
| 受託者に対する未払金            | (164)      | (159)      |
| スポンサーに対する未払金          | (4,313)    | (1,509)    |
| マーケティング・エージェントに対する未払金 | (4,313)    | (1,509)    |
| 関連当事者に対する未払金          | (10,672)   | (4,179)    |

#### 6. リスクの集中

本信託の唯一の事業活動は金への投資です。次のようないくつかの要因が金価格に影響を及ぼします。(i)世界的な金の需給(これは、金生産会社の先渡し売却、金のヘッジ・ポジション解消のための金生産会社の購入、中央銀行による売買、南アフリカ、米国、豪州等の主要金産出国の生産およびコスト水準等の要因の影響を受けます。)、( )インフレ率に関する投資家の予想、( )為替レート、( )金利、( )ヘッジ・ファンドや商品ファンドによる投資およびトレーディング活動、( )世界的なまたは地域的な政治、経済、金融関連の事象および状況。さらに、将来的な購買力という点で金が長期的な価値を維持することの保証はありません。金価格が下落した場合、本受益権の投資価値は値下がりに応じて低下するとスポンサーは予想しています。こうした各事象は本信託の財政状態および経営成績に重大な影響を与える可能性があります。

#### 7. 補償

スポンサーならびに受益権保有者、メンバー、取締役、役員、従業員、関係会社および子会社は、信託約款に基づく職務の遂行により発生した特定の損失、負債または費用について、本信託から補償を受けております。ただし、信託約款に基づく被補償当事者の義務および職務における重過失、悪意、故意の不正行為、故意による違法行為、または未必の故意による無視による責任についてはこの限りではありません。こうした補償には、信託約款の下でのいかなる請求または債務に対する防御において発生するコストおよび費用の本信託からの支払いを含みます。信託約款の下では、スポンサーは、信託約款の条項の下でその行為が補償を得ることについて不適格にならない限度で、信託約款に基づくスポンサー活動に関連して行った支払いについて本信託に補償を求めることができます。スポンサーはまた、購入者との販売契約、マーケティング・エージェント契約またはバスケットの設定および解約ならびに設定および解約に必要な金および現金の引渡しについての手続を定めた認定参加者と締結した契約の下で発生するいかなる損失、負債または費用についても、かかる損失、負債または費用が、受託者がスポンサーに提出した書面によるいかなる報告書に含まれる重要事項の不実の記載または不実であると主張される記載を原因とする限度で、本信託から補償を受けており、いかなる責任も負いません。スポンサーへの未払金額は本信託に対する先取特権により保全されます。

スポンサーは、特定の当事者が特定の負債について補償を受けること、およびそのような当事者がこれらの負債に関し支払うことを要求される可能性がある支払いに資金を拠出することに合意しました。受託者はかかる当事者に対して、当該負債に関連してスポンサーから支払われるべき補償および拠出金額について、スポンサーが支払うべき時期までに、当該金額を支払わなかった限度で、本信託資産のみから、またその限度で補償することに合意しました。スポンサーは、受託者が前文で述べられた補償義務に関連して支払う金額の範囲まで、本信託のために受託者が、スポンサーに対する被補償当事者の権利を代位し、引き継ぐことに合意しました。

#### ８．最近の会計基準の公表

2006年９月、FASB ASC 820-10「公正価値の測定および開示」が公表され、これは2007年11月15日後に開始する事業年度から発効します。FASB ASC 820-10は、公正価値を定義し、一般に認められる会計原則における公正価値の測定についての枠組みを設定し、公正価値測定についての開示を拡充しています。したがって、FASB ASC 820-10は本信託の2009年９月30日に終了した事業年度に発効し、2008年10月１日現在で適用されました。本信託の財務書類に対する影響は重大なものではありません。

2007年２月、FASB ASC 825-10「金融商品」が公表され、この基準は会社が特定の金融資産および負債を公正価値で測定することを選択することを認めています。公正価値の選択は商品毎にできますが、一旦選択すると変更できません。FASB ASC 825-10は2007年11月15日後に開始する事業年度から発効し、早期適用が認められています。FASB ASC 825-10は本信託の2009年９月30日に終了する事業年度に発効しました。本信託の財務書類に対する影響は重大なものではありません。

2009年５月、FASB ASC 855-10「後発事象」が公表され、貸借対照表日後に発生した事象（財務書類の公表時または公表可能時より前に発生した事象を除く。）の会計処理および開示に関する一般基準が設定されました。FASB ASC 855-10は、報告主体の経営陣が財務書類において将来認識または開示する可能性のある事象または取引を評価すべき貸借対照表日後の期間、報告主体がその財務書類において貸借対照表日後に発生する事象または取引を認識すべき状況、および報告主体が貸借対照表日後に発生した事象または取引について行うべき開示に関する指針を規定しています。FASB ASC 855-10は、2009年６月15日後に終了する期中または年次会計期間から発効します。したがって、本信託は2009年９月30日に終了した事業年度からFASB ASC 855-10を適用しました。貸借対照表日後2009年11月25日の発行日までの事象は、添付の財務書類に含めるべきかどうかについて評価されています。

[前へ](#)

(3)【投資有価証券明細表等】

上記「財務諸表の注記- 3 . 金投資」をご参照ください。

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

(2009年9月30日現在)

|                        |            |
|------------------------|------------|
| 資産総額(千ドル)(注1)          | 35,066,200 |
| 負債総額(千ドル)              | 12,157     |
| 純資産総額( - )(千ドル)        | 35,054,043 |
| 発行済数量(千口)              | 358,900    |
| 本受益権1口当たり純資産額( / )(ドル) | 97.67      |

(注1) 資産総額は、金投資の時価(35,027,132千ドル)および金の未収入金(39,068千ドル)の合計額です。金投資の原価は、28,463,669千ドルです。

## 第5【販売及び買戻しの実績】

|                     | 設定(千ドル) | 解約(千ドル) | 発行済口数(千ドル) |
|---------------------|---------|---------|------------|
| 2007年9月30日に終了した事業年度 | 92,100  | 29,300  | 187,900    |
| 2008年9月30日に終了した事業年度 | 147,100 | 88,500  | 246,500    |
| 2009年9月30日に終了した事業年度 | 159,000 | 46,600  | 358,900    |

## 第三部【特別情報】

### 第 1 【管理会社の概況】

#### 1 【管理会社の概況】

##### (1) 資本金の額等

|           |            |
|-----------|------------|
| 資本金の額(ドル) | 16,000,000 |
| 発行する株式の総数 | 該当なし       |
| 発行済株式総数   | 該当なし       |

##### 最近 5 年間における資本金の額の変化（ドル）

|             |            |
|-------------|------------|
| 2004年12月31日 | 16,000,000 |
| 2005年12月31日 | 16,000,000 |
| 2006年12月31日 | 16,000,000 |
| 2007年12月31日 | 16,000,000 |
| 2008年12月31日 | 16,000,000 |

##### (2) 会社の機構

###### (a) 役 員

マネージング・ディレクター(主たる経営責任者) ジェイソン・トゥーサン

最高財務責任者兼会計担当者(主たる財務責任者兼主たる会計責任者) グラハム・リチャードソン

(2009年11月30日任命)

###### (b) 株 主

WGC(ワールド・ゴールド・カウンスル) 100%

##### (3) 投資運用の意思決定機構

受託者は原則として、本信託の日常的な管理責任を負います。

スポンサーは原則として、受託者および本信託の主な業務受託者の業務を監督しますが、受託者およびかかる業務受託者について日常的な監督は行いません。スポンサーは、信託約款に規定されている事項に限り、受託者に指示することができます。一定の場合、スポンサーは、受託者を解任し、後任の者を任命することができます。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

スポンサーは、完全親法人であるワールド・ゴールド・カウンシルの、(a)宝飾品、投資および工業的応用ならびに価値保存の手段としての金の利用の促進、(b)金および金製品の新たな使用方法へとつながる研究開発、(c)金に関する情報の収集および普及事業の遂行を目的として組織されました。

本信託におけるスポンサーの役割については、「第一部 ファンド情報 - 第1 ファンドの状況 - 2 投資方針 - (3)運用体制」をご参照ください。

スポンサーは、その他のファンドに参加していません。

### 3【管理会社の経理状況】

スポンサーの2008年および2007年12月31日に終了した事業年度の原文の法定外の財務書類は、当該財務書類中に記載された会計方針に準拠して作成されており、SPDR<sup>®</sup> ゴールド・トラストの東京証券取引所への上場についてのスポンサーとして、特に日本の金融商品取引法の要求を満たすために作成されています。日本文の法定外の財務書類は、原文の法定外の財務書類を翻訳したものです。スポンサーの財務書類の日本における開示については、財務諸表等規則第127条第5項ただし書の規定が適用されています。

スポンサーの原文の法定外の監査済財務書類は米国の監査法人であるDeloitte LLPによる関係する法律および規制上の要件ならびに国際監査基準（連合王国およびアイルランド）に準拠した監査を受けており、添付のとおり監査報告書を受領しています。

スポンサーの原文の法定外の監査済財務書類は、米ドルで表示されていますが、日本文の法定外の財務書類には、財務諸表等規則第130条の規定に基づき、主要な金額について円換算額を併記しています。日本円への換算は2009年12月7日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行が公表した対顧客電信売・買相場の仲値である1ドル＝90.15円を用いて行われ、円未満の端数は四捨五入して表示している場合があります。

#### (1)【貸借対照表】

12月31日現在

|                    | 注記 | 2008年<br>米ドル      | 2008年<br>日本円       | 2007年<br>米ドル     | 2007年<br>日本円       |
|--------------------|----|-------------------|--------------------|------------------|--------------------|
| <b>使用資本</b>        |    |                   |                    |                  |                    |
| 剰余金                | 3  | 10,258,873        | 924,837,401        | 7,321,250        | 660,010,688        |
|                    |    | <b>10,258,873</b> | <b>924,837,401</b> | <b>7,321,250</b> | <b>660,010,688</b> |
| <b>資本の使用</b>       |    |                   |                    |                  |                    |
| 有形固定資産             | 4  | 139,637           | 12,588,276         | 38,391           | 3,460,949          |
| 賃貸借契約保証金および公共料金預け金 |    | 24,700            | 2,226,705          | -                |                    |
| 繰延税金資産             | 9  | 418,286           | 37,708,483         | 682,031          | 61,485,095         |
| 非流動資産              |    | 582,623           | 52,523,463         | 720,422          | 64,946,043         |
| スポンサー報酬未収入金        |    | 2,522,957         | 227,444,574        | 2,086,029        | 188,055,514        |
| その他の未収入金           |    | 486,314           | 43,841,207         | 278,615          | 25,117,142         |
| 前払費用               |    | 554,255           | 49,966,088         | 1,689            | 152,263            |
| 法人所得税              | 9  | 715,652           | 64,516,028         | 179,340          | 16,167,501         |
| 現金および現金同等物         |    | 18,509,907        | 1,668,668,116      | 12,839,812       | 1,157,509,052      |
| 流動資産               |    | 22,789,085        | 2,054,436,013      | 15,385,485       | 1,387,001,473      |
| 営業未払金              |    | (5,491,650)       | (495,072,248)      | (4,453,640)      | (401,495,646)      |
| 関連グループ企業への未払金      |    | (6,389,836)       | (576,043,715)      | (3,216,616)      | (289,977,932)      |
| その他の未払金および未払費用     |    | (1,106,349)       | (99,737,362)       | (989,401)        | (89,194,500)       |
| 引当金                | 5  | (125,000)         | (11,268,750)       | (125,000)        | (11,268,750)       |
| 流動負債               |    | (13,112,835)      | (1,182,122,075)    | (8,784,657)      | (791,936,829)      |
| 純流動資産              |    | 9,676,250         | 872,313,938        | 6,600,828        | 595,064,644        |
| <b>純資産</b>         |    | <b>10,258,873</b> | <b>924,837,401</b> | <b>7,321,250</b> | <b>660,010,688</b> |

添付注記は、これらの法定外の財務書類の不可欠な部分を構成しています。

(署名)

ジェームズ・パートン

マネージング・ディレクター

(署名)

ジェームズ・ロウ

最高財務責任者兼財務部長

## (2)【損益計算書】

## 収益および費用計算書

12月31日に終了した年度

|       | 注記 | 2008年        |                 | 2007年        |                 |
|-------|----|--------------|-----------------|--------------|-----------------|
|       |    | 米ドル          | 日本円             | 米ドル          | 日本円             |
| 収 益   |    |              |                 |              |                 |
| 報酬収益  |    | 26,497,574   | 2,388,756,296   | 17,364,084   | 1,565,372,173   |
| 総 収 益 |    | 26,497,574   | 2,388,756,296   | 17,364,084   | 1,565,372,173   |
| 費 用   |    |              |                 |              |                 |
| 市場開拓費 |    | (20,615,699) | (1,858,505,265) | (14,837,134) | (1,337,567,630) |
| 一般管理費 |    | (1,158,578)  | (104,445,807)   | (241,204)    | (21,744,541)    |
| 営 業 費 |    | (21,774,277) | (1,962,951,072) | (15,078,338) | (1,359,312,171) |
| 営業利益  | 6  | 4,723,297    | 425,805,225     | 2,285,746    | 206,060,002     |
| 受取利息  |    | 382,179      | 34,453,437      | 350,159      | 31,566,834      |
| 税引前利益 |    | 5,105,476    | 460,258,661     | 2,635,905    | 237,626,836     |
| 法人所得税 | 9  | (2,167,853)  | (195,431,948)   | (1,240,930)  | (111,869,840)   |
| 税引後利益 |    | 2,937,623    | 264,826,713     | 1,394,975    | 125,756,996     |
| 期首繰越額 |    | (8,678,750)  | (782,389,313)   | (10,073,725) | (908,146,309)   |
| 期末繰越額 |    | (5,741,127)  | (517,562,599)   | (8,678,750)  | (782,389,313)   |

添付注記は、これらの法定外の財務書類の不可欠な部分を構成しています。

## (3) キャッシュフロー計算書

12月31日に終了した年度

|                          | 2008年             |                      | 2007年             |                      |
|--------------------------|-------------------|----------------------|-------------------|----------------------|
|                          | 米ドル               | 日本円                  | 米ドル               | 日本円                  |
| <b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>  |                   |                      |                   |                      |
| 営業利益                     | 4,723,297         | 425,805,225          | 2,285,746         | 206,060,002          |
| 減価償却費                    | 28,784            | 2,594,878            | -                 | -                    |
| 引当金の減少                   | -                 | -                    | (125,000)         | (11,268,750)         |
| 運転資本の(増加)/減少             | (42,236)          | (3,807,575)          | 3,228,078         | 291,011,232          |
| 税金支払額                    | (2,440,420)       | (220,003,863)        | (1,165,819)       | (105,098,583)        |
| <b>営業活動により生じたキャッシュ純額</b> | <b>2,269,425</b>  | <b>204,588,664</b>   | <b>4,223,005</b>  | <b>380,703,901</b>   |
| <b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>  |                   |                      |                   |                      |
| 利息受取額                    | 382,179           | 34,453,437           | 350,159           | 31,566,834           |
| 有形固定資産の購入                | (130,030)         | (11,722,205)         | (38,391)          | (3,460,949)          |
| 賃貸借契約保証金および公共料金預け金の預入    | (24,700)          | (2,226,705)          | -                 | -                    |
| 関連グループ企業からの受取額           | 3,173,221         | 286,065,873          | 3,040,772         | 274,125,596          |
| <b>投資活動により生じたキャッシュ純額</b> | <b>3,400,670</b>  | <b>306,570,401</b>   | <b>3,352,540</b>  | <b>302,231,481</b>   |
| <b>現金および現金同等物の純増加</b>    | <b>5,670,095</b>  | <b>511,159,064</b>   | <b>7,575,545</b>  | <b>682,935,382</b>   |
| 現金および現金同等物の期首残高          | 12,839,812        | 1,157,509,052        | 5,264,267         | 474,573,670          |
| <b>現金および現金同等物の期末残高</b>   | <b>18,509,907</b> | <b>1,668,668,116</b> | <b>12,839,812</b> | <b>1,157,509,052</b> |

## (4) 資本変動計算書

12月31日に終了した年度

|                   | 資本拠出       |               | 収益を超える費用の累積額 |               | 合 計        |             |
|-------------------|------------|---------------|--------------|---------------|------------|-------------|
|                   | 米ドル        | 日本円           | 米ドル          | 日本円           | 米ドル        | 日本円         |
| 2007年 1 月 1 日現在残高 | 16,000,000 | 1,442,400,000 | (10,073,725) | (908,146,309) | 5,926,275  | 534,253,691 |
| 当期の費用を超える純収益      | -          | -             | 1,394,975    | 125,756,996   | 1,394,975  | 125,756,996 |
| 2008年 1 月 1 日現在残高 | 16,000,000 | 1,442,400,000 | (8,678,750)  | (782,389,313) | 7,321,250  | 660,010,688 |
| 当期の費用を超える純収益      | -          | -             | 2,937,623    | 264,826,713   | 2,937,623  | 264,826,713 |
| 2008年12月31日現在残高   | 16,000,000 | 1,442,400,000 | (5,741,127)  | (517,562,599) | 10,258,873 | 924,837,401 |

## 法定外の財務書類の注記

2008年12月31日に終了した年度

### 1 概 要

ワールド・ゴールド・トラスト・サービス・エルエルシー(World Gold Trust Services LLC)(以下「当社」または「WGTS」といいます。)は、2002年7月17日に設立された、米デラウェア州にある有限責任会社で、スイス法の下で登録されたアソシエーションであるワールド・ゴールド・カウンシル(World Gold Council)(以下「WGC」といいます。)の完全所有子会社です。

当社は米国内で金を販売促進しています。当社は、2004年11月12日に、信託約款に従って、ニューヨーク法の下で設立されたインベストメント・トラスト、SPDR® Gold Trust(旧StreetTracks® Gold Trust)(以下「本信託」といいます。)の設立のスポンサーをしました。

WGCは、当社の業務に必要なすべての現金の資金提供をコミットしています。

### 2 重要な会計方針

法定外の財務書類は、取得原価基準の下で作成されており、本年度も、会計方針が継続的に適用されています。

法定外の財務書類の作成は、法定外の財務書類の作成責任者に対して、報告金額や情報開示に影響を及ぼす見積もりや仮定を行うことを要求します。実際の結果はこれらの見積もりと異なる可能性があります。

当社の法定外の財務書類は、当社が事業を行う主たる経済環境の通貨(機能通貨)である米ドルで表記されています。

#### 2.1 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、手許現金および満期が12か月以下の銀行預金で構成されます。

#### 2.2 有形固定資産

有形固定資産は減価償却累計額および認識された減損損失累計額を控除した後の取得原価で計上されます。資産は各資産の見積耐用年数(一般的には3年から10年)に基づいて計算される定額法により減価償却されます。ある資産の帳簿価額が見積回収可能価額よりも大きい場合には、即時に回収可能価額まで評価減されます。

#### 2.3 引 当 金

当社は、それが過去の事象の結果として経済的な便益を移転する現在の法的または擬制的な義務を有し、かつその義務の合理的な見積もりが可能な場合に引当金を認識します。

#### 2.4 収 益

報酬収益とは、本信託から当社に支払われる報酬を表わします。この報酬は、本信託によってもたらされた価値に基づき本信託の管理を規定する信託約款の条件に従って算出されます。本信託からの報酬は、いずれの年度も本信託の純資産価額(すなわち、金価格によって変動します。)に伴って変動します。これらの収益は、見積正味回収可能価額で計上されています。

その他の収益は、元本残高を参照し、適用される実効利率で、時間基準で発生する受取利息を指します。

## 2.5 課 税

当社は、その年の課税所得に基づき法人所得税を計上しています。

繰延税金は、資産および負債の課税基準額とそれらの財務報告目的の帳簿価額とのすべての一時差異について、負債法により計上されます。繰延税金の算定には現行税率を使用します。

繰延税金負債は、原則としてすべての将来加算一時差異について認識され、繰延税金資産は、将来減算一時差異を使用することができる課税所得を稼得できる可能性が高い範囲について認識されます。

繰延税金資産の帳簿価額は、各貸借対照表日現在でレビューされ、資産の全額または一部の回収が許容されるに十分な課税所得を稼得できない可能性が高い範囲で減額されます。

## 2.6 外 貨

当社での外貨建取引は、取引日の為替レートで会計処理され、当該取引の決済および外貨建金銭資産負債の換算による損益は、収益および費用計算書で認識されます。それらの残高は期末の為替レートで換算されます。

## 2.7 退職給付費用

当社は確定拠出型年金制度を運営しており、その資産は別個に受託者が運営するファンドで保有されています。年金制度は従業員および当社からの支払いによってまかなわれます。確定拠出型年金制度に対する当社の拠出金は収益および費用計算書に借記され、それらが関連する年度に認識されます。

年金給付に関するすべての負債は、全額積立基準で維持されています。

## 2.8 金融商品

金融資産および金融負債は、当社が商品の契約の当事者となった時点で、当社の貸借対照表上で認識されます。

### スポンサー報酬未収入金およびその他の未収入金

営業未収入金は、当初認識においては公正価値で測定され、その後は、実効利率法を用いて償却原価で測定されます。資産が減損したことの客観的な証拠がある場合、見積回収不能額に対する適切な引当金が損益において認識されます。認識される引当金は、資産の帳簿価額と当初認識時に算定された実効利率によって割引された見積将来キャッシュ・フロー現在価値との差額として測定されます。

### 営業未払金およびその他の未払金

営業未払金は、当初は公正価値で測定され、その後は、実効利率法を用いて償却原価で測定されます。

### 3 剰 余 金

|              | 2008年<br>米ドル | 2007年<br>米ドル |
|--------------|--------------|--------------|
| 資本拠出         | 16,000,000   | 16,000,000   |
| 収益を超える費用の累積額 | (5,741,127)  | (8,678,750)  |
|              | 10,258,873   | 7,321,250    |

### 4 有形固定資産

|               | 家具および備品<br>米ドル | 設 備<br>米ドル | 合 計<br>米ドル |
|---------------|----------------|------------|------------|
| 取得原価          |                |            |            |
| 2008年1月1日現在   | 18,405         | 19,986     | 38,391     |
| 増 加           | 81,108         | 48,922     | 130,030    |
| 2008年12月31日現在 | 99,513         | 68,908     | 168,421    |
| 減価償却累計額       |                |            |            |
| 2008年1月1日現在   | -              | -          | -          |
| 当期減価償却費       | 10,146         | 18,638     | 28,784     |
| 2008年12月31日現在 | 10,146         | 18,638     | 28,784     |
| 純帳簿価額         |                |            |            |
| 2008年12月31日現在 | 89,367         | 50,270     | 139,637    |
| 2007年12月31日現在 | 18,405         | 19,986     | 38,391     |

2007年度中、当社はWGCの完全所有子会社であるワールド・ゴールド・カウンシル・インク(World Gold Council Inc)の非流動資産を取得しました。すべての家具、備品および設備は2007年12月31日に取得したものであり、従って、2007年度から繰越された減価償却費はありません。

### 5 引 当 金

|            | 2008年<br>米ドル | 2007年<br>米ドル |
|------------|--------------|--------------|
| 流動負債       | 125,000      | 125,000      |
| 非流動負債      | -            | 125,000      |
| 1月1日現在残高   | 125,000      | 250,000      |
| 使 用 額      | -            | (125,000)    |
| 12月31日現在残高 | 125,000      | 125,000      |

#### 非流動負債と流動負債との間の分析

|       | 2008年<br>米ドル | 2007年<br>米ドル |
|-------|--------------|--------------|
| 流動負債  | 125,000      | 125,000      |
| 非流動負債 | -            | -            |
|       | 125,000      | 125,000      |

2003年、当社は、本信託の開始を条件とする775,000ドルの支払い申し出により、取引パートナーと契約上の見解の相違について、和解の交渉をしました。2004年11月の本信託開始後、初回分割分275,000ドルが2004年に支払われました。その後、2005年、2006年、2007年に3回の分割分125,000ドルがそれぞれ支払われました。残金の125,000ドルは2008年に支払われる予定でした。2008年に取引パートナーからの通知を受領しなかったため、かかる残金の支払は2009年に繰り越されています。

## 6 営業利益

当期の営業利益は以下の費用を控除後のものです。

|          | 2008年<br>米ドル | 2007年<br>米ドル |
|----------|--------------|--------------|
| 減価償却費    | 28,784       | -            |
| 為替差損/(益) | 10,098       | -            |

## 7 人件費

|            | 2008年<br>人 数 | 2007年<br>人 数 |
|------------|--------------|--------------|
| 従業員数(期末現在) | 8            | 6            |

2007年度中、当社は、ワールド・ゴールド・カウンシル・インク(World Gold Council Inc)の管理運営業務を引き継ぎました。この取引以前には、すべての管理運営業務は、当社に代わり、WGCインクの従業員によって行われていました。

## 8 退職給付制度

|             | 2008年<br>米ドル | 2007年<br>米ドル |
|-------------|--------------|--------------|
| 退職給付制度への拠出金 | 124,560      | 84,330       |

当社はすべての有資格従業員のために確定拠出型退職給付制度を運営しています。その制度の資産は、当社の資産とは別個に、受託者の管理の下で基金において保有されています。費用計上される124,560ドルの総コストは、制度のルールの中で特定された率による、当社からの制度に対する拠出の支払額を表しています。

## 9 課 税

当社は、WGCが完全所有する有限責任会社で、米連邦所得税目的上、コーポレーションとして課税されるアソシエーションとして取り扱われることを選択しています。当社は、国際会計基準第12号「法人所得税」に従って法人所得税を会計処理しています。

下記に終了した年度の法人所得税は以下の項目で構成されます。

| 税金費用の分析       | 2008年<br>米ドル | 2007年<br>米ドル |
|---------------|--------------|--------------|
| 当期純利益に対する当期税金 | 1,904,108    | 963,808      |
| 繰延税金          | 263,745      | 277,122      |
| 税金費用合計        | 2,167,853    | 1,240,930    |

米国連邦税は年間の見積課税可能利益の34%（2007年：34%）で算出されます。会計上の利益に対して、年間費用合計額は、以下のとおり調整できます。

| 税 調 整                  | 2008年<br>米ドル | 2007年<br>米ドル |
|------------------------|--------------|--------------|
| 税引前利益                  | 5,105,476    | 2,635,905    |
| 連邦税率34%（2007年：34%）での課税 | 1,735,862    | 896,206      |
| 以下の影響：                 |              |              |
| 減算不能費用                 | (108,112)    | 31,001       |
| 未清算の繰延税金資産の税率変更による影響   | 9,093        | 6,281        |
| 繰延税金についての税率差異          | 64,516       | 71,315       |
| 州 税                    | 466,494      | 236,127      |
| 税金費用 合計                | 2,167,853    | 1,240,930    |

| 法人所得税      | 2008年<br>米ドル | 2007年<br>米ドル |
|------------|--------------|--------------|
| 1月1日現在残高   | (179,340)    | 22,671       |
| 税金支払額      | (2,440,420)  | (1,165,819)  |
| 当期税金費用     | 1,904,108    | 963,808      |
| 12月31日現在残高 | (715,652)    | (179,340)    |

| 繰延税金資産 | 2008年<br>米ドル | 2007年<br>米ドル |
|--------|--------------|--------------|
| 創業費    | 295,482      | 626,174      |
| 未払賞与   | 122,804      | 55,857       |
| 繰延税金資産 | 418,286      | 682,031      |

貸借対照表日現在で、当社には、開業費の償却に関連する繰延税金資産が0.3百万ドル(2007年 - 0.6百万ドル)あります。

繰延税金資産の戻入は収益および費用計算書において認識されています。

繰延税金資産の増減は、以下のとおり調整できます。

|                | 2008年<br>米ドル | 2007年<br>米ドル |
|----------------|--------------|--------------|
| 1月1日現在残高       | 682,031      | 959,153      |
| 収益および費用計算書への借記 | (263,745)    | (277,122)    |
| 12月31日現在残高     | 418,286      | 682,031      |

## 10 金融商品

リスク管理は、全般的リスク管理の原則、ならびに信用リスクなどの特定の分野、余剰流動性の使用および投資に関する明文化された方針を提供する親事業体が定めた方針に従って行われます。

### 10.1 信用リスク

金融資産は主に現金、短期預金および未収入金で構成されます。当社の現金同等物および短期預金は、信用の質が高い金融機関に預けられています。期末日現在で、現金資源の大半を構成する当社の短期預金は、複数の銀行に預けられていました。当社には、引き出されていない借り入れはありません。

当社の主たる債務者は本信託です。債権額に履行の遅延または減損はなく、信用リスクについてのエクスポージャーはありません。

### 10.2 流動性リスク

流動性リスク管理の最終責任は、適切な流動性管理の枠組みを構築する親事業体であるワールド・ゴールド・カウンスルにあります。流動性リスク管理は、十分な準備金および銀行融資枠を確保し、継続的に予測および実際のキャッシュ・フローを監視し、金融資産および金融負債の満期特性を一致させることにより、実現されます。親会社への未払金は無利息で、要求払いで返済されます。

### 10.3 金利リスク

当社の短期預金は、固定金利および変動金利が付き、12か月以内に満期になります。当社の負債には利息は発生しません。

経営陣は、金利に大きな変化があったとしても当社の利益に重大な影響を与えとは考えておらず、金利についてのエクスポージャーに関連する感度分析は決定されていません。

### 10.4 資本リスク管理

当社は、利害関係者へのリターンを最大化する一方で、継続企業として存続を確保するために、借入債務とエクイティのバランスの最適化を通して、当社の資本を管理しています。当社の資本構成は、注記13で開示されている親会社からの短期の借入と、現金および現金同等物ならびに注記4で開示されている資本拠出および利益剰余金からなるエクイティにより構成されます。

## 10.5 公正価値

2008年および2007年12月31日現在の現金および短期預金、その他の未収入金、親会社への債務、その他の未払金および未払費用の帳簿価額は、これらの資産および負債の満期が短期であるため、公正価値とほぼ同じでした。

その他の非流動資産および非流動負債の公正価値は帳簿価額と重要な差異はありません。

## 10.6 感度分析

当社は、本信託費用差引後の金地金の価格のパフォーマンスを反映することを投資目的とする本信託のスポンサーです。金の価格は、世界的な金の需要と供給、インフレ率に関する投資家の予想、為替レート、金利、ヘッジ・ファンドや商品ファンドによる投資およびトレーディング取引活動、世界または地域の政治、経済または金融関連の事象および状況を含む、いくつかの要因により影響を受けます。将来の購買力という観点から、金が長期的な価値を維持する保証はありません。金価格が下落した場合、当社の報酬収益および経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

当社は、信託約款の下での職務の遂行により発生した特定の損失、債務および費用について本信託から補償を受けており、いかなる責任も負いません。当社への未払金額は本信託に対する先取特権によって保全されています。

## 11 貸借対照表日後の事象

貸借対照表日後に報告すべき重要な事象はありません。

## 12 関連当事者取引

### 12.1 商 取 引

当社、本信託と親事業体であるWGCとの取引は以下のとおりです。

|                   | 2008年<br>米ドル | 2007年<br>米ドル |
|-------------------|--------------|--------------|
| 親会社へのサービス支払額      | 340,013      | 402,699      |
| 親会社への未払金          | 6,389,836    | 3,216,616    |
| 本信託からのスポンサー報酬受取額  | 26,497,574   | 17,364,084   |
| 本信託からの未収入金        | 2,522,957    | 2,086,029    |
| WGCインクから購入した非流動資産 | -            | 38,391       |

親会社へのサービス支払額は、当社のために親会社によって遂行された業務に関連するものです。親会社への未払金は、無利息で要求払いで返済されます。

報酬は、信託約款の下で本信託のために遂行されたサービス、本信託のウェブサイトの維持に関連して遂行されたサービスの報酬として、本信託から当社に支払われます。当社の報酬は、毎月後払いされ、本信託によって支払われる信託報酬のANAVの0.15%に相当する年率で日々発生します。当社は、本信託に関連して生じたすべての支出および費用について、本信託から払い戻しを受けます。

## 12.2 主要な経営陣の報酬

主要な経営陣であるジェームズ・バートンおよびジェームズ・ロウの報酬は親会社の負担です。

## 13 偶発債務

2007年7月1日から、当社はWGCインクの業務を引き継ぎました。内国歳入庁は、WGCインクにおいて以前に発生した特定の費用を税務上否認する可能性があります。もし、米国税務当局によって、控除が認められないと、当社は追加的な370万ドルの法人税を負う可能性があります。

当社の税務アドバイザーが示した根拠および彼らとの協議に基づき、経営陣は可能性の高い損失はないと考えているため、これらの法定外の財務書類において引当金は計上されていません。

## 14 当社に関する追加情報

ワールド・ゴールド・トラスト・サービスズ・エルエルシー(World Gold Trust Services LLC)は、米デラウェア州にある有限責任会社です。当社の登記上の事務所および主たる事業を行う場所は以下のとおりです。

424 Madison Avenue

New York

NY – 10017

United States of America

## 4 【利害関係人との取引制限】

利害関係人との取引制限はありません。

## 5 【その他】

有価証券報告書提出日1年以内におけるスポンサー等又は本信託に重大な影響を及ぼす訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

定款の変更

該当事項はありません。

事業譲渡又は事業譲受

該当事項はありません。

出資の状況その他の重要事項

該当事項はありません。

スポンサー等に重大な影響を及ぼす訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

以下は、本信託に関する現時点でのすべての認定参加者を含む一覧です。

#### (a) ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンの一部門であるBNY・メロン・アセット・サービシング

(BNY Mellon Asset Servicing, a division of the Bank of New York Mellon)(「受託者」)

##### (イ) 資本金の額

2008年12月31日現在、28,050,000,000米ドル(2,528,707,500,000円)

##### (ロ) 事業の内容

2007年7月1日、バンク・オブ・ニューヨーク・カンパニー・インク(以下「バンク・オブ・ニューヨーク・カンパニー」といいます。)およびメロン・ファイナンシャル・コーポレーション(以下「メロン」といいます。)が合併して、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーション(以下「BNYメロン」といいます。)となり、BNYメロンが存続会社となりました。この合併は、会計および財務報告では、バンク・オブ・ニューヨーク・カンパニーによるメロンの取得として処理されました。

BNYメロンは、米国ニューヨーク州ニューヨークに本拠を置く国際的な金融サービス会社であり、運用資産は約9,280億ドルおよび保管・管理資産は20.2兆ドルです。

BNYメロンは、ニューヨークに本社を置く受託者の持株会社として発足しました。受託者は、その前身を含め、1784年から事業を行っています。受託者のほか、銀行子会社としてメロンバンクN.A.(以下「メロンバンク」といいます。)(本社：米国ペンシルバニア州ピッツバーグ)、メロン・トラスト・オブ・ニューイングランドN.A.(本社：米国マサチューセッツ州ボストン)、メロン・ユナイテッド・ナショナル・バンク(本社：米国フロリダ州マイアミ)、およびメロン・ファースト・ビジネス・バンクN.A.(本社：米国カリフォルニア州ロサンゼルス)があります。銀行子会社は、信託・資産保管業務、投資運用サービス、銀行業務および各種証券関連業務を行っています。銀行子会社の預金は、連邦預金保険公社(以下「FDIC」といいます。)によって法律の定める範囲内で保護されます。

事業は、以下の7つに区分されます。すなわちアセット・マネジメント、ウェルス・マネジメント(富裕層資産管理)、アセット・サービシング、イシュアー・サービス(公開・上場支援)、清算サービス、トレジャリー・サービスおよびその他です。

#### (b) HSBC銀行USAロンドン支店(HSBC Bank USA, N.A., London Branch)(「当初カストディアン」)

##### (イ) 資本金の額

2008年12月31日現在、2,000,800米ドル(180,372,120円)

## (ロ) 事業の内容

HSBC銀行USAは、アメリカ合衆国法の下で組織された国法銀行です。HSBCは、4百万人の顧客に対して世界規模の市場およびサービスへのアクセスを提供しています。同行は、その個人金融サービス、民間銀行業務、商業銀行業務、法人投資銀行業務および市場区分を通じて、商業銀行業務のあらゆる商品およびサービスを個人、法人、機関投資家および政府に提供しています。同行はデリバティブ商品に関して国際的なディーラーでもあり、担保銀行業務および仲買業務を行っています。HSBCのロンドンにおけるカストディアン事務所は、英国、E14 5 HQ、ロンドン、カナダ・スクエア 8 に所在しています。HSBCの包括的な親会社は、イングランドで設立された株式公開会社であるHSBCホールディングス・ピーエルシー(HSBCグループ)です。

## (c) ステート・ストリート・グローバル・マーケッツ・エルエルシー(State Street Global Markets, LLC)(「当初マーケティング・エージェント」)

## (イ) 資本金の額

2008年12月31日現在、237,215,763米ドル(21,385,001,034円)

## (ロ) 事業の内容

ステート・ストリート・グローバル・マーケッツは、専門化した投資研究ならびに外国為替、株、固定利付およびデリバティブの取引を提供しています。同社の目的は、投資顧問業者および資産保有者のためにポートフォリオの価値を高め、保全することです。世界市場の要所におけるその独特の立場から、同社はその顧客に対して、独自のフローに基づいた研究、革新的なポートフォリオ戦略、取引過程の最適化ならびにマルチ・アセット・クラスおよびマルチ・アセット市場における世界的な繋がりによって価値を生み出し、解明します。ステート・ストリート・グローバル・マーケッツ・エルエルシーは、米国の登録済みのブローカーディーラーであり、FINRA、SIPCのメンバーです。ステート・ストリート・グローバル・マーケッツ・エルエルシーは、ステート・ストリート・コーポレーションの100%子会社です。

## (d) UBSセキュリティーズ・エルエルシー(UBS Securities LLC)(「認定参加者」)

## (イ) 資本金の額

該当事項はありません。ただし、各認定参加者はSECの純資本規制に服しています。

## (ロ) 事業の内容

UBSセキュリティーズ・エルエルシーはSECに登録済みのブローカーディーラーであり、FINRA、アメリカ株式取引所、ニューヨーク証券取引所、ボストン証券取引所、フィラデルフィア株式取引所、シカゴ証券取引所およびナショナル証券取引所ならびにシカゴ・オプション取引所、国際証券取引所、ナスダック株式市場、ナスダックLIFFEエルエルシーおよびNYSEアーカ取引所のメンバーです。

UBSセキュリティーズ・エルエルシーは取引所のメンバーとして立会業務に従事したり、店頭販売の法人証券および持分証券を取引したりしています。米国政府証券および地方自治証券のディーラーであり、オプション付取引のブローカーもしくはディーラーまたはオプションの売手でもあります。また、自己勘定で証券を取引したり、証券の私募を行ったり、担保またはその他の受取勘定の利益を売却したりします。UBSセキュリティーズ・エルエルシーはまた、その他の活動をヘッジする目的で、自己勘定により金融先物取引に従事するなど、非証券事業にも参加しています。

## (e) ベア・スターンズ・アンド・カンパニーズ・インク(Bear, Stearns &amp; Co. Inc.)(「認定参加者」)

## (イ) 資本金の額

該当事項はありません。ただし、各認定参加者はSECの純資本規制に服しています。

## (ロ) 事業の内容

ベア・スターンズ・アンド・カンパニーズ・インクはSECに登録済みのブローカーディーラーであり、FINRA、アメリカ株式取引所、ニューヨーク証券取引所、ボストン証券取引所、フィラデルフィア株式取引所、シカゴ証券取引所およびナショナル証券取引所ならびにシカゴ・オプション取引所、国際証券取引所、ナスダック株式市場、ナスダックLIFFEエルエルシーおよびNYSEアーカ取引所のメンバーです。

ベア・スターンズ・カンパニーズ・インクは取引所のメンバーとして立会業務に従事し、その他の取引手数料ビジネスに従事しています。店頭販売の法人証券および持分証券ならびに法人債務証券の取引を行っています。また、ミューチュアル・ファンドの小売人であり、米国政府証券および地方自治証券のブローカーおよびディーラーであり、オプション付取引のブローカーもしくはディーラーまたはオプションの売手でもあります。さらに、引受人または販売グループ参加者であり、金融機関における定期預金の勧誘員であり、不動産シンジケートでもあります。同社は、1つの発行者または関連する発行者および非営利団体の証券を販売したり、投資相談サービスを提供したり、タックス・シェルターまたは一次流通におけるリミテッド・パートナーシップを販売したり、自己勘定で証券を取引したり、証券の私募を行ったり、担保またはその他の受取勘定の利益を売却したりします。

## (f) BMOキャピタル・マーケット・コーポレーション(BMO Capital Markets Corp.)(「認定参加者」)

## (イ) 資本金の額

該当事項はありません。ただし、各認定参加者はSECの純資本規制に服しています。

## (ロ) 事業の内容

BMOキャピタル・マーケット・コーポレーションはSECに登録済みのブローカーディーラーであり、FINRA、アメリカ株式取引所、ニューヨーク証券取引所、フィラデルフィア株式取引所、シカゴ証券取引所およびナショナル証券取引所ならびにナスダック株式市場およびNYSEアーカ取引所のメンバーです。

BMOキャピタル・マーケット・コーポレーションは立会業務の他取引手数料ビジネスに従事したり、店頭販売の法人証券および持分証券ならびに法人債務証券を取引したりしています。また、引受人または販売グループ参加者であり、米国政府証券のブローカーおよびディーラーです。さらに、タックス・シェルターまたは一次流通におけるリミテッド・パートナーシップを販売したり、自己勘定で証券を取引したり、証券の私募を行ったり、担保またはその他の受取勘定の利益を売却したりします。

## (g) CIBCワールド・マーケット・コーポレーション(CIBC World Markets Corp.)(「認定参加者」)

## (イ) 資本金の額

該当事項はありません。ただし、各認定参加者はSECの純資本規制に服しています。

(ロ) 事業の内容

CIBCワールド・マーケット・コーポレーションはSECに登録済みのブローカーディーラーであり、FINRA、アメリカ株式取引所、ニューヨーク証券取引所、ボストン証券取引所、フィラデルフィア株式取引所、シカゴ証券取引所およびナショナル証券取引所ならびにシカゴ・オプション取引所、国際証券取引所、ナスダック株式市場およびNYSEアーカ取引所のメンバーです。

CIBCワールド・マーケット・コーポレーションは取引所のメンバーとして立会業務に従事し、その他の取引手数料ビジネスに従事しています。店頭販売の法人証券および持分証券ならびに法人債務証券の取引を行っています。また、米国政府証券および地方自治証券のブローカーおよびディーラーであり、オプション付取引のブローカーもしくはディーラーまたはオプションの売手でもあります。さらに、引受人または販売グループ参加者でもあります。同社は、自己勘定で証券を取引したり、証券の私募を行ったり、担保またはその他の受取勘定の利益を売却したりします。

(h) シティグループ・グローバル・マーケット・インク(Citigroup Global Markets Inc.)(「認定参加者」)

(イ) 資本金の額

該当事項はありません。ただし、各認定参加者はSECの純資本規制に服しています。

(ロ) 事業の内容

シティグループ・グローバル・マーケット・インクはSECに登録済みのブローカーディーラーであり、FINRA、アメリカ株式取引所、ニューヨーク証券取引所、ボストン証券取引所、フィラデルフィア株式取引所、シカゴ証券取引所およびナショナル証券取引所ならびにシカゴ・オプション取引所、国際証券取引所、ナスダック株式市場およびNYSEアーカ取引所のメンバーです。

シティグループ・グローバル・マーケット・インクは取引所のメンバーとして立会業務に従事し、その他の取引手数料ビジネスに従事しています。店頭販売の法人証券および持分証券ならびに法人債務証券の取引を行っています。また、ミューチュアル・ファンドもしくは引受人またはスポンサーおよびミューチュアル・ファンドの小売人であり、米国政府証券および地方自治証券のブローカーおよびディーラーでもあります。さらに、様々な生命保険および年金保険を販売したり、石油およびガスの利権を販売したりしています。同社は、オプション付取引のブローカーもしくはディーラーまたはオプションの売手であり、引受人または販売グループ参加者であり、金融機関における定期預金の勧誘員でもあります。同社は、非営利団体の証券を販売したり、投資相談サービスを提供したり、タックス・シェルターまたは流通市場におけるリミテッド・パートナーシップを販売したり、自己勘定で証券を取引したり、証券の私募を行ったり、銀行、貯蓄銀行または信用金庫のネットワークの構築、キオスクまたは類似の準備に加担したり、担保またはその他の受取勘定の利益を売却したりします。

(i) クレディ・スイス・セキュリティーズ(USA)・エルエルシー(Credit Suisse Securities (USA) LLC)(「認定参加者」)

(イ) 資本金の額

該当事項はありません。ただし、各認定参加者はSECの純資本規制に服しています。

(ロ) 事業の内容

クレディ・スイス・セキュリティーズ(USA)・エルエルシーはSECに登録済みのブローカーディーラーであり、FINRA、アメリカ株式取引所、ニューヨーク証券取引所、ボストン証券取引所、フィラデルフィア株式取引所、シカゴ証券取引所およびナショナル証券取引所ならびにシカゴ・オプション取引所、国際証券取引所、ナスダック株式市場、ナスダックLIFFEエルエルシーおよびNYSEアーカ取引所のメンバーです。

クレディ・スイス・セキュリティーズ(USA)・エルエルシーは取引所のメンバーとして立会業務に従事し、その他の取引手数料ビジネスに従事しています。店頭販売の法人証券および持分証券ならびに法人債務証券の取引を行っています。また、ミューチュアル・ファンドの小売人であり、米国政府証券および地方自治証券のブローカーおよびディーラーでもあります。同社は、様々な生命保険および年金保険を販売しています。さらに、オプション付取引のブローカーもしくはディーラーまたはオプションの売手であり、引受人または販売グループ参加者でもあります。同社は、投資相談サービスを提供したり、自己勘定で証券を取引したり、証券の私募を行ったり、銀行、貯蓄銀行または信用金庫ならびに保険会社または保険代理店のネットワークの構築、キオスクまたは類いの準備に加担したり、担保またはその他の受取勘定の利益を売却したりします。クレディ・スイス・セキュリティーズ(USA)・エルエルシーはまた、担保の購入および販売を含む非証券事業に参加したり、国内外の様々な企業に対し国際投資銀行業務部署を通じて金融アドバイスを提供したり、資金調達を行ったりしています。

(j) ドイツ・バンク・セキュリティーズ・インク(Deutsche Bank Securities Inc.)(「認定参加者」)

(イ) 資本金の額

該当事項はありません。ただし、各認定参加者はSECの純資本規制に服しています。

(ロ) 事業の内容

ドイツ・バンク・セキュリティーズ・インクはSECに登録済みのブローカーディーラーであり、FINRA、アメリカ株式取引所、ニューヨーク証券取引所、ボストン証券取引所、フィラデルフィア株式取引所、シカゴ証券取引所およびナショナル証券取引所ならびにシカゴ・オプション取引所、国際証券取引所、ナスダック株式市場、ナスダックLIFFEエルエルシーおよびNYSEアーカ取引所のメンバーです。

ドイツ・バンク・セキュリティーズ・インクは取引所のメンバーとして立会業務に従事し、その他の取引手数料ビジネスに従事しています。店頭販売の法人証券および持分証券ならびに法人債務証券の取引を行っています。また、ミューチュアル・ファンドの小売人であり、米国政府証券および地方自治証券のブローカーおよびディーラーであり、オプション付取引のブローカーもしくはディーラーまたはオプションの売手であり、引受人または販売グループ参加者でもあります。さらに同社は、投資相談サービスを提供したり、自己勘定で証券を取引したり、証券の私募を行ったり、担保またはその他の受取勘定の利益を売却したりします。

## (k) EWTエルエルシー(EWT, LLC)(「認定参加者」)

## (イ) 資本金の額

該当事項はありません。ただし、各認定参加者はSECの純資本規制に服しています。

## (ロ) 事業の内容

EWTエルエルシーはSECに登録済みのブローカーディーラーであり、FINRA、アメリカ株式取引所、ニューヨーク証券取引所、フィラデルフィア株式取引所、シカゴ証券取引所およびナショナル証券取引所ならびにシカゴ・オプション取引所、ナスダック株式市場およびNYSEアーカ取引所のメンバーです。

EWTエルエルシーは2002年に設立された民間の証券取引会社です。EWTは米国政府証券のディーラーであり、オプション付取引のブローカーもしくはディーラーまたはオプションの売手であり、自己勘定で証券を取引しています。

## (l) ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー(Goldman, Sachs &amp; Co.)(「認定参加者」)

## (イ) 資本金の額

該当事項はありません。ただし、各認定参加者はSECの純資本規制に服しています。

## (ロ) 事業の内容

ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーはSECに登録済みのブローカーディーラーであり、FINRA、アメリカ株式取引所、ニューヨーク証券取引所、ボストン証券取引所、フィラデルフィア株式取引所、シカゴ証券取引所およびナショナル証券取引所ならびにシカゴ・オプション取引所、国際証券取引所、ナスダック株式市場、ナスダックLIFFEエルエルシーおよびNYSEアーカ取引所のメンバーです。

ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーは取引所のメンバーとして立会業務に従事し、その他の取引手数料ビジネスに従事しています。店頭販売の法人証券および持分証券ならびに法人債務証券の取引を行っています。また、ミューチュアル・ファンドもしくは引受人またはスポンサーであり、ミューチュアル・ファンドの小売人、米国政府証券および地方自治証券のブローカーおよびディーラーでもあります。同社は、オプション付取引のブローカーもしくはディーラーまたはオプションの売手であり、引受人または販売グループ参加者でもあります。同社は、投資相談サービスを提供したり、自己勘定で証券を取引したり、証券の私募を行ったり、担保またはその他の受取勘定の利益を売却したりします。

## (m) ゴールドマン・サックス・エグゼキューション・アンド・クリアリング・エルピー(Goldman Sachs Execution &amp; Clearing L.P.)(「認定参加者」)

## (イ) 資本金の額

該当事項はありません。ただし、各認定参加者はSECの純資本規制に服しています。

## (ロ) 事業の内容

ゴールドマン・サックス・エグゼキューション・アンド・クリアリング・エルピーはSECに登録済みのブローカーディーラーであり、FINRA、アメリカ株式取引所、ニューヨーク証券取引所、ボストン証券取引所、フィラデルフィア株式取引所、シカゴ証券取引所およびナショナル証券取引所ならびにシカゴ・オプション取引所、国際証券取引所、ナスダック株式市場、ナスダックLIFFEエルエルシーおよびNYSEアーカ取引所のメンバーです。

ゴールドマン・サックス・エグゼキューション・アンド・クリアリング・エルピーは取引所のメンバーとして立会業務に従事し、その他の取引手数料ビジネスに従事しています。店頭販売の法人証券および持分証券ならびに法人債務証券の取引を行っています。また、ミューチュアル・ファンドの小売人であり、米国政府証券および地方自治証券のブローカーおよびディーラーであり、オプション付取引のブローカーもしくはディーラーまたはオプションの売手でもあります。さらに、引受人または販売グループ参加者であり、自己勘定で証券を取引しています。

(n) HSBCセキュリティーズ(USA)・インク(HSBC Securities (USA) Inc.)(「認定参加者」)

(イ) 資本金の額

該当事項はありません。ただし、各認定参加者はSECの純資本規制に服しています。

(ロ) 事業の内容

HSBCセキュリティーズ(USA)・インクはSECに登録済みのブローカーディーラーであり、FINRA、アメリカ株式取引所、ニューヨーク証券取引所、ボストン証券取引所、フィラデルフィア株式取引所およびシカゴ証券取引所ならびにシカゴ・オプション取引所、国際証券取引所、ナスダック株式市場およびNYSEアーカ取引所のメンバーです。

HSBCセキュリティーズ(USA)・インクは立会業務の他取引手数料ビジネスに従事し、店頭販売の法人証券および持分証券ならびに法人債務証券の取引を行っています。また、ミューチュアル・ファンドの小売人であり、米国政府証券および地方自治証券のブローカーおよびディーラーであり、オプション付取引のブローカーもしくはディーラーまたはオプションの売手であり、引受人または販売グループ参加者でもあります。さらに同社は、様々な生命保険または年金保険を販売し、金融機関における定期預金の勧誘員でもあります。同社は、非取引所メンバーとして、取引所メンバーによる上場証券の取引を手配したり、投資相談サービスを提供したり、自己勘定で証券を取引したり、証券の私募を行ったり、銀行、貯蓄銀行または信用金庫および保険会社または保険代理店のネットワークの構築、キオスクまたは類似の準備に加担したり、担保またはその他の受取勘定の利益を売却したりします。HSBCセキュリティーズ(USA)・インクはまた、8つの州で認可を受けた保険代理店でもあります。

(o) J.P. モルガン・セキュリティーズ・インク(J.P. Morgan Securities Inc.)(「認定参加者」)

(イ) 資本金の額

該当事項はありません。ただし、各認定参加者はSECの純資本規制に服しています。

(ロ) 事業の内容

J.P. モルガン・セキュリティーズ・インクはSECに登録済みのブローカーディーラーであり、FINRA、アメリカ株式取引所、ニューヨーク証券取引所、ボストン証券取引所、フィラデルフィア株式取引所、シカゴ証券取引所およびナショナル証券取引所ならびにシカゴ・オプション取引所、国際証券取引所、ナスダック株式市場およびNYSEアーカ取引所のメンバーです。

J.P.モルガン・セキュリティーズ・インクは取引所のメンバーとして立会業務に従事したり、その他の取引手数料ビジネスに従事しています。店頭販売の法人証券および持分証券ならびに法人債務証券の取引を行っています。また、ミューチュアル・ファンドの小売人であり、米国政府証券および地方自治証券のブローカーおよびディーラーであり、オプション付取引のブローカーもしくはディーラーまたはオプションの売手でもあります。さらに、引受人または販売グループ参加者でもあります。同社は、投資相談サービスを提供したり、自己勘定で証券を取引したり、証券の私募を行ったり、担保またはその他の受取勘定の利益を売却したりします。同社はまた、融資参加、信用デリバティブ、仕組信用商品および銀行ローン・シンジケーションを含む非証券事業にも参加しています。

(p) メリルリンチ・プロフェッショナル・クリアリング・コーポレーション(Merrill Lynch Professional Clearing Corp.)(「認定参加者」)

(イ) 資本金の額

該当事項はありません。ただし、各認定参加者はSECの純資本規制に服しています。

(ロ) 事業の内容

メリルリンチ・プロフェッショナル・クリアリング・コーポレーションはSECに登録済みのブローカーディーラーであり、FINRA、アメリカ株式取引所、ニューヨーク証券取引所、ボストン証券取引所、フィラデルフィア株式取引所、シカゴ証券取引所およびナショナル証券取引所ならびにシカゴ・オプション取引所、国際証券取引所、ナスダック株式市場およびNYSEアーカ取引所のメンバーです。

メリルリンチ・プロフェッショナル・クリアリング・コーポレーションは取引所のメンバーとして立会業務に従事し、その他の取引委員会業務に従事しています。また、米国政府証券および地方自治証券のブローカーであり、オプション付取引のブローカーもしくはディーラーまたはオプションの売手であり、自己勘定で証券を取引しています。

(q) モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インコーポレーテッド(Morgan Stanley & Co. Incorporated)(「認定参加者」)

(イ) 資本金の額

該当事項はありません。ただし、各認定参加者はSECの純資本規制に服しています。

(ロ) 事業の内容

モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インコーポレーテッドはSECに登録済みのブローカーディーラーであり、FINRA、アメリカ株式取引所、ニューヨーク証券取引所、ボストン証券取引所、フィラデルフィア株式取引所、シカゴ証券取引所およびナショナル証券取引所ならびにシカゴ・オプション取引所、国際証券取引所、BATS証券取引所(BATS Exchange, Inc.)、ナスダック株式市場、ナスダックLIFFE(NASDAQ LIFFE, LLC)およびNYSEアーカ取引所のメンバーです。

モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インコーポレーテッドは取引所のメンバーとして立会業務に従事し、その他の取引手数料ビジネスに従事しています。同社は、店頭販売の法人証券のディーラー間市場を創設し、店頭販売の法人持分証券および法人債務証券の取引を行っています。また、ミューチュアル・ファンド引受人またはスポンサーであり、ミューチュアル・ファンドの小売人です。さらに、米国政府証券および地方自治証券のブローカーおよびディーラーでもあります。様々な生命保険および年金保険を販売しています。同社は、オプション付取引のブローカーもしくはディーラーまたはオプションの売手であり、引受人または販売グループ参加者でもあります。また同社は、金融機関における定期預金の勧誘員であり、投資相談サービスを提供したり、タックス・シェルターまたは一次流通および流通市場におけるリミテッド・パートナーシップを販売したり、自己勘定で証券を取引したり、証券の私募を行ったり、担保またはその他の受取勘定の利益を売却したりします。

## (r) ニューエッジ・USA・エルエルシー(Newedge USA LLC) (「認定参加者」)

## (イ) 資本金の額

該当事項はありません。ただし、各認定参加者はSECの純資本規制に服しています。

## (ロ) 事業の内容

ニューエッジ・USA・エルエルシーはSECに登録済みのブローカーディーラーであり、FINRA、アメリカ株式取引所、ニューヨーク証券取引所、ボストン証券取引所、フィラデルフィア株式取引所およびシカゴ証券取引所ならびにシカゴ・オプション取引所、国際証券取引所、BATS証券取引所、ナスダック株式市場、ナスダックLIFFEおよびNYSEアーカ取引所のメンバーです。

ニューエッジ・USA・エルエルシーは取引所のメンバーとして立会業務に従事し、その他の取引手数料ビジネスに従事しています。同社は、店頭販売の法人持分証券および法人債務証券の取引を行ったりしています。また、米国政府証券および地方自治証券のブローカーおよびディーラーでもあります。同社は、オプション付取引のブローカーもしくはディーラーまたはオプションの売手であり、引受人または販売グループ参加者でもあります。また、非取引所メンバーとして、取引所メンバーによる上場証券の取引を手配しています。さらに、自己勘定で証券を取引したり、証券の私募を行ったり、担保またはその他の受取勘定の利益を売却したりします。

## (s) RBCキャピタル・マーケット・コーポレーション(RBC Capital Markets Corporation) (「認定参加者」)

## (イ) 資本金の額

該当事項はありません。ただし、各認定参加者はSECの純資本規制に服しています。

## (ロ) 事業の内容

RBCキャピタル・マーケット・コーポレーションはSECに登録済みのブローカーディーラーであり、FINRA、アメリカ株式取引所、ニューヨーク証券取引所、ボストン証券取引所、フィラデルフィア株式取引所、シカゴ証券取引所およびナショナル証券取引所ならびにシカゴ・オプション取引所、国際証券取引所、ナスダック株式市場およびNYSEアーカ取引所のメンバーです。

RBCキャピタル・マーケット・コーポレーションは取引所のメンバーとして立会業務に従事したり、店頭販売の法人証券および持分証券ならびに法人債務証券の取引を行ったりしています。また、ミューチュアル・ファンドもしくは引受人またはスポンサーおよびミューチュアル・ファンドの小売人であり、米国政府証券および地方自治証券のブローカーおよびディーラーでもあります。さらに、様々な生命保険および年金保険を販売しています。同社は、オプション付取引のブローカーもしくはディーラーまたはオプションの売手であり、引受人または販売グループ参加者でもあります。また同社は、非営利団体の証券を販売したり、投資相談サービスを提供したり、タックス・シェルターまたは一次流通および流通市場におけるリミテッド・パートナーシップを販売したり、自己勘定で証券を取引したり、証券の私募を行ったり、銀行、貯蓄銀行または信用金庫のネットワークの構築、キオスクまたは類似の準備に加担したり、担保またはその他の受取勘定の利益を売却したりします。同社は、生命保険、健康保険およびその他の保険商品を含む非証券事業にも参加しており、連邦政府に登録された投資顧問でもあります。

## (t) スコシア・キャピタル(USA)・インク(Scotia Capital (USA) Inc.)(「認定参加者」)

## (イ) 資本金の額

該当事項はありません。ただし、各認定参加者はSECの純資本規制に服しています。

## (ロ) 事業の内容

スコシア・キャピタル(USA)・インクはSECに登録済みのブローカーディーラーであり、FINRAのメンバーです。

スコシア・キャピタル(USA)・インクは店頭販売の法人債務証券の販売を行っています。同社は、引受人または販売グループ参加者でもあります。また同社は、自己勘定で証券を取引したり、証券の私募を行ったりします。スコシア・キャピタル(USA)・インクは、短期金融市場の投資の販売および究極的な親会社であるノバスコシア銀行(The Bank of Nova Scotia)を代理して、エージェントとしての買い戻し・売り戻し条件付き売買契約の取引を含む非証券事業にも従事しています。

## (u) ウェドブッシュ・モルガン・セキュリティーズ・インク(Wedbush Morgan Securities Inc.)(「認定参加者」)

## (イ) 資本金の額

該当事項はありません。ただし、各認定参加者はSECの純資本規制に服しています。

## (ロ) 事業の内容

ウェドブッシュ・モルガン・セキュリティーズはSECに登録済みのブローカーディーラーであり、FINRA、アメリカ株式取引所、ニューヨーク証券取引所、ボストン証券取引所、フィラデルフィア株式取引所、シカゴ証券取引所およびナショナル証券取引所ならびにシカゴ・オプション取引所、国際証券取引所、BATS証券取引所、ナスダック株式市場およびNYSEアーカ取引所のメンバーです。

ウェドブッシュ・モルガン・セキュリティーズは取引所のメンバーとして立会業務に従事し、その他の取引手数料ビジネスに従事しています。同社は、店頭販売の法人証券のディーラー間市場を創設し、店頭販売の法人持分証券および法人債務証券の取引を行ったりしています。また、ミューチュアル・ファンドの小売人であり、米国政府証券および地方自治証券のブローカーおよびディーラーでもあります。さらに、様々な生命保険および年金保険を販売しています。同社は、オプション付取引のブローカーもしくはディーラーまたはオプションの売手であり、引受人または販売グループ参加者でもあります。また同社は、石油およびガスの利権を販売したり、投資相談サービスを提供したり、自己勘定で証券を取引したり、証券の私募を行っています。

## 2【関係業務の概要】

## (a) ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンの一部門であるBNY・メロン・アセット・サービシング(「受託者」)

受託者は、原則として、本信託の日常的な管理責任を負います。これには、(1)本信託の費用支払の必要に応じた、本信託が有する金の売却(金の売却は通常ほぼ毎月1度行われる予定である。)、(2)本信託のNAVおよびシェア1口当たりNAVの計算、(3)認定参加者からのバスケットの設定・解約請求の受付および処理ならびにカストディアンおよびThe Depository Trust Company(以下「DTC」という。)との間でのかかる請求の処理の調整、ならびに(4)カストディアンの監視が含まれる。

## (b) HSBC銀行USAロンドン支店(「当初カストディアン」)

本カストディアンは、認定参加者によるバスケットの設定に関して本カストディアンに譲渡された本信託の金の延べ棒の保護預かりに責任を負います。本カストディアンはまた、認定参加者および本信託のために維持する金口座を通じて、本信託への、および本信託からの金の振替えを促進します。本カストディアンは、LBMAの規則に基づくマーケット・メーカー、クリアラーおよび承認検量者であります。

## (c) ステート・ストリート・グローバル・マーケッツ・エルエルシー(「当初マーケティング・エージェント」)

マーケティング・エージェントは、スポンサーのために、(1)本信託に関するマーケティング計画の継続的作成、(2)本受益権に関するマーケティング資料の作成(本信託のウェブサイト上のコンテンツを含みます。)、(3)本信託のマーケティング計画の実行、(4)上場ファンド調査への金の組み込み、および(5)SPDR<sup>®</sup>の商標のサブライセンス付与の業務を行っています。

## (d) UBSセキュリティーズ・エルエルシー(「認定参加者」)

認定参加者として、バスケットの設定または解約を行います。バスケットの設定または解約の請求毎に受託者に取引手数料を支払い、設定したバスケットに含まれる本受益権を他の投資家に販売します。

## (e) ベア・スターンズ・アンド・カンパニーズ・インク(「認定参加者」)

バスケットの設定または解約を行います。バスケットの設定または解約の請求毎に受託者に取引手数料を支払い、設定したバスケットに含まれる本受益権を他の投資家に販売します。

## (f) BMOキャピタル・マーケッツ・コーポレーション(「認定参加者」)

バスケットの設定または解約を行います。バスケットの設定または解約の請求毎に受託者に取引手数料を支払い、設定したバスケットに含まれる本受益権を他の投資家に販売します。

## (g) CIBCワールド・マーケッツ・コーポレーション(「認定参加者」)

バスケットの設定または解約を行います。バスケットの設定または解約の請求毎に受託者に取引手数料を支払い、設定したバスケットに含まれる本受益権を他の投資家に販売します。

## (h) シティグループ・グローバル・マーケッツ・インク(「認定参加者」)

バスケットの設定または解約を行います。バスケットの設定または解約の請求毎に受託者に取引手数料を支払い、設定したバスケットに含まれる本受益権を他の投資家に販売します。

## (i) クレディ・スイス・セキュリティーズ(USA)・エルエルシー(「認定参加者」)

バスケットの設定または解約を行います。バスケットの設定または解約の請求毎に受託者に取引手数料を支払い、設定したバスケットに含まれる本受益権を他の投資家に販売します。

## (j) ドイチェ・バンク・セキュリティーズ・インク(「認定参加者」)

バスケットの設定または解約を行います。バスケットの設定または解約の請求毎に受託者に取引手数料を支払い、設定したバスケットに含まれる本受益権を他の投資家に販売します。

## (k) EWTエルエルシー(「認定参加者」)

バスケットの設定または解約を行います。バスケットの設定または解約の請求毎に受託者に取引手数料を支払い、設定したバスケットに含まれる本受益権を他の投資家に販売します。

## (l) ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー(「認定参加者」)

バスケットの設定または解約を行います。バスケットの設定または解約の請求毎に受託者に取引手数料を支払い、設定したバスケットに含まれる本受益権を他の投資家に販売します。

## (m) ゴールドマン・サックス・エグゼキューション・アンド・クリアリング・エルピー(「認定参加者」)

バスケットの設定または解約を行います。バスケットの設定または解約の請求毎に受託者に取引手数料を支払い、設定したバスケットに含まれる本受益権を他の投資家に販売します。

## (n) HSBCセキュリティーズ(USA)・インク(「認定参加者」)

バスケットの設定または解約を行います。バスケットの設定または解約の請求毎に受託者に取引手数料を支払い、設定したバスケットに含まれる本受益権を他の投資家に販売します。

## (o) J.P. モルガン・セキュリティーズ・インク(「認定参加者」)

バスケットの設定または解約を行います。バスケットの設定または解約の請求毎に受託者に取引手数料を支払い、設定したバスケットに含まれる本受益権を他の投資家に販売します。

## (p) メリルリンチ・プロフェッショナル・クリアリング・コーポレーション(「認定参加者」)

バスケットの設定または解約を行います。バスケットの設定または解約の請求毎に受託者に取引手数料を支払い、設定したバスケットに含まれる本受益権を他の投資家に販売します。

## (q) モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インコーポレーテッド(「認定参加者」)

バスケットの設定または解約を行います。バスケットの設定または解約の請求毎に受託者に取引手数料を支払い、設定したバスケットに含まれる本受益権を他の投資家に販売します。

## (r) ニューエッジ・USA・エルエルシー(「認定参加者」)

バスケットの設定または解約を行います。バスケットの設定または解約の請求毎に受託者に取引手数料を支払い、設定したバスケットに含まれる本受益権を他の投資家に販売します。

(s) RBCキャピタル・マーケット・コーポレーション(「認定参加者」)

バスケットの設定または解約を行います。バスケットの設定または解約の請求毎に受託者に取引手数料を支払い、設定したバスケットに含まれる本受益権を他の投資家に販売します。

(t) スコシア・キャピタル(USA)・インク(「認定参加者」)

バスケットの設定または解約を行います。バスケットの設定または解約の請求毎に受託者に取引手数料を支払い、設定したバスケットに含まれる本受益権を他の投資家に販売します。

(u) ウェドブッシュ・モルガン・セキュリティーズ・インク(「認定参加者」)

バスケットの設定または解約を行います。バスケットの設定または解約の請求毎に受託者に取引手数料を支払い、設定したバスケットに含まれる本受益権を他の投資家に販売します。

### 3【資本関係】

スポンサーと受託者、HSBC銀行USAロンドン支店、ステート・ストリート・グローバル・マーケット・エルエルシーおよび認定参加者との間には、資本関係はありません。

### 第 3 【投資信託制度の概要】

米国においてETFは原則としてマネジメント・カンパニーまたはユニット型投資信託(以下「UITs」といいます。)として組織されます。マネジメント・カンパニーとは、償還可能な株式を発行し、投資マネージャーによって積極的に管理されるミューチュアル・ファンドの一種です。UITは、償還可能な証券のみを発行し、固定の管理不能なポートフォリオを提供する、信託約款に基づいて組織された信託です。証券のポートフォリオを保有する際、いずれの種類のETFも、1940年投資会社法の「投資会社(investment company)」の定義に該当します。投資会社は、1940年投資会社法に基づき登録することが要求されており、SECによる規制を受けます。

しかし、SECは、金のようなコモディティの保有は証券の保有と同じではないとする見解をとっています。従って、本信託は1940年投資会社法の「投資会社」の定義に該当せず、同法に基づく登録を要求されません。本信託の管理は、本信託に適用のあるニューヨーク州のコモンローおよび制定法が適用されます。「第二部 ファンドの詳細情報 - 第 1 ファンドの追加情報 - 2 ファンドに係る法制度の概要」をご参照ください。

### 第 4 【参考情報】

2009年 9 月30日に終了した事業年度において、以下の書類が提出されています。

(1) 有価証券報告書およびその添付書類

|      |                |             |
|------|----------------|-------------|
| 事業年度 | 自 2007年10月 1 日 | 平成20年12月26日 |
|      | 至 2008年 9 月30日 | 関東財務局長に提出   |

(2) 半期報告書およびその添付書類

|      |                |              |
|------|----------------|--------------|
| 事業年度 | 自 2008年10月 1 日 | 平成21年 6 月30日 |
|      | 至 2009年 3 月31日 | 関東財務局長に提出    |

[訳 文]

**独立登録会計事務所の監査報告書**

SPDR<sup>®</sup> ゴールド・トラストのスポンサー、受託者および受益権保有者各位  
ニューヨーク州ニューヨーク市

私どもは、添付の2009年および2008年9月30日現在のSPDR<sup>®</sup> ゴールド・トラスト(以下「本信託」という。)の貸借対照表および2009年9月30日に終了した3年間の各事業年度の関連する損益計算書、受益権保有者欠損金変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書を監査した。これらの財務書類の作成責任は本信託の経営者にある。私どもの責任は、私どもの監査に基づき財務書類に意見を表明することにある。

私どもは公開企業会計監視委員会(米国)の基準に準拠して監査を行った。これらの基準は、財務書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、私どもが監査を計画し、実施することを要求している。監査は、財務書類上の金額および開示事項の基礎となった証拠を試査によって検証することを含んでいる。監査はまた、経営者が採用した会計原則および経営者が行った重要な見積もりの評価も含め全体としての財務書類の表示を検討することを含んでいる。私どもは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私どもの意見では、これらの財務書類は、米国で一般に認められる会計原則に準拠して、本信託の2009年および2008年9月30日現在の財政状態および2009年9月30日に終了した3年間の各事業年度の経営成績およびキャッシュ・フローを全ての重要な点において適正に表示している。

私どもはまた、公開企業会計監視委員会(米国)の基準に準拠して、トレッドウェイ委員会組織委員会が公表した「内部統制 - 統合的フレームワーク」において定めた基準に準拠して、2009年9月30日現在の財務報告に係る本信託の内部統制を監査し、2009年11月25日付の私どもの報告書は財務報告に係る本信託の内部統制に対し無限定適正意見を表明した。

(署名)デロイト&トウシュLLP

ニューヨーク州ニューヨーク市  
2009年11月25日

[次へ](#)

**REPORT OF INDEPENDENT REGISTERED PUBLIC ACCOUNTING FIRM**

To the Sponsor, Trustee and the Unitholders of the  
SPDR<sup>®</sup> Gold Trust  
New York, New York

We have audited the accompanying statements of condition of the SPDR<sup>®</sup> Gold Trust (the "Trust") as of September 30, 2009 and 2008, and the related statements of operations, changes in shareholders' deficit, and cash flows for each of the three years in the period ended September 30, 2009. These financial statements are the responsibility of the Trust's management. Our responsibility is to express an opinion on the financial statements based on our audits.

We conducted our audits in accordance with the standards of the Public Company Accounting Oversight Board (United States). Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free of material misstatement. An audit includes examining, on a test basis, evidence supporting the amounts and disclosures in the financial statements. An audit also includes assessing the accounting principles used and significant estimates made by management, as well as evaluating the overall financial statement presentation. We believe that our audits provide a reasonable basis for our opinion.

In our opinion, such financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Trust as of September 30, 2009 and 2008, and the results of its operations and its cash flows for each of the three years in the period ended September 30, 2009, in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America.

We have also audited, in accordance with the standards of the Public Company Accounting Oversight Board (United States), the Trust's internal control over financial reporting as of September 30, 2009, based on the criteria established in *Internal Control - Integrated Framework* issued by the Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission and our report dated November 25, 2009 expressed an unqualified opinion on the Trust's internal control over financial reporting.

/s/ Deloitte & Touche LLP

New York, New York  
November 25, 2009

[次へ](#)

## [訳 文]

**ワールド・ゴールド・トラスト・サービス・エルエルシー業務執行役員宛て独立監査人報告書**

私どもは、ワールド・ゴールド・トラスト・サービス・エルエルシー(以下「WGTS」または「会社」という。 )の2008年12月31日に終了した年度についての法定外の財務書類について監査を行った。かかる財務書類は、貸借対照表、収益および費用計算書、キャッシュ・フロー計算書、資本変動計算書および関連する注記 1 から注記14により構成される。かかる法定外の財務書類は、当該書類に記載される会計方針に基づき作成されており、SPDR<sup>®</sup> Gold Trust(旧StreetTracks<sup>®</sup> Gold Trust)(以下「本信託」という。 )の東京証券取引所への上場に係るスポンサーとして、とりわけ日本の金融商品取引法(以下「本規制」という。 )の要件を充足するように作成された。

本報告書は、2009年 6 月22日付のエンゲージメント・レターにより会社の業務執行役員のためだけに、また本規制の要件を充足するに当たりWGTSの業務執行役員を支援するためだけに、作成されたものである。私どもの監査業務は、私どもが独立監査人報告書において会社の業務執行役員への報告が要求される事項について、かかる業務執行役員に報告するために実施されるのであり、それ以外のいかなる目的のためでもない。法律が最大限許容する限りにおいて、私どもは、監査業務、本報告書または私どもの意見について、会社以外の何人に対しても責任を認めず、また、かかる責任を負うものではない。

**業務執行役員および監査人の各自の責任**

業務執行役員の責任は、注記 2 に記載される会計方針に従い法定外の財務書類を作成することである。

私どもの責任は、関係する法律および規制上の要件ならびに国際監査基準(連合王国およびアイルランド)に従い法定外の財務書類を監査することである。

私どもは、法定外の財務書類が注記 2 に記載される会計方針に従い適切に作成されたものであるかにつき意見を報告する。

さらに、私どもの意見において、会社が適切な会計記録を維持していなかった場合、または私どもが監査のために要求した全ての情報および説明を入手できなかった場合についても、報告を行う。

## 監査意見の基礎

私どもは、監査実務審議会が公表した国際監査基準(連合王国およびアイルランド)に従い監査を行った。監査には、法定外の財務書類中の金額および開示に関連する証拠についての試査による検証が含まれる。また、法定外の財務書類の作成に当たり業務執行役員が行った重要な見積りおよび判断の評価、ならびに会計方針が会社の状況に照らして適切なものであり、継続して適用され、かつ適切に開示されているか否かの評価が含まれている。

私どもは、法定外の財務書類に詐欺またはその他の不正行為もしくは誤謬によって生じた重大な虚偽の表示がないことについて合理的な保証を与えるに十分な証拠を得るために必要と考える全ての情報および説明を入手できるよう監査を計画し、実施した。意見の形成にあたり、私どもは、法定外の財務書類中の情報の表示が全体として適切であるかについても評価を行った。

## 監査意見

私どもの意見では、法定外の財務書類は、注記2に記載される会計方針に従い、適切に作成されていた。

(署名)デロイトLLP

デロイトLLP

勅許会計士

連合王国ロンドン

2009年6月22日

[前へ](#)   [次へ](#)

## INDEPENDENT AUDITORS' REPORT TO THE EXECUTIVE OFFICERS OF WORLD GOLD TRUST SERVICES, LLC

We have audited the non-statutory financial statements of World Gold Trust Services, LLC ("WGTS" or the "Company") for the year ended 31 December 2008 which comprise the Balance Sheet, Statement of Revenue and Expenditure, Cash Flow Statement, Statement of Changes in Equity and the related notes 1 to 14. These non-statutory financial statements have been prepared under the accounting policies set out therein and have been prepared in order to satisfy the requirements of inter alia, the Financial Instruments and Exchange Law of Japan (the "Regulations") as sponsors to the listing of SPDR® Gold Trust (the "Trust") (formally StreetTracks® Gold Trust) on the Tokyo Stock Exchange.

This report is made solely to the Company's executive officers in accordance with our engagement letter dated 22 June 2009 and solely for the purpose of assisting the executive officers of WGTS in satisfying the requirements of the Regulations. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Company's executive officers those matters we are required to state to them in an independent auditors' report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we will not accept or assume responsibility to anyone other than that company, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

### Respective responsibilities of executive officers and auditors

The executive officers' responsibilities are for preparing the non-statutory financial statements in accordance with the accounting policies set out within note 2.

Our responsibility is to audit the non-statutory financial statements in accordance with relevant legal and regulatory requirements and International Standards on Auditing (UK and Ireland).

We report to you our opinion as to whether the non-statutory financial statements have been properly prepared in accordance with the accounting policies set out within note 2. In addition we report to you if, in our opinion, the Company has not kept adequate accounting records or if we have not received all the information and explanations we require for our audit.

### Basis of audit opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK and Ireland) issued by the Auditing Practices Board. An audit includes examination, on a test basis, of evidence relevant to the amounts and disclosures in the non-statutory financial statements. It also includes an assessment of the significant estimates and judgements made by the executive officers in the preparation of the non-statutory financial statements, and of whether the accounting policies are appropriate to the Company's circumstances, consistently applied and adequately disclosed.

We planned and performed our audit so as to obtain all the information and explanations which we considered necessary in order to provide us with sufficient evidence to give reasonable assurance that the non-statutory financial statements are free from material misstatement, whether caused by fraud or other irregularity or error. In forming our opinion we also evaluated the overall adequacy of the presentation of information in the non-statutory financial statements.

## Opinion

In our opinion the non-statutory financial statements have been properly prepared in accordance with the accounting policies set out within note 2.

Deloitte LLP  
Chartered Accountants  
London, UK  
22 June 2009

[前へ](#)